第３次
大崎市男女共同参画推進基本計画アクションプラン

（令和４年度事業進捗状況調査報告書）

令和５年１１月

宮城県大崎市

は　じ　め　に

大崎市は，「すべての人が，その性別にかかわりなく一人の人間として大切にされ，一人ひとりが個性豊かに生きることができる大崎市」を築くため，平成 20 年４月に大崎市男女共同参画推進基本条例（以下，「条例」という。）を制定しました。

この条例に基づき，男女共同参画の推進に関し，総合的かつ計画的な施策の展開を図るため，平成３１年３月に第３次大崎市男女共同参画推進基本計画（以下，「基本計画」という。）を策定し「一人ひとりが一人の人間として大切にされる社会」の実現を目指すこととしております。

また，基本計画の実現に向けて，市が取り組む事業を具体的・効率的に進めるため，平成３１年３月に第３次大崎市男女共同参画推進基本計画アクションプラン（以下，「アクションプラン」という。）を策定しました。

アクションプランは，基本計画で定めた７９の取組事業について，目指すべき施策の方向に対する実績と課題を把握するため，実施状況の調査を毎年度行います。そのうち主要事業と位置づけた３１事業（実数２７事業）については，取り組みの達成度を測るための成果指標や，施策を取り巻く状況を把握するための参考指標を設定して，進捗状況の効率的な進行管理を行います。

アクションプランでは，取組事業ごとに事業推進課による自己検証と評価を行うとともに，庁内組織での内部検証や大崎市男女共同参画推進審議会による外部検証と評価を行い，その結果を年次報告書として毎年度公表するとともに，次年度以降の取組事業に反映させながら進行管理をしていきます。

目　　次

第３次大崎市男女共同参画推進基本計画の体系 …… １
取組事業の事業概要 …… ４

１　アクションプランの基本的事項
（１）　アクションプランの趣旨 …… ９
（２）　アクションプランの期間 …… ９
（３）　検証・評価・推進体制 …… ９

２　男女共同参画プロジェクトの基本的事項
（１）　プロジェクトの趣旨 ……１１
（２）　プロジェクトの期間 ……１１
（３）　プロジェクトの実施体制 ……１１
（４）　検証・評価・推進体制 ……１１

３　アクションプランの進捗状況調査結果
（１）　事業推進課別集計表 ……１２
（２）　施策の方向別集計表 ……１３
（３）　数値目標達成状況一覧 ……１６
（４）　取組事業の実施状況 ……１９
（５）　アクションプラン個票
１．市民及び事業者の理解を深めるための施策 ……２６
２．学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策 ……４６
３．性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策 ……６６
４．生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策……８６
５．就業分野における男女共同参画の推進に関する施策 ……１０２
６．家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策…１１８
７．男女共同参画の推進に関する調査及び研究 ……１３０

４　大崎市男女共同参画推進審議会の意見
・令和４年度大崎市男女共同参画の推進に関する施策の実施状況の
事業評価について（答申） ……１３４

第３次大崎市男女共同参画推進基本計画の体系

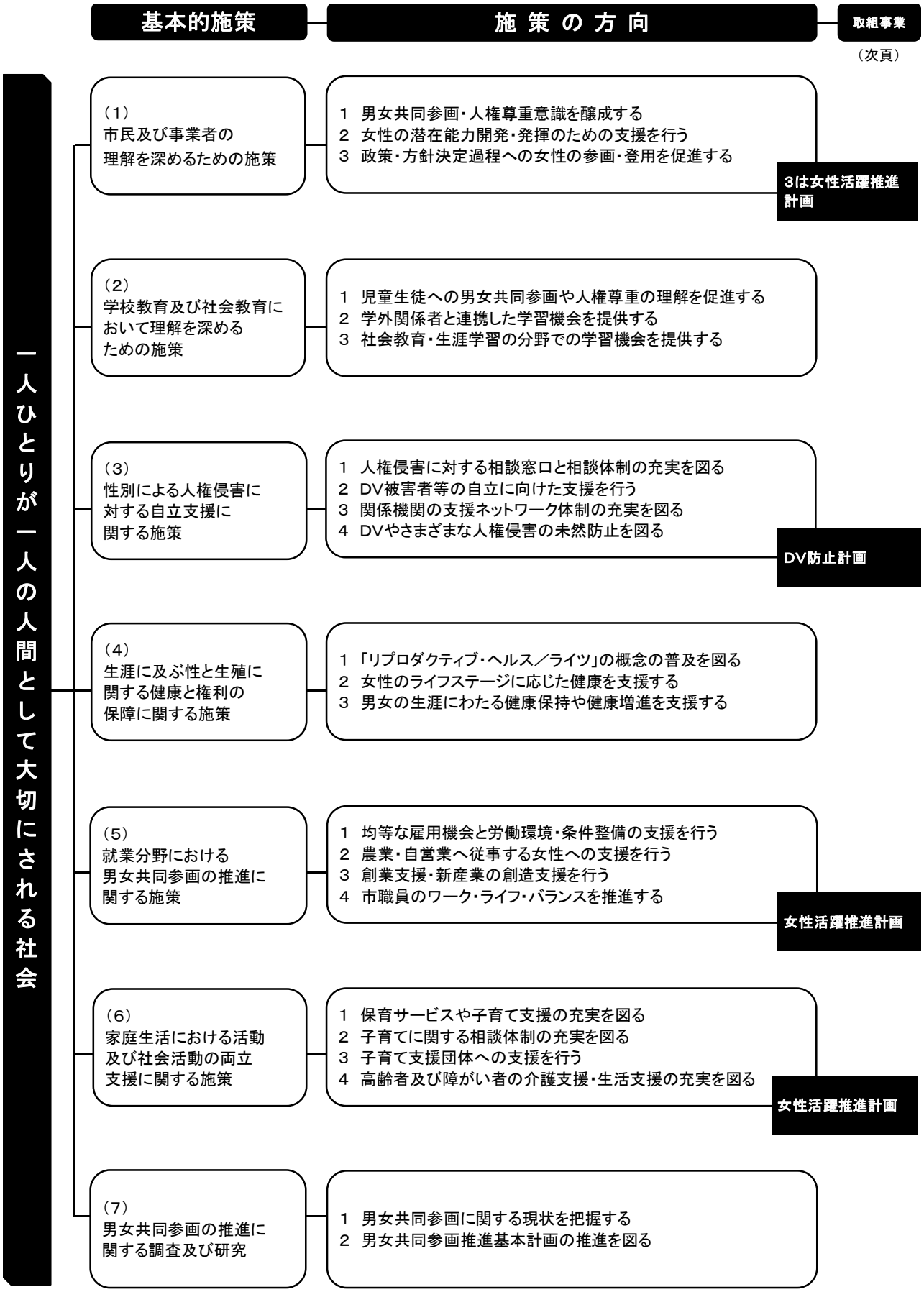

基本的施策	施策の方向		
	(1)～(79)	取組事業　※複数の施策への重複あり	事業推進課
基本的施策1　市民及び事業者の理解を深めるための施策			
	1　男女共同参画・人権尊重意識を醸成する		
	(1)	各種メディア等による男女共同参画推進意識の啓発　【主要事業】	男女共同参画推進室
	(2)	若い世代や男性に向けた啓発	男女共同参画推進室
	2　女性の潜在能力開発・発揮のための支援を行う		
	(3)	女性コーディネーター養成講座「大崎塾」の実施　【主要事業】	男女共同参画推進室
	(4)	女性セミナーなど女性教育事業の実施　((19)再掲)	中央公民館・基幹公民館
	(5)	女性団体との連携事業の実施	男女共同参画推進室
	(6)	市消防団への女性団員加入促進と育成　【主要事業】	防災安全課
	3　政策・方針決定過程への女性の参画・登用を促進する		
	(7)	審議会等委員への女性登用の促進　【主要事業】	男女共同参画推進室
	(8)	女性人材リスト事業の実施	男女共同参画推進室
	(9)	一日女性農業委員会の開催	農業委員会
	(10)	女性職員のキャリア形成の促進　【主要事業】((58)再掲)	人財育成課
基本的施策2　学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策			
	1　児童生徒への男女共同参画や人権尊重の理解を促進する		
	(11)	人権尊重や男女平等の意識を育てる教育の充実　【主要事業】	学校教育課
	(12)	学習指導要領に基づく生命と性に関する教育の充実	学校教育課
	(13)	教職員・保護者等への男女共同参画に関する理解の促進	学校教育課
	2　学外関係者と連携した学習機会を提供する		
	(14)	中高生を対象としたデートDV予防学習会の実施　【主要事業】((36再掲)	男女共同参画推進室
	(15)	小中学生への生命と性に関する学習機会の提供　【主要事業】((41)再掲)	男女共同参画推進室
	(16)	小中学校の児童生徒・保護者への健康教育　((46)再掲)	健康推進課
	(17)	学校保健委員会への参加　((47)再掲)	健康推進課
	3　社会教育・生涯学習の分野での学習機会を提供する		
	(18)	通学合宿など青少年の生活体験事業の実施　【主要事業】	中央公民館・基幹公民館
	(19)	女性セミナーなど女性教育事業の実施　((4)再掲)	中央公民館・基幹公民館
	(20)	地域づくりリーダー養成講座の実施　【主要事業】	中央公民館
	(21)	生涯学習出前講座実施メニューの充実	生涯学習課
基本的施策3　性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策			
	1　人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る		
	(22)	男女共同参画相談体制の充実　【主要事業】	男女共同参画推進室
	(23)	フェミニストカウンセリングの実施	男女共同参画推進室
	(24)	婦人保護相談体制の充実　【主要事業】	子育て支援課
	(25)	人権擁護委員連絡協議会と連携した相談・啓発活動の実施	市政情報課
	(26)	地域包括支援センターと連携した相談体制の充実　【主要事業】((73)再掲)	高齢介護課
	(27)	相談窓口の周知と相談に関する情報提供	男女共同参画推進室
	2　DV被害者等の自立に向けた支援を行う		
	(28)	DV被害者の安全確保に関する支援　【主要事業】	子育て支援課
	(29)	一時避難体制の充実	男女共同参画推進室
	(30)	ひとり親家庭等への就労支援や制度の周知　((68)再掲)	子育て支援課
	(31)	住民基本台帳の閲覧制限などDV被害者等情報の保護	市民課
	(32)	DV被害者等の市営住宅抽選優遇の措置	建築住宅課
	3　関係機関の支援ネットワーク体制の充実を図る		
	(33)	庁内の各種相談窓口の連携の強化　【主要事業】	男女共同参画推進室
	(34)	庁内外の関係機関との連携の充実	子育て支援課
	(35)	高齢者虐待防止等ネットワーク推進会議の実施	高齢介護課
	4　DVやさまざまな人権侵害の未然防止を図る		
	(36)	中高生を対象としたデートDV予防学習会の実施　【主要事業】((14)再掲)	男女共同参画推進室
	(37)	市民を対象としたDV予防研修会の実施	男女共同参画推進室
	(38)	多様な性のあり方についての理解促進	男女共同参画推進室
	(39)	大崎市メール配信サービスによる不審者情報提供	防災安全課

基本的施策４　生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策

１　「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念の普及を図る

(40) 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の普及啓発活動の実施　【主要事業】	男女共同参画推進室
(41) 小中学生への生命と性に関する学習機会の提供　【主要事業】((15)再掲)	男女共同参画推進室

２　女性のライフステージに応じた健康を支援する

(42) 妊産婦への訪問や育児相談など母子保健事業の実施　【主要事業】	健康推進課
(43) 経済的な困窮者への助産施設入所の支援	子育て支援課
(44) 女性のがん検診受診の啓発　【主要事業】	健康推進課

３　男女の生涯にわたる健康保持や健康増進を支援する

(45) 各種健康教育・健康増進教室の実施　【主要事業】	健康推進課
(46) 小中学校の児童生徒・保護者への健康教育　((16)再掲)	健康推進課
(47) 学校保健委員会への参加　((17)再掲)	健康推進課
(48) 健康相談事業の実施	健康推進課

基本的施策５　就業分野における男女共同参画の推進に関する施策

１　均等な雇用機会と労働環境・条件整備の支援を行う

(49) 男女均等な採用選考ルールやハラスメント対策などの周知	産業商工課
(50) ワーク・ライフ・バランス推進のための各種支援制度の普及　【主要事業】	産業商工課

２　農業・自営業へ従事する女性への支援を行う

(51) 直売所団体等が行う活動への支援	観光交流課
(52) 農産加工クラブ開放講座への支援　【主要事業】	農林振興課
(53) アグリビジネス創出事業等による6次産業化の推進	農林振興課
(54) 女性農業者等に対する研修会や交流会への参加促進	農林振興課

３　創業支援・新産業の創造支援を行う

(55) 潜在的労働力をＩＴ人材として育成するための支援	産業商工課
(56) 創業支援機関等と連携した起業支援　【主要事業】	産業商工課

４　市職員のワーク・ライフ・バランスを推進する

(57) ワーク・ライフ・バランス推進に向けた職場環境づくり　【主要事業】	人財育成課
(58) 女性職員のキャリア形成の促進　【主要事業】((10)再掲)	人財育成課

基本的施策６　家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策

１　保育サービスや子育て支援の充実を図る

(59) 多様な保育サービスの提供　【主要事業】	子ども保育課
(60) 一時預かり事業など各種特別保育事業の実施	子ども保育課
(61) 市立幼稚園での一時預かり事業の実施	学校教育課
(62) 私立幼稚園での一時預かり事業の支援	子ども保育課
(63) 放課後児童クラブの実施　【主要事業】	子育て支援課
(64) ファミリーサポート事業の実施	子育て支援課

２　子育てに関する相談体制の充実を図る

(65) 家庭児童相談支援体制の充実	子育て支援課
(66) 要保護児童対策ネットワークの充実	子育て支援課
(67) 子育て支援センターでの育児相談や情報提供　【主要事業】	子育て支援課
(68) ひとり親家庭等への就労支援や制度の周知　((30)再掲)	子育て支援課

３　子育て支援団体への支援を行う

(69) 子育て支援サークルの育成とネットワークへの支援	子育て支援課
(70) 学童保育運営団体への支援	子育て支援課

４　高齢者及び障がい者の介護支援・生活支援の充実を図る

(71) 介護予防サービスや介護サービスの充実	高齢介護課
(72) 生活支援サービスの充実	高齢介護課
(73) 地域包括支援センターと連携した相談体制の充実　【主要事業】((26)再掲)	高齢介護課
(74) 障害福祉サービスや障がい児支援の充実	社会福祉課

基本的施策７　男女共同参画の推進に関する調査及び研究

１　男女共同参画に関する現状を把握する

(75) 男女共同参画推進の現状についての各種調査と情報収集	男女共同参画推進室
(76) 男女共同参画推進についての研究	男女共同参画推進室

２　男女共同参画推進基本計画の推進を図る

(77) 第３次男女共同参画推進基本計画の進行管理	男女共同参画推進室
(78) 基本計画の取組事業進捗状況の評価・検証	男女共同参画推進室
(79) 男女共同参画プロジェクトの推進　【主要事業】	男女共同参画推進室

取組事業の事業概要

基本的施策	主要事業	事業番号	取組事業名	事業概要　（具体的な取組内容）	事業推進課
（1）市民及び事業者の理解を深めるための施策	施策の方向１　男女共同参画・人権尊重意識を醸成する				
	○	(1)	各種メディア等による男女共同参画推進意識の啓発	①各種メディアによる情報発信 ②学習会やイベント等の開催 ③啓発用品・資料配布による周知	男女共同参画推進室
		(2)	若い世代や男性に向けた啓発	性別による役割分担意識の解消や，長時間労働の抑制などの働き方について，若い世代や男性の立場・視点から理解を深めるよう情報発信や啓発を行う。	男女共同参画推進室
	施策の方向２　女性の潜在能力開発・発揮のための支援を行う				
	○	(3)	女性コーディネーター養成講座「大崎塾」の実施	①講座の実施 ②講座参加者の活動促進	男女共同参画推進室
		(4)	女性セミナーなど女性教育事業の実施（(19)再掲）	女性としての知識と教養を高めること，また，参加者同士の交流を図るとともに，心豊かな生きがいのある生活に寄与するため，毎年，テーマをもって各種女性セミナーの充実を図る。	生涯学習課
		(5)	女性団体との連携事業の実施	女性団体に情報提供を行い，団体活動の活発化を支援する。女性団体に向けた各種情報提供のほか，女性団体と連携して市民に対する啓発活動を行う。女性団体と市長との懇談会の場を支援する。	男女共同参画推進室
	○	(6)	市消防団への女性団員加入促進と育成	①女性団員が活躍できる場の提供 ②広報誌，ウェブサイトへの掲載，啓発用品配布による周知	防災安全課
	施策の方向３　政策・方針決定過程への女性の参画・登用を促進する				
	○	(7)	審議会等委員の女性登用促進	市の審議会等委員の選任について，男女比率に配慮した構成となるよう公募委員の追加や資格要件の緩和を検討するなど，積極的改善措置を講じるよう改選時期前に各課に働きかける。	男女共同参画推進室
		(8)	女性人材リスト事業の実施	市の審議会委員や，研修会・講座の講師として活動を希望する女性を各課へ紹介する体制として，女性人材リストを整備する。	男女共同参画推進室
		(9)	一日女性農業委員会の開催	魅力ある農業や地域づくりのため活動されている女性の方々と，将来の農村社会の担い手候補である，農業系の学科のある高等学校の女子生徒を一日女性農業委員に委嘱し，本市農業振興に向けた意見をいただくことを目的に，一日女性農業委員会を開催する。	農業委員会
	○	(10)	女性職員のキャリア形成の促進（(58)再掲）	①キャリア形成支援 ②能力適性を重視した女性職員の管理職への登用	人財育成課
（2）学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策	施策の方向１　児童生徒への男女共同参画や人権尊重の理解を促進する				
	○	(11)	人権尊重や男女平等の意識を育てる教育の充実	①道徳科において小学校では「相互理解」「公正・公平」，中学校では「相互理解」「社会参画」「集団生活の充実」などの価値項目を重視し，人と人との関わり方や，個人の悩みに関する意識調査を各学校で実施する。 ②男女共同参画に関し，学外関係者と連携した授業やPTA研修会を各学校で実施する。	学校教育課
		(12)	学習指導要領に基づく生命と性に関する教育の充実	小・中学校の児童や生徒に生命と性に関する学習の実施を支援する。	学校教育課
		(13)	教職員・保護者等への男女共同参画に関する理解の促進	個々人の得意分野をより発揮できるよう職務上の分掌(ＰＴＡの分担)を割り振っていく。また，チームを組んで互いの良さに気付けるようにしていく。	学校教育課
	施策の方向２　学外関係者と連携した学習機会を提供する				
	○	(14)	中高生を対象としたデートDV予防学習会の実施（(36)再掲）	①市内中学校：各中学校が実施する学習会への講師派遣と情報提供 ②市内高等学校：県主催のデートＤＶ防止講座への応募促進と情報提供 ③中高生を取り巻く関係者への理解促進 ④生徒アンケートの実施・集計・分析	男女共同参画推進室
	○	(15)	小中学生への生命と性に関する学習機会の提供（(41)再掲）	関係機関と連携し，小学生・中学生を対象に「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関する学習の機会を提供する。中学生については，デートＤＶ予防学習会（事業番号14）の中で，性・生命の大切さを中心とした内容も取り入れ実施し，小学生については，学習内容，学習機会の提供方法も含め検討していく。 【令和3年度追記】「生命(いのち)の安全教育」の強化 文部科学省・内閣府作成「生命の安全教育」教材等を活用した児童への指導・取り組みへの支援・調査を行う。	男女共同参画推進室
		(16)	小中学校の児童生徒・保護者への健康教育（(46)再掲）	学校や教育委員会と連携し，健全な母性・父性の育成を目的に思春期への健康教育を行う。 健康教育を実施し，思春期における体や心の変化や妊娠・出産について理解を深める。	健康推進課
		(17)	学校保健委員会への参加（(47)再掲）	学校保健委員会に対し積極的な参加要請があり，その場面を活用し，健康づくりに関しての啓発を実施する。	健康推進課

基本的施策	主要事業	事業番号	取組事業名	事業概要　（具体的な取組内容）	事業推進課
（2）学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策	施策の方向３　社会教育・生涯学習の分野での学習機会を提供する				
	○	(18)	通学合宿など青少年の生活体験事業の実施	①松山地域「合宿通学」3泊4日／松山体育研修センター ②鹿島台地域「チャレンジスクール」3泊4日／鹿島台学童農園 ③田尻地域「ロマンスクール」3泊4日／ロマン館	生涯学習課
		(19)	女性セミナーなど女性教育事業の実施（(4)再掲）	（(4)再掲）	生涯学習課
	○	(20)	地域づくりリーダー養成講座の実施	公民館職員や地域づくり委員会役員等の研修会や講習会を通じて話し合いの場づくりの工夫，公民館の地域運営に関するノウハウやコミュニケーション及びプレゼンテーション能力を高め，持続可能な地域運営に関する手法を学習する。研修内容については各地域の実情を考慮し，研修対象者のレベルに対応した研修会を毎年内容を検討し開催する。	生涯学習課
		(21)	生涯学習出前講座実施メニューの充実	行政の取り組みや情報，学習資源を出前講座として実施しているが，市民の多様化・高度化するニーズに対応した実施メニューを提供する。	生涯学習課
（3）性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策	施策の方向１　人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る				
	○	(22)	男女共同参画相談体制の充実	①男女共同参画相談室「Withおおさき」を設置し，常設相談室による電話，面接相談を実施する。 ②相談員のスキルアップを図るため，県・関係団体等主催の研修等へ参加し，知識や技術，情報を取得し，相談対応力を向上させる。	男女共同参画推進室
		(23)	フェミニストカウンセリングの実施	相談室において，専門のカウンセラーによるフェミニストカウンセリングを月2回実施する。	男女共同参画推進室
	○	(24)	婦人保護相談体制の充実	①さまざまな困難事例に対応できるよう，研修に多く参加し，相談員のスキルアップを図る。 ②婦人保護に関する関係機関と情報共有しながら，支援体制を構築する。	子育て支援課
		(25)	人権擁護委員連絡協議会と連携した相談・啓発活動の実施	人権擁護委員連絡協議会の定例相談において，差別や虐待，パワーハラスメントなど，様々な人権問題についての相談を実施する。「人権週間」と定められた週には，有機的，総合的に啓発活動を行う。	社会福祉課
	○	(26)	地域包括支援センターと連携した相談体制の充実（(73)再掲）	①相談体制の充実 ②地域包括支援センターとの連携強化	高齢障がい福祉課
		(27)	相談窓口の周知と相談に関する情報提供	リーフレット，啓発用品等を作成配布し相談室の周知を図る。相談室のウェブサイトを活用し，相談に関する情報を提供する。	男女共同参画推進室
	施策の方向２　DV被害者等の自立に向けた支援を行う				
	○	(28)	DV被害者の安全確保に関する支援	相談内容により一時保護が必要な場合には宮城県女性センター等へ入所措置をする。関係機関（保護施設，警察等）と連携し，加害者から遠ざけ危害が及ばないように安全を確保するとともに，被害者の自立に向けたサポートを行う。	子育て支援課
		(29)	一時避難体制の充実	DV等により心身に危害を加えられた女性等が，一時的に避難する意思を有する場合に，NPO等と連携を図りながら，支援する体制及び施設を充実する。	男女共同参画推進室
		(30)	ひとり親家庭等への就労支援や制度の周知（(68)再掲）	母子父子自立支援員による生活・就業相談等を実施し，ひとり親家庭に必要な情報の提供を図る。	子育て支援課
		(31)	住民基本台帳の閲覧制限などDV被害者等情報の保護	DV等被害者の方を保護するため，住民基本台帳の一部の写しの閲覧（住民基本台帳法（以下「法」という。）第11条，第11条の2），住民票の写し等の交付（法第12条，第12条の2，第12条の3）及び戸籍の附票の写しの交付（法第20条）について，不当な目的により利用されることを防止する。	市民課
		(32)	DV被害者等の市営住宅抽選優遇の措置	配偶者からの暴力被害者について，市営住宅入居の際の抽選優遇を行う。	建築住宅課

基本的施策	主要事業	事業番号	取組事業名	事業概要　（具体的な取組内容）	事業推進課
（3）性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策	施策の方向3　関係機関の支援ネットワーク体制の充実を図る				
	○	(33)	庁内の各種相談窓口の連携の強化	ＤＶ対策庁内ネットワーク会議を開催し，市役所内の関係課が共通認識を持って情報を共有し，常に連携できる体制を備える。（研修会，定例会議）	男女共同参画推進室
		(34)	庁内外の関係機関との連携の充実	警察署，児童相談所，市関係機関との連絡を密にし，ＤＶ被害者に寄り添い支援を行う。離婚を望んでいる場合は女性センターが，望んでいない場合は市が支援を行う。子供がいる，あるいは借金がある場合は児童相談所，市政情報課と連携を図る。 要保護児童対策地域協議会における実務者会議，個別支援会議等を開催し，また児童相談所，主任児童委員との情報交換を行い，子ども虐待防止対策を行う。	子育て支援課
		(35)	高齢者虐待防止等ネットワーク推進会議の実施	高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し，関係機関等との連携を強化する。 高齢者の権利擁護に関する機関や団体と連携し，相談体制の充実を図る。 相談数と対応状況の分析を行い，虐待の現状と今後の方針について検討する。	高齢障がい福祉課
	施策の方向4　DVやさまざまな人権侵害の未然防止を図る				
	（○）	(36)	中高生を対象としたデートDV予防学習会の実施（(14)再掲）	（(14)再掲）	男女共同参画推進室
		(37)	市民を対象としたDV予防研修会の実施	市民または民生・児童委員等の支援者を対象にDV予防研修会を実施する。	男女共同参画推進室
		(38)	多様な性のあり方についての理解促進	多様な性のあり方について，市民の理解を深め，当事者にとっても暮らしやすい大崎市をめざし，情報発信や普及啓発を行う。	男女共同参画推進室
		(39)	大崎市メール配信サービスによる不審者情報提供	警察・教育委員会等からの情報提供を受け，メール配信サービスの登録者宛てに，不審者の情報提供を行い，注意喚起を行う。	防災安全課
（4）生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策	施策の方向1　「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念の普及を図る				
	○	(40)	「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の普及啓発活動の実施	①庁内推進委員会等で「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康・権利）について学習会を開催する。 ②関係機関と連携し，「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」について情報を収集し，啓発を行う。	男女共同参画推進室
	（○）	(41)	小中学生への生命と性に関する学習機会の提供（(15)再掲）	（(15)再掲）	男女共同参画推進室
	施策の方向2　女性のライフステージに応じた健康を支援する				
	○	(42)	妊産婦への訪問や育児相談など母子保健事業の実施	①母子健康手帳交付と交付時の健康相談 ②パパママ講座・プレママ料理教室の実施 ③妊産婦・新生児訪問指導 ④離乳食教室・育児相談事業 ⑤母親の心の健康支援事業	健康推進課
		(43)	経済的な困窮者への助産施設入所の支援	異常分娩の恐れ，妊娠中の胎児又は母体に異常があるとき，環境的に安全分娩が認められないときに助産制度を利用し安全な分娩を支援する。	子育て支援課
	○	(44)	女性のがん検診受診の啓発	①がん検診推進事業において，特定の年齢の人に検診のお知らせと受診票のほかに，無料クーポン券，検診手帳を配布する。 ②受診者を増やすために，申し込みの呼びかけのチラシを作成し，保健推進員等の協力をもらい全世帯への配布や声がけを行う。 ③精密検査に該当した人については，精密検査受診を促し，疾病の早期発見・早期治療につなげる。	健康推進課
	施策の方向3　男女の生涯にわたる健康保持や健康増進を支援する				
	○	(45)	各種健康教育・健康増進教室の実施	①健康増進教室 ②地区健康教室 ③健康手帳作成事業	健康推進課
		(46)	小中学校の児童生徒・保護者への健康教育（(16)再掲）	（(16)再掲）	健康推進課
		(47)	学校保健委員会への参加（(17)再掲）	（(17)再掲）	健康推進課
		(48)	健康相談事業の実施	心身の健康に関する個別の相談に応じ，必要な指導・助言を行い家庭における健康管理ができるよう地区健康相談，生活習慣相談を実施する。	健康推進課

基本的施策	主要事業	事業番号	取組事業名	事業概要　（具体的な取組内容）	事業推進課
（５）就業分野における男女共同参画の推進に関する施策	施策の方向１　均等な雇用機会と労働環境・条件整備の支援を行う				
		(49)	男女均等な採用選考ルールやハラスメント対策などの周知	①事業主へのチラシ配布等情報提供 　市内の各事業主に対し，セクハラ防止のチラシを配布し，男女の違いを考慮したきめ細やかな雇用対策を支援する。 ②採用等の格差是正についての周知 　企業訪問時に関係法令などを周知し，採用等の格差是正について働きかけを行う。 ③会議等開催時の周知 　未来産業創造おおさきや大崎市工業会等の地域の企業の代表が一堂に会する総会時等において，チラシ等による情報提供を実施する。	産業商工課
	○	(50)	ワーク・ライフ・バランス推進のための各種支援制度の普及	①企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組の啓発・促進 ②広報，ウェブサイトによる周知	産業商工課
	施策の方向２　農業・自営業へ従事する女性への支援を行う				
		(51)	直売所団体等が行う活動への支援	イベント開催等での直売所開設場所など支援を行う。	観光交流課
	○	(52)	農産加工クラブ開放講座への支援	大崎市内の一般市民を対象に農産加工技術の普及や，農産物を加工することの喜びを感じ，伝統的な食品加工技術である「もち料理」や「味噌」などの発酵食などの食文化を指導・伝承するため開放講座の運営や場所の提供等を支援する。	農政企画課
		(53)	アグリビジネス創出事業等による6次産業化の推進	米や野菜の一次産品への付加価値を創出する中小規模の農産加工や農産物直売所，農家レストラン等の施設整備を支援し，アグリビジネスの創出と６次産業化をすすめる。	農政企画課
		(54)	女性農業者等に対する研修会や交流会への参加促進	女性農業者の参加を呼びかけ，女性同士のつながりや意識の向上につなげる。	農政企画課
	施策の方向３　創業支援・新産業の創造支援を行う				
		(55)	潜在的労働力をＩＴ人材として育成するための支援	市民向けＩＴセミナーを開催し，主に育児などの事情で就労意欲があるにもかかわらず就労できない方に対して，テレワーク等の「新しい働き方」を周知啓発し，ＩＴ人材として育成する。また，育成されたＩＴ人材を人手不足に悩む地場産業とマッチングさせる体制を構築する。	産業商工課
	○	(56)	創業支援機関等と連携した起業支援	「おおさきコワーキングスペース alata（アラタ）」を設置。円滑な運営による交流の場・拠点づくりを推進しながら，創業支援機関である商工会議所・商工会及び金融機関等と連携し，起業支援体制を強化する。	産業商工課
	施策の方向４　市職員のワーク・ライフ・バランスを推進する				
	○	(57)	ワーク・ライフ・バランス推進に向けた職場環境づくり	①時間外勤務の縮減，年次有給休暇の取得推進 ②男性職員の育児休業，特別休暇の取得促進	人財育成課
	（○）	(58)	女性職員のキャリア形成の促進（(10)再掲）	（(10)再掲）	人財育成課
（６）家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策	施策の方向１　保育サービスや子育て支援の充実を図る				
	○	(59)	多様な保育サービスの提供	①公立保育所・私立保育所・認定こども園・地域型保育施設にて，通常保育，障がい児保育，病児保育，病後児保育，アレルギー除去食の提供を実施。 ②延長保育事業の実施	子育て支援課
		(60)	一時預かり事業など各種特別保育事業の実施	待機児童の解消に努め，特別保育事業（一時預かり保育），保育サービス等の充実を行う 。一時預かり事業・緊急・一時的に預かり保育が必要となった児童に対して，保護者に代わって保育する事業を実施する。	子育て支援課
		(61)	市立幼稚園での一時預かり事業の実施	緊急一時的に預かり保育が必要となった園児に対して，保護者に代わって保育を行う。	学校教育課
		(62)	私立幼稚園での一時預かり事業の支援	県の確認を受けた私立幼稚園や認定こども園の幼稚園部門において，教育時間後や長期休業日に保護者に代わり児童を預かる事業の支援を行う。	子育て支援課
	○	(63)	放課後児童クラブの実施	放課後に留守家庭となる児童を対象に，適切な遊びと生活の場を提供し，家庭にかわる安全で安心な居場所として実施する。	子育て支援課
		(64)	ファミリーサポート事業の実施	「子育ての手伝いを依頼する会員」「子育ての手伝いを提供できる会員」が相互援助活動を提供する会員登録制の事業を実施する。	子育て支援課

基本的施策	主要事業	事業番号	取組事業名	事業概要　（具体的な取組内容）	事業推進課
（6）家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策	施策の方向2　子育てに関する相談体制の充実を図る				
		(65)	家庭児童相談支援体制の充実	家庭児童相談員による児童の養育に関する問題，悩み等の相談に応じて適切な助言指導を行う。	子育て支援課
		(66)	要保護児童対策ネットワークの充実	要保護児童対策地域協議会において実務者会議等を開催する。児童相談所，主任児童委員との情報交換を行い児童虐待防止に努める。	子育て支援課
	○	(67)	子育て支援センターでの育児相談や情報提供	①各子育て支援センター（7地域）相談受付 ②子育て親子の交流の場の提供	子育て支援課
		(68)	ひとり親家庭等への就労支援や制度の周知（(30)再掲）	（(30)再掲）	子育て支援課
	施策の方向3　子育て支援団体への支援を行う				
		(69)	子育て支援サークルの育成とネットワークへの支援	①子育てネットワークの支援として，新たなサークル立ち上げの協力や，入会希望者の仲介等行う。ネットワーク会議を開催する。 ②子育てサークルへの支援として，ホームページ上や紙媒体での各サークル紹介の場を提供する。	子育て支援課
		(70)	学童保育運営団体への支援	市内の小学校に在学する「留守家庭児童」等を対象とした放課後児童健全育成事業を実施する。	子育て支援課
	施策の方向4　高齢者及び障がい者の介護支援・生活支援の充実を図る				
		(71)	介護予防サービスや介護サービスの充実	高齢者が自ら介護予防活動に参加し，介護予防に向けた取組が主体的に実施される地域社会の構築を目指し，介護予防の知識の普及啓発や高齢者の集いなどの取組みを育成，支援する。また，介護を必要とする高齢者が可能な限り在宅での生活ができるように，日常生活圏域における介護サービス基盤の整備状況を踏まえながら，居宅サービスの充実を図る。	高齢障がい福祉課
		(72)	生活支援サービスの充実	高齢者が住み慣れた地域において，いつまでも安心して生活を継続することができるよう生活支援サービスの充実を図り，高齢者とその家族の日常生活の継続を支援する。	高齢障がい福祉課
	（○）	(73)	地域包括支援センターと連携した相談体制の充実（(26)再掲）	（(26)再掲）	高齢障がい福祉課
		(74)	障害福祉サービスや障がい児支援の充実	障がい者や障がい児が，日常生活又は社会生活を営むことができるよう，必要な障害福祉サービスに係る給付，地域生活支援事業その他の支援を総合的に行う。	高齢障がい福祉課
（7）男女共同参画の推進に関する調査及び研究	施策の方向1　男女共同参画に関する現状を把握する				
		(75)	男女共同参画推進の現状についての各種調査と情報収集	国・県等の依頼による各種調査を実施し，調査結果等情報取集を図る。	男女共同参画推進室
		(76)	男女共同参画推進についての研究	国・県・他の市町村等の取組状況等を調査しながら情報取集を図り，取り組むべき事業について研究する。	男女共同参画推進室
	施策の方向2　男女共同参画推進基本計画の推進を図る				
		(77)	第３次男女共同参画推進基本計画の進行管理	市民意識調査等により，市民意識の変化を見極めながら施策展開のための研究を行い，必要に応じて計画の見直し，改正を行う。	男女共同参画推進室
		(78)	基本計画の取組み事業進捗状況の評価・検証	取組み事業（アクションプラン）の進捗状況を庁内推進委員会で調査・検討し，庁内推進本部にて内容を協議，その後審議会へ諮問し審議することにより，進捗調査による事業管理を行う。	男女共同参画推進室
	○	(79)	男女共同参画プロジェクトの推進	プロジェクト・チームを設置し，関係課の連携のもとで具体的な実践項目の調査・研究及び企画・立案を行い，事業を実践する。 【生命を守るプロジェクト（継続プロジェクト】 【宝をつなぐプロジェクト（新規プロジェクト】	男女共同参画推進室

主要事業
計　27 事業

1　アクションプランの基本的事項

（1）　アクションプランの趣旨

このアクションプランは，平成 31 年３月に策定した第３次大崎市男女共同参画推進基本計画（以下「本計画」という。）に基づき，一人ひとりが一人の人間として大切にされる社会「男女共同参画社会」の実現に向けて，市が取り組む事業を具体的・効率的に進めるためのプランです。

本計画で定めた 79 の取組事業は，目指すべき施策の方向に対する実績と課題を把握するため，実施状況について毎年度調査を行います。そのうち主要事業と位置づけた 31 事業（実数 27 事業）については，計画期間中のアクションプラン個票を作成し，数値目標として取組の達成度を測るための成果指標や，施策を取り巻く状況を把握するための参考指標を設定して，進捗状況の効率的な進行管理を行います。

（2）　アクションプランの期間

本計画の期間と同様に，令和元（2019）年度から令和５（2023）年度までの５年間とします。取組事業の具体的な内容やアクションプラン個票で設定した数値目標などについては，本計画の中間年に状況確認を行い，社会情勢や法制度の変更，国・県の動向などに応じて必要な見直しを行うことにしており，令和２年度の実績や各計画等を踏まえ，８事業の目標値等について令和３年度から見直しました。

（3）　検証・評価・推進体制

取組事業ごとに事業推進課による自己検証と評価を行うとともに，庁内組織での内部検証や大崎市男女共同参画推進審議会による外部検証と評価を行います。その過程では，必要に応じて事業推進課とヒアリングや意見交換の機会を設け，目標数値の達成度だけでは測れない事業全体の実施状況や課題の把握に努めます。

なお，取組事業の検証・評価は基本的施策別に総合的に行うほか，主要事業については個別に行い，その結果を年次報告書として毎年度公表するとともに，次年度以降の取組事業に反映させながら進行管理をしていきます。

アクションプランの検証から公表の流れ

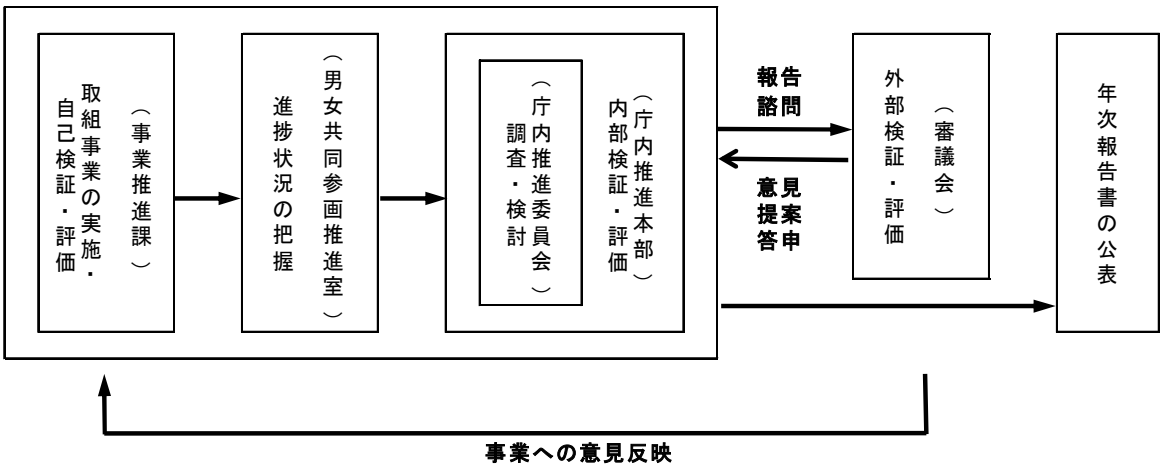

【大崎市男女共同参画推進審議会】（審議会）

市民，各種団体，学識経験者を構成員とする市の附属機関で，男女共同参画の推進に関する計画その他重要事項を審議する第三者機関です。市長の諮問に応じ，施策の実施状況やアクションプランの進捗状況の確認，検証・評価の妥当性を審議し，今後の施策の推進について答申を行います。

【大崎市男女共同参画庁内推進本部】（庁内推進本部）

市の部長級の職員等で構成している組織で，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ円滑に推進するため，施策の企画及び推進，総合調整などについて協議します。事業推進課が実施した取組事業等について，庁内推進委員会が行った調査・検討内容をもとに，審議会への諮問事項等について市の最終意思決定を行います。

【大崎市男女共同参画庁内推進委員会】（庁内推進委員会）

市職員のうちから市長が任命する委員で構成する庁内推進本部内の組織で，庁内推進本部の目的を達成するため，必要な事項について調査・検討をします。事業推進課が作成した取組事業の実績と課題，アクションプラン個票の自己検証と評価について，調査を行います。

【事務局】

審議会及び本部会議の庶務は，市民協働推進部まちづくり推進課男女共同参画推進室において所掌し，庁内の関係課や関係機関との調整を行います。

（大崎市男女共同参画推進審議会）

（施策の実施状況の事業評価について答申）

（大崎市男女共同参画審議会作業部会全体会）

（大崎市男女共同参画庁内推進委員会）

2　男女共同参画プロジェクトの基本的事項

（1）　プロジェクトの趣旨

男女共同参画プロジェクトは，男女共同参画の視点から２部門以上にわたる新たな行政需要の解決を図るため，課の垣根を越えて横断的な事業を展開するものです。第２次基本計画から実施しており，縦割り組織に捉われない多様な視点と立場から企画運営を行っています。本計画では，２つのプロジェクトを掲げ，男女共同参画社会の実現に取り組みます。

生命（いのち）を守るプロジェクト（継続プロジェクト）

第２次基本計画で行ったプロジェクトを継続し，取組事業として「中高生を対象としたデート DV 予防学習会」を中心に展開し，市民一人ひとりが暴力のない生命を大切にする社会の実現に取り組みます。

事業推進課・・・男女共同参画推進室

主な関係課・・・学校教育課，各小中学校，健康推進課

宝をつなぐプロジェクト（新規プロジェクト）

大崎市の多様な才能をもった市民，市内の豊かな地域資源や地域の力を「宝」として位置づけ，男女共同参画の視点でそれらの「宝」をつなぎ，市民一人ひとりがその持てる力を発揮できるような場の提供に努めます。

事業推進課・・・男女共同参画推進室

（2）　プロジェクトの期間

令和元（2019）年度から令和５（2023）年度までの５年間です。

プロジェクトの実践項目は，企画・立案から実践までの期間をおおむね１～2 年程度とし，市民ニーズや事業効果を勘案して内容を見直しながら，事業を実施していきます。

（3）　プロジェクトの実施体制

大崎市男女共同参画庁内推進委員に，専門知識を有する職員を加えたプロジェクト・チームを設置して行います。プロジェクトごとに具体的な実践項目の企画・立案を行い，プロジェクト・チームは事業推進課や関係課とともに事業の実践に携わります。

（4）　検証・評価・推進体制

プロジェクトの検証・評価・推進体制は，実践項目の内容や期間に応じて，取組事業の検証・評価・推進体制の手法に準じて行います。

３　アクションプランの進捗状況調査結果

（１）事業推進課別集計表

基本的施策

１．市民及び事業者の理解を深めるための施策
２．学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策
３．性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策
４．生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策
５．就業分野における男女共同参画の推進に関する政策
６．家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策
７．男女共同参画の推進に関する調査及び研究

取組事業：７つの基本的施策ごとに目指す方向を明らかにして，具体的な取組事業により施策を進めることとし毎年度事業の実績と課題を把握していきます。
主要事業：主要な事業については，計画期間中のアクションプラン個票を作成し，進捗状況の効率的な進行管理を行います。

（単位：事業）

事業推進課	基本的施策１		基本的施策２		基本的施策３		基本的施策４		基本的施策５		基本的施策６		基本的施策７		合　計	
	取組事業	主要事業	取組事業	主要事業	取組事業	主要事業	取組事業	主要事業	取組事業	主要事業	取組事業	主要事業	取組事業	主要事業	取組事業	主要事業
人財育成課	1	1							1	1					2	2
防災安全課	1	1			1										2	1
男女共同参画推進室	6	3	2	2	7	2	1	1					5	1	21	9
社会福祉課					1										1	
子育て支援課					4	2	1				10	3			15	5
高齢障がい福祉課					2	1					3				5	1
健康推進課			2				4	3							6	3
市民課					1										1	
農政企画課									3	1					3	1
産業商工課									4	2					4	2
観光交流課									1						1	
建築住宅課					1										1	
学校教育課			3	1							1				4	1
生涯学習課	1		3	2											4	2
農業委員会	1														1	
合　計	10	5	10	5	17	5	6	4	9	4	14	3	5	1	71	27

※取組事業７９事業のうち８事業，主要事業３１事業のうち４事業は重複事業のため除く。

（２）施策の方向別集計表

ア　配慮した項目の集計表

配慮した項目：事業の企画や実施にあたり男女共同参画の視点で配慮した項目（複数回答可）

１　企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２　男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３　事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４　男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５　一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

（単位：事業）

基本的施策	施策の方向	配慮した項目				
		1	2	3	4	5
基本的施策１	１　男女共同参画・人権尊重意識を醸成する	1	1	1	1	1
	２　女性の潜在能力開発・発揮のための支援を行う				1	2
	３　政策・方針決定過程への女性の参画・登用を促進する		1	2	1	
	小　計	1	2	3	3	3
基本的施策２	１　児童生徒への男女共同参画や人権尊重の理解を促進する					1
	２　学外関係者と連携した学習機会を提供する	2	2	2	2	2
	３　社会教育・生涯学習の分野での学習機会を提供する	1	1	2		
	小　計	3	3	4	2	3
基本的施策３	１　人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る	2	2	3	3	2
	２　ＤＶ被害者等の自立に向けた支援を行う				1	
	３　関係機関の支援ネットワーク体制の充実を図る			1	1	1
	４　ＤＶやさまざまな人権侵害の未然防止を図る					
	小　計	2	2	4	5	3
基本的施策４	１　「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念の普及を図る	1	1	1	1	1
	２　女性のライフステージに応じた健康を支援する		1	2	1	
	３　男女の生涯にわたる健康保持や健康増進を支援する		1	1		
	小　計	1	3	4	2	1
基本的施策５	１　均等な雇用機会と労働環境・条件整備の支援を行う				1	
	２　農業・自営業へ従事する女性への支援を行う		1	1	1	
	３　創業支援・新産業の創造支援を行う		1		1	
	４　市職員のワーク・ライフ・バランスを推進する					1
	小　計		2	1	3	1
基本的施策６	１　保育サービスや子育て支援の充実を図る		2	1		
	２　子育てに関する相談体制の充実を図る		1			
	３　子育て支援団体への支援を行う					
	４　高齢者及び障がい者の介護支援・生活支援の充実を図る					
	小　計		3	1		
基本的施策７	１　男女共同参画に関する現状を把握する					
	２　男女共同参画推進基本計画の推進を図る	1	1	1	1	1
	小　計	1	1	1	1	1
合　計		8	16	18	16	12
配慮した項目の割合		12%	24%	27%	24%	18%

イ　達成度の集計表

達成度：令和４年度の実績／令和４年度の目標値（どれか１つを選択）

※ただし審議会にて評価訂正のあった事業については，再評価をしたもの

事業番号１，３，２８，６７

Ａ　実施できた（１００％以上）

Ｂ　ある程度実施できた（７０％以上）

Ｃ　ほとんど実施できなかった

（単位：事業）

基本的施策	施策の方向	達成度		
		Ａ	Ｂ	Ｃ
基本的施策１	１　男女共同参画・人権尊重意識を醸成する		1	
	２　女性の潜在能力開発・発揮のための支援を行う	1		1
	３　政策・方針決定過程への女性の参画・登用を促進する	1	1	
	小　計	2	2	1
基本的施策２	１　児童生徒への男女共同参画や人権尊重の理解を促進する	1		
	２　学外関係者と連携した学習機会を提供する	2		
	３　社会教育・生涯学習の分野での学習機会を提供する		2	
	小　計	3	2	
基本的施策３	１　人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る	2	1	
	２　ＤＶ被害者等の自立に向けた支援を行う	1		
	３　関係機関の支援ネットワーク体制の充実を図る			1
	４　ＤＶやさまざまな人権侵害の未然防止を図る			
	小　計	3	1	1
基本的施策４	１　「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念の普及を図る	1		
	２　女性のライフステージに応じた健康を支援する	1	1	
	３　男女の生涯にわたる健康保持や健康増進を支援する		1	
	小　計	2	2	
基本的施策５	１　均等な雇用機会と労働環境・条件整備の支援を行う		1	
	２　農業・自営業へ従事する女性への支援を行う	1		
	３　創業支援・新産業の創造支援を行う	1		
	４　市職員のワーク・ライフ・バランスを推進する		1	
	小　計	2	2	
基本的施策６	１　保育サービスや子育て支援の充実を図る		2	
	２　子育てに関する相談体制の充実を図る	1		
	３　子育て支援団体への支援を行う			
	４　高齢者及び障がい者の介護支援・生活支援の充実を図る			
	小　計	1	2	
基本的施策７	１　男女共同参画に関する現状を把握する			
	２　男女共同参画推進基本計画の推進を図る		1	
	小　計		1	
合　計		13	12	2
達成度の割合		48%	44%	7%

ウ　進捗状況の集計表

進捗状況：施策の方向に掲げた事業の進捗状況（どれか１つを選択）
※ただし審議会にて評価訂正のあった事業については，再評価をしたもの
事業番号１，３，２８，６７

ａ　進んだ
ｂ　現状維持
ｃ　全く進んでいない（後退した）

（単位：事業）

基本的施策	施策の方向	進捗状況		
		ａ	ｂ	ｃ
基本的施策１	１　男女共同参画・人権尊重意識を醸成する	1		
	２　女性の潜在能力開発・発揮のための支援を行う	1	1	
	３　政策・方針決定過程への女性の参画・登用を促進する	1	1	
	小　計	3	2	
基本的施策２	１　児童生徒への男女共同参画や人権尊重の理解を促進する	1		
	２　学外関係者と連携した学習機会を提供する	2		
	３　社会教育・生涯学習の分野での学習機会を提供する		2	
	小　計	3	2	
基本的施策３	１　人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る	1	2	
	２　ＤＶ被害者等の自立に向けた支援を行う　（№28	1		
	３　関係機関の支援ネットワーク体制の充実を図る		1	
	４　ＤＶやさまざまな人権侵害の未然防止を図る			
	小　計	2	3	
基本的施策４	１　「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念の普及を図る	1		
	２　女性のライフステージに応じた健康を支援する	1	1	
	３　男女の生涯にわたる健康保持や健康増進を支援する		1	
	小　計	2	2	
基本的施策５	１　均等な雇用機会と労働環境・条件整備の支援を行う		1	
	２　農業・自営業へ従事する女性への支援を行う	1		
	３　創業支援・新産業の創造支援を行う	1		
	４　市職員のワーク・ライフ・バランスを推進する	1		
	小　計	3	1	
基本的施策６	１　保育サービスや子育て支援の充実を図る	1	1	
	２　子育てに関する相談体制の充実を図る	1		
	３　子育て支援団体への支援を行う			
	４　高齢者及び障がい者の介護支援・生活支援の充実を図る			
	小　計	2	1	
基本的施策７	１　男女共同参画に関する現状を把握する			
	２　男女共同参画推進基本計画の推進を図る		1	
	小　計		1	
合　計		15	12	
進捗状況の割合		56%	44%	

（３）数値目標達成状況一覧

目標値：アクションプランに掲げる令和４年度目標値または予想値
達成度：令和４年度の実績／令和４年度の目標値

基本的施策	施策の方向	事業番号	数値化した項目	目標値（予想値）	実　績	達成度	事　業推進課
１　市民及び事業者の理解を深めるための施策	①男女共同参画・人権尊重意識を醸成する	1	男女共同参画に関する啓発事業回数	30回	21回	70%	男女共同参画推進室
			男女共同参画に関する啓発事業参加人数	1,900人	1,498人	78%	
			各種啓発用品・資料配布数	3,000枚	3,200枚	106%	
	②女性の潜在能力開発・発揮のための支援を行う	3	大崎塾参加者数	30人	0人	0%	男女共同参画推進室
			受講者の人材リスト登録者数	5人	2人	40%	
		6	大崎市消防団女性団員数	21人	31人	147%	防災安全課
			女性団員の活動回数	12回	12回	100%	
			ＰＲ活動実施数	6回	6回	100%	
	③政策・方針決定過程への女性の参画・登用を促進する	7	審議会等委員への女性の登用率（地方自治法第203条の3によるもの）	38%	27%	71%	男女共同参画推進室
		10	女性職員の各種研修参加率（市役所一般行政職）	37%	85%	230%	人財育成課
			管理職に占める女性の割合（市長部局等）	17%	18%	106%	
			管理職に占める女性の割合（市民病院）	30%	28%	93%	
２　学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策	①児童生徒への男女共同参画や人権尊重の理解を促進する	11	意識調査を実施した割合（4回以上）	100%	100%	100%	学校教育課
			外部関係者との連携事業の実施割合	100%	100%	100%	
	②学外関係者と連携した学習機会を提供する	14	デートＤＶ予防学習会開催校数（市内中学校）	11校	11校	100%	男女共同参画推進室
			デートＤＶ予防学習会開催校数（市内高等学校）	4校	2校	50%	
		15	デートＤＶ（リプロ）予防学習会開催校	5校	5校	100%	
	③社会教育・生涯学習の分野での学習機会を提供する	18	実施地域	3地域	0地域	0%	地域交流センター基幹公民館
			参加人数	108人	0人	0%	
		20	実施回数	4回	4回	100%	地域交流センター
			参加人数	100人	96人	96%	
			女性割合	30%	35%	30%	

基本的施策	施策の方向	事業番号	数値化した項目	目標値（予想値）	実　績	達成度	事　業推進課
３　性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策	①人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る	22	男女共同参画相談員数	2人	2人	100%	男女共同参画推進室
			研修会への参加回数	10回	5回	50%	
		24	母子・父子自立支援員数（兼婦人相談員）	2人	2人	100%	子育て支援課
			研修会参加回数	5回	16回	320%	
		26	総合相談受付件数（地域包括延べ）		11,909件		高齢介護課
			高齢者虐待の受理会議数		65回		
			個別地域ケア会議件数（地域包括延べ）		27回		
	②ＤＶ被害者等の自立に向けた支援を行う	28	関係機関連携回数		471回		子育て支援課
			一時保護件数		4件		
	③関係機関の支援ネットワーク体制の充実を図る	33	ネットワーク会議開催数	3回	1回	33%	男女共同参画推進室
４　生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策	①「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念の普及を図る	40	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する学習会等の開催数	2回	2回	100%	男女共同参画推進室
	②女性のライフステージに応じた健康を支援する	42	妊娠11週以下での妊娠届出率	95.0%	96.6%	101.7%	健康推進課
			乳幼児家庭全戸訪問実施率	99.5%	99.5%	100.0%	
		44	乳がん検診受診率	29.5%	16.6%	56.3%	
			子宮頸がん検診受診率	24.0%	19.8%	86.1%	
	③男女の生涯にわたる健康保持や健康増進を支援する	45	地区健康教室・健康増進教室開催数	590回	402回	68%	健康推進課
			地区健康教室・健康増進教室参加人数	145,000人	6,496人	45%	

基本的施策	施策の方向	事業番号	数値化した項目	目標値（予想値）	実　績	達成度	事　業推進課
５　就業分野における男女共同参画の推進に関する施策	①均等な雇用機会と労働環境・条件整備の支援を行う	50	チラシ配布等の回数	2回	3回	15%	産業商工課
			宮城県「女性のチカラを活かす企業」の認証を受けた市内事業者数	15社	27社	180%	
	②農業・自営業へ従事する女性への支援を行う	52	農産加エクラブ開放講座開催数	3回	3回	100%	農林振興課
			農産加エクラブ開放講座参加人数	90人	87人	97%	
	③創業支援・新産業の創造支援を行う	56	創業支援機関等の支援を受けた創業者数	25件	39件	156%	産業商工課
	④市職員のワーク・ライフ・バランスを推進する	57	①時間外勤務が1年間に240時間を超える職員 上段：市長部局等 下段：市民病院	10%以内	12%	83%	人財育成課
				9%以内	14%	64%	
			①年間の年次有給休暇取得日数 上段：市長部局等 下段：市民病院	12日	12日	100%	
				7日	10日	143%	
			②男性の育児休業取得率（令和元・２年度は市民病院除く）	7%	36%	514%	
					17%	243%	
			②男性の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率 上段：市長部局等 下段：市民病院	70%	55%	79%	
				74%	33%	45%	
６　家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策	①保育サービスや子育て支援の充実を図る	59	入所待機児童数（4月1日現在）	0人	5人	95%	子ども保育課
			障がい児保育実施保育所数	18箇所	18箇所	100%	
			延長保育実施保育所数	36箇所	36箇所	100%	
		63	放課後児童クラブ登録者数	1,665人	1,656人	99%	子育て支援課
			放課後児童クラブ施設数	35箇所	35箇所	100%	
			放課後児童クラブ年間利用児童数（延べ）	240,000人	234,016人	97%	
	②子育てに関する相談体制の充実を図る	67	センターだより発行回数	89回	88回	99%	子育て支援課
			サークル活動利用者数（延べ）	6,500人	1,931人	30%	
７　男女共同参画の推進に関する調査及び研究	②男女共同参画推進基本計画の推進を図る	79	男女共同参画推進プロジェクトによる主な事業実施回数	5回	5回	100%	男女共同参画推進室

付記　　令和３年度以降，目標値を見直した事業：８事業

事業番号　10・11・15・20・57・59・63・67

（4）取組事業の実施状況

基本的施策	事業番号	事業名	事業実施結果または実績成果・参考指標等	次年度へ向けての課題・対応	事業推進課
（1）市民及び事業者の理解を深めるための施策	(1)	【主要事業】 各種メディア等による男女共同参画推進意識の啓発	アクションプラン個票　26・27・28ページ参照	―	男女共同参画推進室
	(2)	若い世代や男性に向けた啓発	男女共同参画週間啓発事業として図書館に特設コーナーを設置し，ジェンダーやワーク・ライフ・バランスなど関連本を展示・貸出し，性別による役割分担意識の解消や働き方について啓発した。	男女共同参画社会の理念が認知されるよう啓発方法を工夫し，若い世代や男性を対象とした学習会を実施するなど，情報発信をしていく。	男女共同参画推進室
	(3)	【主要事業】 女性コーディネーター養成講座「大崎塾」の実施	アクションプラン個票　29.30.31ページ参照	―	男女共同参画推進室
	(4)	女性セミナーなど女性教育事業の実施（(19)再掲）	地域交流センターや各公民館において，女性の視点を活かした暮らしに即した内容の事業を実施した。事業後も参加者同士の交流や地域活動につながるよう意識して事業展開を図っている。	女性視点での学習ニーズの把握に努め，仲間づくりを楽しみながら学べる工夫をし，参加者の幅を広げる。	生涯学習課
	(5)	女性団体との連携事業の実施	連携事業として，ピンクリボン運動は啓発用品を提供し，各団体・関係者へのPR，女性に対する暴力をなくす運動では3年ぶりに環境フェア会場で啓発活動を実施した。市長との懇談会の場を調整し，女性団体の事務支援をした。	女性団体への情報提供や，催事等での合同または団体毎の啓発活動，市長との懇談など継続して支援し，団体毎のネットワークを活用しながら，広く啓発を行う。	男女共同参画推進室
	(6)	【主要事業】 市消防団への女性団員加入促進と育成	アクションプラン個票　32・33ページ参照	―	防災安全課
	(7)	【主要事業】 審議会等委員の女性登用促進	アクションプラン個票　34・35・36ページ参照	―	男女共同参画推進室
	(8)	女性人材リスト事業の実施	市の審議会委員への女性登用への意識が高まり，女性人材リストの活用が増えた。令和3年度女性リーダー養成講座大崎塾受講修了者2名他1名新規登録があった。Webサイトに募集要項を掲載し，随時登録をすすめている。	リスト登録者への登録内容の確認を行い，情報更新を図り，審議会等への登用や男女共同参画事業実施への協力，講師など積極的な活用に努める。	男女共同参画推進室
	(9)	一日女性農業委員会の開催	農業や地域づくり活動をしている女性，担い手候補である農業系学校の女子生徒，県農業大学校の女子学生を一日女性農業委員（26名）に委嘱し，農業委員会の役割や農地行政などについて理解を深めてもらうとともに，本市農業振興に向けた女性の意見をいただく「一日女性農業委員会」を令和4年7月1日及び11月9日に実施。提案意見は，市への政策提案等に反映させている。	平成20年度から実施しているが，農業委員会の役割等も含め，興味を持てるような旬な内容（テーマ）を盛り込むなど，委嘱委員が意見を出し易い場の提供や手法に努め，加えて，対象者を拡大し幅広い意見を求める。	農業委員会
	(10)	【主要事業】 女性職員のキャリア形成の促進（(58)再掲）	アクションプラン個票　37・38・39ページ参照	―	人財育成課
（2）学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策	(11)	【主要事業】 人権尊重や男女平等の意識を育てる教育の充実	アクションプラン個票　40・41・42ページ参照	―	学校教育課
	(12)	学習指導要領に基づく生命と性に関する教育の充実	小・中学校の児童生徒には道徳教育のみならず，各教科，学校行事等教育活動全体を通して，生命と性に関する学習を実施した。	小・中・義務教育学校の児童生徒に生命と性に関する学習の実施を支援する。	学校教育課
	(13)	教職員・保護者等への男女共同参画に関する理解の促進	各事業や行事において，個人の得意分野や適性を互いに尊重し，協働，協力した取組を行った。	PTAの活動を活かし男女共同参画の意識付けを促進できるよう，啓発等を実施していく。	学校教育課
	(14)	【主要事業】 中高生を対象としたデートDV予防学習会の実施（(36)再掲）	アクションプラン個票　43・44・45ページ参照	―	男女共同参画推進室
	(15)	【主要事業】 小中学生への生命と性に関する学習機会の提供（(41)再掲）	アクションプラン個票　46・47・48ページ参照	―	男女共同参画推進室

基本的施策	事業番号	事業名	事業実施結果または実績成果・参考指標等	次年度へ向けての課題・対応	事業推進課
（２）学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策	(16)	小中学校の児童生徒・保護者への健康教育((46)再掲)	鹿島台地域，鳴子地域で中学生を対象とした「生命を考える会」「赤ちゃんふれあい体験事業」を開催できた。育児に関心を持つための体験，講話を通し，自分の健康を保つことの大切さを感じ，親や家族のサポートを受けて成長出来ていることへの感謝の気持ちを持つことができた機会となった。 古川地域では夏休みに小学生とその親を対象とした「おやこ食育教室」を実施した。自分の体を大切に，健康を維持していく意識をもってもらうため，親子間のふれあい体験，健康な食生活についての講話を行い，体験や工作を含めた内容とした。	他機関との連携を図りながら，学校生活の中だけでは体験・経験できないことを体験型で学び，生命の大切さや将来の人間形成に必要な父性・母性の育みに繋げる機会としたい。	健康推進課
	(17)	学校保健委員会への参加((47)再掲)	新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催の小学校もあったが，開催された学校には出向いて情報共有場面を持つことができた。乳幼児健診で得たデータをもとに資料を作成し，市の健康課題を共有することができた。	学校保健委員会のへの参加を継続。依頼のある学校へ出向き，子ども・保護者の健康課題を情報共有し健康課題への取り組みをしていく。	健康推進課
	(18)	【主要事業】 通学合宿など青少年の生活体験事業の実施	アクションプラン個票　49・50・51ページ参照	－	生涯学習課
	(19)	女性セミナーなど女性教育事業の実施((4)再掲)	((4)再掲)　19ページ参照	－	生涯学習課
	(20)	【主要事業】 地域づくりリーダー養成講座の実施	アクションプラン個票　52・53ページ参照	－	生涯学習課
	(21)	生涯学習出前講座実施メニューの充実	感染症拡大防止のため，出前講座の利用が控えられていたが，講座メニューを提供いただいた関係各課の協力のもと，令和4年度は70件，1,489人に利用いただき，昨年度より件数，人数とも大幅に上回っている。	利用団体が固定化する傾向があるため，幅広く周知を図るとともに，各種団体の協力，連携のもと，利用者増加を図っていきたい。	生涯学習課
（３）性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策	(22)	【主要事業】 男女共同参画相談体制の充実	アクションプラン個票　54・55・56ページ参照	－	男女共同参画推進室
	(23)	フェミニストカウンセリングの実施	男女共同参画相談室「Withおおさき」において，月2回専門カウンセラーによるフェミニストカウンセリングを実施し，年間24日間，48件の相談を受けた。（新規7件，継続41件）	庁内相談担当や民生児童委員の研修会等でフェミニストカウンセラーによる研修会を実施し，フェミニストカウンセリングの視点を広める。	男女共同参画推進室
	(24)	【主要事業】 婦人保護相談体制の充実	アクションプラン個票　57・58・59ページ参照	－	子育て支援課
	(25)	人権擁護委員連絡協議会と連携した相談・啓発活動の実施	古川人権擁護委員協議会男女共同参画委員会メンバーが中心となり，古川秋祭りの開催に合わせて「女性のためのなんでも相談」を開催予定であったが，秋祭りが縮小開催となり，秋祭り実行委員会と協議し，相談及び啓発活動も中止となった。	新型コロナウィルス感染防止に配慮した周知や啓発方法に工夫が必要である。	社会福祉課
	(26)	【主要事業】 地域包括支援センターと連携した相談体制の充実((73)再掲)	アクションプラン個票　60・61・62ページ参照	－	高齢障がい福祉課
	(27)	相談窓口の周知と相談に関する情報提供	男女共同参画相談室「Withおおさき」の常設相談について，広報おおさきへ毎号掲載，専用ウェブサイトの運用，大崎市公式ウェブサイトからのリンク，ツイッターによる情報発信を実施。夏休み期間中に学生・主婦向けのツイート発信した。各種イベント等において啓発用品の配付，掲示物によるPRを行った。	広報やウェブサイトにはQRコードやフォームなどを活用した情報へのアクセスのしやすさに加え，行動変容につながる情報発信方法を工夫し，必要とする相談支援が提供できるよう努める。	男女共同参画推進室
	(28)	【主要事業】 DV被害者の安全確保に関する支援	アクションプラン個票　63・64・65ページ参照	－	子育て支援課
	(29)	一時避難体制の充実	婦人保護担当である子育て支援課が，一時保護を必要とする要支援者を，県が管轄するシェルターへ送致する体制のほか，民間事業者との協定により一時避難場所を確保できる体制を確保している。令和4度協定先利用実績はなかった。	一時保護は安全性が高い県シェルターの利用か民間団体の運営するシェルターが定着している。子育て支援課とシェルターの確保について協議をしながら今後の協定継続を検討する。	男女共同参画推進室
	(30)	ひとり親家庭等への就労支援や制度の周知((68)再掲)	ひとり親家庭に資格取得のための給付金制度の周知等を行いながら就労支援を行った。また，必要時，みやぎシゴトサポーター大崎と連携し就労支援を行った。 高等職業訓練給付金受給者7名	ひとり親の自立したいという気持ちを大切に，相談者本人の意思や意向，現状を丁寧に聞き取り，制度を理解していただきながら，自立支援を推進していく。	子育て支援課

基本的施策	事業番号	事業名	事業実施結果または実績成果・参考指標等	次年度へ向けての課題・対応	事業推進課
（３）性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策	(31)	住民基本台帳の閲覧制限などDV被害者等情報の保護	これまで支援措置に係る事務取扱要領を事務取扱要綱とし，その中で「関係部署との連携」や「支援対象者の情報管理」を明確にして，支援措置の取り組みを強化している。 支援措置申出件数99件（令和4年12月1日現在）	支援措置申出者の住所の取り扱いについては、全庁にわたって細心の注意が必要である。 そのため機会をみて制度の趣旨の啓発を図る。	市民課
	(32)	DV被害者等の市営住宅抽選優遇の措置	合併以来、当該抽選優遇措置については継続的に行ってきているが，国土交通省住宅局長通知（平成16年3月31日国住総第191号）の改正に伴い，DV被害者の入居者資格及び抽選優遇資格について規定している市営住宅条例施行規則の一部改正を令和4年度に行い，DV被害者について入居者資格及び抽選優遇資格を拡大した。	抽選の優遇については今後も継続する。市営住宅の所在は公にされていることもあり、身を隠すに必ずしも適しているとは言えないものの、提供にあたっては、ソフト面の支援を担当する関係課等と緊急性を踏まえつつ連絡を取りながら相談を行っている。	建築住宅課
	(33)	【主要事業】 庁内の各種相談窓口の連携の強化	アクションプラン個票　66・67・68ページ参照	―	男女共同参画推進室
	(34)	庁内外の関係機関との連携の充実	相談内容の複雑化や困難事例が多く，庁内外の関係機関と連携しながら対応していくことが不可欠である。	現在も庁内外問わず必要な関係機関と連携を図りながら，それぞれの事例に対応している。引き続き，対象者が抱える問題の解決に向けて，関係機関が連携していく。	子育て支援課
	(35)	高齢者虐待防止等ネットワーク推進会議の実施	高齢者虐待や権利擁護について，地域包括支援センター等と連携しながら速やかに当該高齢者の状況を把握し，迅速な個別対応を行った。	引き続き相談体制の充実を図り，関係機関と連携しながら対応していく。	高齢障がい福祉課
	(36)	【主要事業】 中高生を対象としたデートDV予防学習会の実施（(14)再掲）	((14)再掲)　43・44・45ページ参照	―	男女共同参画推進室
	(37)	市民を対象としたDV予防研修会の実施	民生・児童委員男女共同参画研修会として，鹿島台地区30名，三本木地区34名，志田・高倉・東大崎地区合同33名，計97名が参加した。DV被害者が身近に相談できる民生・児童委員にDVの知識を深めてもらい，DVの早期発見，迅速な被害者支援につながるよう実施した。	民生・児童委員等を対象としたDV防止の研修会を計画的に開催することで，地域における支援の意識を広げるきっかけとする。	男女共同参画推進室
	(38)	多様な性のあり方についての理解促進	中学生を対象としたデートDV予防学習会において，多様な性の内容を取り入れ啓発に努めている。また，男女共同参画週間の際に，図書コーナーを設置し，LGBTQ関連図書の展示・貸出を行った。	デートDV予防学習会に多様な性の内容を継続して取り入れる。 LGBTQ支援団体との連携により，情報収集や発信，学習機会などの啓発に取り組む。	男女共同参画推進室
	(39)	大崎市メール配信サービスによる不審者情報提供	宮城県警察署から情報提供があった大崎市内で発生した不審者情報等の事案についてメール配信サービスを利用し市民へ周知を行っている。	引き続き情報提供があった際は速やかに周知し，市民の安全・安心の保護に努める。	防災安全課
（４）生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策	(40)	【主要事業】 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の普及啓発活動の実施	アクションプラン個票　69・70・71ページ参照	―	男女共同参画推進室
	(41)	【主要事業】 小中学生への生命と性に関する学習機会の提供（(15)再掲）	((15)再掲)　46・47・48ページ参照	―	男女共同参画推進室
	(42)	【主要事業】 妊産婦への訪問や育児相談など母子保健事業の実施	アクションプラン個票　72・73・74ページ参照	―	健康推進課
	(43)	経済的な困窮者への助産施設入所の支援	助産制度活用4名	経済的な理由や，安全に出産することができない妊婦等が，必要な時に本制度を適切に活用できるよう，関係機関とは適時，情報連携を図っていく。	子育て支援課
	(44)	【主要事業】 女性のがん検診受診の啓発	アクションプラン個票　75・76・77ページ参照	―	健康推進課
	(45)	【主要事業】 各種健康教育・健康増進教室の実施	アクションプラン個票　78・79・80ページ参照	―	健康推進課

基本的施策	事業番号	事業名	事業実施結果または実績成果・参考指標等	次年度へ向けての課題・対応	事業推進課
（4）生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策	(46)	小中学校の児童生徒・保護者への健康教育((16)再掲)	((16)再掲) 20ページ参照	―	健康推進課
	(47)	学校保健委員会への参加((17)再掲)	((17)再掲) 20ページ参照	―	健康推進課
	(48)	健康相談事業の実施	公民館や集会所での地区健康教室開催時や「フラッといしかいサロン」での健康相談，面接や電話による個別相談に対応し，年間269回，2,872人に実施した。新型コロナウイルス感染症感染対策を実施し前年度よりも回数や人数が増加した。今年度より「かかりつけ医と連携した訪問健康相談事業」を実施し，新たな相談機会を設け健康に関する個別相談に対応した。また，相談内容により関係機関につないだり継続した相談を実施した。	引き続き，健康相談や個別相談を継続し，個々の状況に合わせた形態での相談を引き続き実施していく。	健康推進課
（5）就業分野における男女共同参画の推進に関する施策	(49)	男女均等な採用選考ルールやハラスメント対策などの周知	セミナーや企業説明会等，また，各関係窓口にチラシやリーフレットを配布し，周知を行った。	方法を工夫し，継続的な周知活動を行う。	産業商工課
	(50)	【主要事業】 ワーク・ライフ・バランス推進のための各種支援制度の普及	アクションプラン個票 81・82・83ページ参照	―	産業商工課
	(51)	直売所団体等が行う活動への支援	各種産直イベントの出店斡旋・調整等により，直売所団体の活動支援を行うことで，男女共同での農産物育成～販売の機会を提供した。	担い手の高齢化，固定化等に伴い後継者育成が必要となっており，引き続き直売所団体における男女共同参画の取り組みを支援して行く。	観光交流課
	(52)	【主要事業】 農産加工クラブ開放講座への支援	アクションプラン個票 84・85・86ページ参照	―	農政企画課
	(53)	アグリビジネス創出事業等による6次産業化の推進	事業周知のため，広報おおさきへ年1回掲載し，市内の認定農業者，認定新規就農者に対して「アグリビジネス創出事業チラシ」の配布を行った。 また，女性が主要メンバーである市内の農産加工グループ等に対し，対面で事業PRを行ったが，令和4年度においては交付実績が無かった。	令和5年度より，本事業を含む複数の補助事業を「農業イノベーション総合支援事業」として統合し，需要に応じた農産物の生産や，農産加工等による高付加価値化などに対して総合的な支援を行い，より収益性の高い農業へ転換を図るものとしている。アグリビジネス支援については，交付対象者の要件を大きく緩和しており，男女を問わず，事業の導入について推進する。	農政企画課
	(54)	女性農業者等に対する研修会や交流会への参加促進	大崎市農業（法人）セミナー（R5年2月2日）を2部構成で開催し，第2部の講演「水田フル活用　大崎地域土地利用型農業の新展開を考える」では，東北農業研究センターの古畑正己氏を講師に迎え，乾田直播の新技術について講演を行っていただいた（参加農業者59名うち女性農業者4名）。 また，市内の青年農業者向けに第6回大崎市青年就農ミーティング（R5年3月9日開催）を開催。ミーティングでは美里町の農業者（夫婦）を講師として迎え，自らの経験等を踏まえ経営のノウハウの講演を行っていただいた（参加青年農業者13名うち女性農業者2名）。	各研修会や交流会は，農業者にとって必要な知識向上の場であるとともに，情報交換や相互研鑽の場ともなっているので，男女ともに積極的に参加できるよう，開催方法等の検討をしながら引き続き，開催していく。	農政企画課
	(55)	潜在的労働力をIT人材として育成するための支援	新型コロナウィルス感染症の拡大防止を優先したため，研修会等の実施はできなかった。	雇用機会の創出・働き方改革の啓発を通じて潜在的労働力の掘り起こしに努めていきたい。	産業商工課
	(56)	【主要事業】 創業支援機関等と連携した起業支援	アクションプラン個票 87・88・89ページ参照	―	産業商工課
	(57)	【主要事業】 ワーク・ライフ・バランス推進に向けた職場環境づくり	アクションプラン個票 90・91・92ページ参照	―	人財育成課
	(58)	【主要事業】 女性職員のキャリア形成の促進((10)再掲)	((10)再掲) 37・38・39ページ参照	―	人財育成課

基本的施策	事業番号	事業名	事業実施結果または実績成果・参考指標等	次年度へ向けての課題・対応	事業推進課
（６）家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策	(59)	【主要事業】 多様な保育サービスの提供	アクションプラン個票　93・94ページ参照	―	子育て支援課
	(60)	一時預かり事業など各種特別保育事業の実施	緊急時や一時的に保育が必要となった児童に対し，一時預かり事業の実施や通常の保育時間を延長する延長保育事業への支援を行った。	引き続き，ニーズに応じて受け入れ体制を整備し充足できるよう努める。 延長保育は，全ての保育園で引き続き実施して行く。	子育て支援課
	(61)	市立幼稚園での一時預かり事業の実施	一時預かり事業の支援を行い，10か所(子育て支援総合施設の幼稚園部門を含む)の幼稚園において実施し，47人(延べ712件)の利用があった。	一時預かりは，受け入れ体制を整備し充足できるよう努める。	学校教育課
	(62)	私立幼稚園での一時預かり事業の支援	一時預かり事業の支援を行い，7か所の幼稚園において実施し，延べ33,050人の利用があった。	一時預かりは，受け入れ体制を整備し充足できるよう努める。	子育て支援課
	(63)	【主要事業】 放課後児童クラブの実施	アクションプラン個票　95・96ページ参照	―	子育て支援課
	(64)	ファミリーサポート事業の実施	大崎市内の保育所や幼稚園への掲示やパンフレット配布を行い，活動について知っていただく機会を増やした。また，利用についての枠を広げたことで活動についての問い合わせや登録，利用件数が増えた。	講習会の回数を増やし，提供会員の増を目指す。また，本事業についての保育所等に出向いてのPR活動を再開し，子育て支援の一貫を担う事業の周知と活動増に努める。	子育て支援課
	(65)	家庭児童相談支援体制の充実	家庭児童相談件数759件 内訳：虐待44件・養護相談69件・障害相談148件・性格行動20件・知能1件・不登校6件・その他照会等471件	相談内容は児童のことから，夫婦関係や貧困，心身の不調など，家庭内の複雑な状況が見えてくることが多々あるため，対応する相談員のスキルを一層高めるとともに，適切に関係機関へつないでいくことが必要。	子育て支援課
	(66)	要保護児童対策ネットワークの充実	代表者会議　1回 実務者会議　3回 個別支援会議　22回	要保護児童対策地域協議会構成団体との一層の連携強化を図り，市の要保護児童対策の方向性を一致させ，情報共有や役割分担を明確にしながら，要保護児童の安全・安心を確保していく。	子育て支援課
	(67)	【主要事業】 子育て支援センターでの育児相談や情報提供	アクションプラン個票　97・98・99ページ参照	―	子育て支援課
	(68)	ひとり親家庭等への就労支援や制度の周知((30)再掲)	((30)再掲)　20ページ参照	―	子育て支援課
	(69)	子育て支援サークルの育成とネットワークへの支援	サークル活動は規模を縮小し行った。各支援サークルと連絡を取り合い，わくわくランドの事業の中でPR活動の回数を増やし，支援サークルへの参加者増等につながるように行った。	各支援サークルが主体となるような活動や，PR活動を実施していく。	子育て支援課
	(70)	学童保育運営団体への支援	15の学童保育運営団体へ補助金を交付し，年間を通じて地域における留守宅児童の安全安心な居場所が確保され，児童の健全育成に加え，働く保護者の支援を行うことができた。	情報提供を行い，研修受講を促すとともに，現地確認により保育の質の確保を図っていく必要がある。	子育て支援課
	(71)	介護予防サービスや介護サービスの充実	新型コロナウィルス感染症の影響で，活動の自粛や事業の中止もあったが，「いきいき百才体操」を開始する団体も増え，専門職の派遣等を行い，事業の継続を支援した。	介護予防に関する課題の解決に向けた検討を継続し，多様なサービスの創出に努めていく。	高齢障がい福祉課
	(72)	生活支援サービスの充実	介護用品助成券の交付や軽度生活援助，配食サービス等を提供することにより，高齢者の在宅生活の支援，家族の介護不安の解消に努めた。	これからも高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活を継続することができるよう支援していく。	高齢障がい福祉課
	(73)	【主要事業】 地域包括支援センターと連携した相談体制の充実((26)再掲)	((26)再掲)　60・61・62ページ参照	―	高齢障がい福祉課
	(74)	障害福祉サービスや障がい児支援の充実	支給決定者数　障害福祉サービス　781人 障害児通所支援　287人 日中一時支援事業　123人 移動支援事業　38人 訪問入浴サービス事業　15人	障がい者等の個々のニーズに対応できるよう支援体制を引き続き構築していく。	高齢障がい福祉課

基本的施策	事業番号	事　業　名	事業実施結果または実績成果・参考指標等	次年度へ向けての課題・対応	事業推進課
（7）男女共同参画の推進に関する調査及び研究	(75)	男女共同参画推進の現状についての各種調査と情報収集	第4次大崎市男女共同参画基本計画策定に向けて，大崎市民意識調査を実施した。	市民意識調査の結果に基づき，男女共同参画意識の実態や傾向の分析を行い，第4次基本計画策定へ反映させる。	男女共同参画推進室
	(76)	男女共同参画推進についての研究	各種研修会・制度説明会のオンライン配信を利用し，国の制度改正の把握に努め，内閣府や各機関，団体等が実施している事業や調査資料などの情報収集をし，関係課への情報提供に努めた。	男女共同参画の基本理念を念頭に，男女共同参画の視点で現状に即した事業展開を図る。	男女共同参画推進室
	(77)	第3次男女共同参画推進基本計画の進行管理	第3次基本計画の取組事業（79項目）を具体的・効率的に進めるために第3次アクションプランを推進。そのうち主要事業と位置付けた31事業（実数27事業）については，アクションプラン個票を作成し，進捗状況の効率的な進行管理を行った。	令和5年度は，アクションプランの最終年度にあたる。目標達成に向けた取り組み推進と進行管理を行う。	男女共同参画推進室
	(78)	基本計画の取組み事業進捗状況の評価・検証	第3次基本計画の主要事業31事業（実数27事業）の内部検証及び審議会による検証を行い，令和3年度事業進捗状況調査報告書を作成した。	令和4年度主要事業の検証作業・進行管理を行い，組織改編後の効果的な事業推進のため，事業推進課への情報提供や積極的な連携に努める。	男女共同参画推進室
	(79)	【主要事業】 男女共同参画プロジェクトの推進	アクションプラン個票　100・101・102ページ参照	―	男女共同参画推進室

アクションプラン個票

基本的施策：（１）市民及び事業者の理解を深めるための施策
施策の方向：　①男女共同参画・人権尊重意識を醸成する

事　業　名	各種メディア等による男女共同参画推進意識の啓発

事業推進課	男女共同参画推進室

総合計画	第1章　市民が主役 協働のまちづくり 第2節　男女が共に担うまちづくり
各種計画	

関連するSDGsの目標

事業の目的	男女共同参画社会推進のため，各種メディアの活用や啓発用品配布により，広く市民へ情報提供や意識啓発を行う。
事業概要	①各種メディアによる情報発信 広報，市ウェブサイトへの掲載，おおさき男女共同参画推進ニュースWithの発行，報道機関等への情報提供，懸垂幕掲示等によりPRを行う。 ②学習会やイベント等の開催 男女共同参画推進をテーマにした出前講座，学習会による意識啓発を行う。 ③啓発用品・資料配布による周知 二十歳の集いなど市の各種イベント等でリーフレットやポケットティッシュ等を配布し，男女共同参画推進に関する情報を提供する。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
②男女共同参画に関する啓発事業 上段：回数	30回	27回	31回（115%）	28回	27回（96%）	29回	34回（117%）	30回	21回（70%）	30回	
下段：参加人数	2,038人	1,750人	2,304人（132%）	1,800人	1,487人（82%）	1,850人	1,700人（92%）	1,900人	1,498人（78%）	2,000人	
③各種啓発用品・資料配布数	3,048枚	3,000枚	3,015枚（101%）	3,000枚	700枚（23%）	3,000枚	3,300枚（110%）	3,000枚	3,200枚（106%）	3,000枚	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	1・2・3・4・5	A	a	男女共同参画相談室の移転に伴い，新たにリーフレットを作成し関係機関へ配付し周知した。ウエットティッシュ，リーフレット等にて相談室のPR（市内7地域成人式，中学校での学習会，女性団体主催事業等），情報誌With，広報，ウェブサイトを活用し男女共同参画の啓発，相談事業の周知を行った。DV予防啓発講座，リプロ研修会も実施した。	男女共同参画相談室について，若年層を含めた全ての方々へ相談事業の周知を行う。男女共同参画推進に関する取組事業等にて，それぞれの施策に合わせた場面，周知方法で啓発活動を行う。	評価妥当	A	a	実績値が，目標値・前年度実績をともに上回っており評価できる。また，リーフレット等にQRコードを付すなど，広報媒体をさらに活用する試みも見られる。 コロナ禍において，若年層に対しての啓発がますます重要となってきており，手法を工夫しながら，取り組みを進めていただきたい。 なお，目標値については，すでに計画期間最終年の目標値を達成しており，見直しを行うことが妥当と考える。
令和2年度	1・2・3・4・5	B	b	「男女共同参画週間」で懸垂幕の掲示や図書コーナーの設置，「女性に対する暴力をなくす運動」でパープルライトアップをする等PRに努めた。 若い世代の市民を対象とした男女共同参画セミナーを開催し，リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発を行った。 成人式で配布するウエットティッシュについては，延期となったため，来年度に配布することとした。	コロナ禍により中止となったイベント等があり啓発用品等の配布数が伸びなかった。 広報やウェブサイトを有効活用する等，啓発方法を工夫することでPRをしていきたい。	評価妥当	B	b	「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」に関連してPRに取り組んだことは評価したい。パープルライトアップについては，広報紙等で「女性に対する暴力をなくす運動」と合わせてPRし，各支所等をはじめ市内各所でも実施してはどうか。 リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関して，若い世代の市民を対象に実施した取り組みは評価できる。セミナーに関するアンケートを実施するなどして効果を測り，今後のさらに充実した取り組みにつなげていただきたい。
令和3年度	1・2・3・4・5	A	a	「男女共同参画週間」で懸垂幕の掲示や図書館特設コーナーを設置し，地元新聞社やケーブルテレビにより取り組みを紹介された。出前講座において市の取り組みを紹介した。「女性に対する暴力をなくす運動」は，古川駅構内に啓発コーナーを設置し，NPO団体と合同で啓発活動を展開した。鳴子ダムの賛同を受けパープルライトアップによる啓発箇所が増え知名度向上が図られた。	各学習会の受講者アンケートを評価・改善の参考として学習会や取り組みの企画・実施につなげる。 広報やSNSを活用して，男女共同参画に関する情報発信に取り組む。	評価妥当	A	a	NPO団体との合同による初の啓発活動及び鳴子ダムでのパープルライトアップによる啓発場所の拡大等について意欲的に取り組んでおり評価したい。チラシ等よりも懸垂幕に象徴するように視覚に訴えることでインパクトが出てくる。成人式で配付する啓発物の種類が多いため，効果的な啓発ができるよう検討をしていただきたい。人権擁護委員ではクリアファイルを配布しているが，法務局とコラボレーションしての告知活動も必要と思われる。啓発事業の実施回数及び参加人数も増えているので，継続的に推し進めていただきたい。

令和4年度	1・2・3・4・5	B	b	広報おおさきにコラム「Let's!男女共同参画」隔月掲載，相談室ツイッターによる情報配信を開始した。「男女共同参画週間」懸垂幕掲示，「女性に対する暴力をなくす運動」図書館でのNPO団体等との合同啓発展示，講演会開催，パープルライトアップ等による啓発事業の定着・拡大を図った。	幅広い世代や多様な対象に情報が行き渡るよう，啓発ツールの工夫やSNSの活用，各活動団体等との連携を図る。	評価訂正	B	a	大崎塾を開催できなかったことは大きいが，新規の事業として，学校給食調理員研修やパープルライトアップの拡大等があり，進捗はなされている。また，家庭でできる性教育も開催されており，小学生以下への啓発もなされている。これらの事業を引続き継続していただきたい。 また，中学生を対象としたデートDV予防学習会は，PTAや先生方の意見を参考にし，今後の学習会の内容を検討し，推進室での方向性を模索し，枠組みを作っていただきたい。
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった
事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった
進捗状況　a進んだ　　ｂ現状維持　ｃ全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（１）市民及び事業者の理解を深めるための施策
施策の方向：　②女性の潜在能力開発・発揮のための支援を行う

事　業　名	女性コーディネーター養成講座「大崎塾」の実施

事業推進課	男女共同参画推進室

総合計画	第1章　市民が主役 協働のまちづくり 第2節　男女が共に担うまちづくり
各種計画	

関連する
SDGsの目標

事業の目的	地域や市の施策決定過程への参画（審議会等委員），職場における方針決定過程への参加を進めるため，地域で活躍できる女性コーディネーターの育成を推進する。
事業概要	①講座の実施 自分も相手も大切にする自己表現を学び，地域や職場等で活躍できる女性コーディネーターを育成するため，女性コーディネーター養成講座「大崎塾」を開催する。 ②講座参加者の活動促進 参加者には女性人材リスト事業（事業番号8）への登録を促し，市や地域への参画の機会を提供する。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
①大崎塾参加者数 上段：大崎塾参加者数 下段：公開講座のみの参加者数	36人	30人	25人（83%）	30人	11人（36%）	30人	15人（50%）	30人		30人	
	0人		24人		26人		9人				
②受講者の人材リスト登録者数	6人	5人	0人（0%）	5人	2人（40%）	5人	2人（40%）	5人	2人（40%）	5人	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	内　容	理　由	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
①大崎塾参加者数	大崎塾の参加者数について，公開講座のみの参加者を明らかにするため，上段と下段に分けた。	公開講座のみの参加者を実績に含めることで，目標値を達成したように見えてしまうことから。	30人		30人		30人	

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	３・４・５	B	b	日中働いている方も参加できるよう夜間の開催とし，また第3回目は公開講座としたため，定員を上回る受講となった。県のパートナーシップ事業を活用し共催連携に努めた。 登録を募集したが，受講者からの女性人材リスト事業への登録には至らなかった。	地域社会で活躍する女性コーディネーターを育成するため，内容の充実を図り継続して開催する。女性人材リストへの受講生の登録についても啓発・促進していく。	評価妥当	B	b	大崎塾について，公開講座の実施など，より多くの市民に対して働きかけを行ったことは評価できる。しかし，実施形態により，参加人数は大きく左右され，目標は達成しているものの，課題は残ると考える。また，受講効果の向上と持続のために，フォローアップ講座の実施等は検討してはどうか。 人材リスト登録については，過年度の参加者にも声掛けするなど，登録に向けたアプローチに工夫が必要ではないか。
令和２年度	３・４・５	C	b	コーチングスキルアップ講座を5回シリーズで開催した。第3回目はフォローアップの位置付けとし「オランダに学ぶコーチング」をテーマに公開講座で開催した。例年に比べ受講生は少なかったが，個別指導の場面が多く取られ有意義な講座となった。 女性人材リスト事業については，受講生から2名の登録があった。	従来の内容に加え，女性コーディネーターとしての更なるスキルアップが図れるような講座内容とし，女性人材リスト事業への登録につなげていくこととする。	評価妥当	C	b	大崎塾の参加者数の減については，コロナ禍が影響している可能性はあるものの，講座内容等の刷新も視野に見直しが必要ではないか。 受講者の満足度が高い様子が伺えることは評価できるが，受講後にその成果を発揮できる機会が必要だと考える。プログラムに過年度受講者をゲストとして迎えるなど，活躍の場を提供してはどうか。
令和３年度	１・２・３・４・５	C	b	コロナ禍の生活様式に配慮し，1回目・5回目をハイブリット，2～4回目をオンラインで実施した。Zoomを活用したオンラインコミュニケーション方法や環境設定の仕方，プレゼンテーションスキルを学ぶプログラムとした。5回目は公開講座とし，ロールモデルとなる大崎塾OGをゲストスピーカーに迎え，学びの還元や地域活動についての話題提供，講師・受講者がディスカッションを行い，講座参加者の一体感を得られた。	受講形式や講座内容についてのニーズやトレンドを把握し，プログラムを検討する。大崎塾をきっかけとして，女性人材リストへの登録や地域で取り組める活動へのサポートを行う。	評価妥当	C	b	大崎塾OGが講座で活躍する機会があり，これまでの効果が出てきていると思われる。女性人材リストの登録を促していくため，市の審議会の傍聴をし活躍の場の確認を進めて行く事も必要ではないか。気軽に参加できるように大崎塾のネーミングや対象，テーマも検討の余地が考えられる。公開講座の参加者数が減ってきているので，まちづくり協議会や他の団体への働き掛けも行い，更なる広報活動に努めていただきたい。

令和４年度	４・５	C	c	受講者募集型の大崎塾は未実施。 令和3年度大崎塾受講者有志により，定期的に活動をするグループを結成したことから，定期的活動への側面的支援を行った。大崎塾受講者2名の他にも1名が女性人材リストへ登録した。審議会等への女性登用へリスト登録者の活用が図られた。令和5年度第1回大崎塾を5月開催に向けて調整を行った。	女性が参加しやすい講座の形式・魅力ある内容の検討や大崎塾OGや人材リスト登録者を活用した，事業・イベント等活動へのサポートを行う。	評価訂正	C	b	大崎塾は開催されなかったが，塾の卒業生らのグループが作られ，情報提供もなされている。引き続きの支援をお願いしたい。また，受講者の方々に審議会の傍聴機会を作っていただければ，今後の人材リスト登録数も増加するのではないかと思う。
令和５年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　b現状維持　c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（１）市民及び事業者の理解を深めるための施策
施策の方向：　②女性の潜在能力開発・発揮のための支援を行う

事　業　名	市消防団への女性団員加入促進と育成

事業推進課	防災安全課

総合計画	第2章　安全・安心で 交流が盛んなまちづくり 第5節　機動的な消防・救急体制の充実
各種計画	大崎市消防団整備計画

関連する
SDGsの目標

事業の目的	女性団員が活躍できる場を提供し，広く周知することで消防団全体の充実強化，活性化につなげる。
事業概要	①女性団員が活躍できる場の提供 ・消防団の訓練，演習等へ女性団員の活動を取り入れる。 ・大崎広域消防本部と連携し，防火啓発活動や応急手当普及啓発活動へ女性団員を派遣する。 ②広報紙，ウェブサイトへの掲載，啓発用品配布による周知 ・消防団の訓練，演習，火災予防運動行事や出初式などの活動を広報紙やウェブサイトでPRし，消防団活動を広く発信する。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)
①大崎市消防団女性団員数	13人	15人	15人 (100%)	17人	14人 (82%)	19人	14人 (74%)	21人	31人 (147%)	24人	
①女性団員の活動回数	7回	10回	16回 (160%)	10回	7回 (70%)	12回	9回 (75%)	12回	12回 (100%)	14回	
②PR活動実施数	4回	5回	5回 (100%)	5回	5回 (100%)	6回	16回 (267%)	6回	6回 (100%)	7回	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	５	Ａ	ａ	・各種訓練実施 ・普通救命講習会派遣 ・防火普及啓発活動派遣 ・消防学校教育課程修了 ・全国女性消防団員活性化大会参加 ・全国消防団員意見発表会出場 ・出初式出席	引き続き女性団員の確保に向け，広報，ホームページ等を活用し，勧誘に努める。	評価妥当	Ａ	ａ	すべての目標値を達成していることは評価できるが，女性団員の割合は0.6%と低い状況である。少子高齢化が進行するなか，地域の安全安心のためには，消防団での女性の活躍は欠かせない。消防団で女性が充分に力を発揮できるよう，取り組みを進めていただきたい。
令和２年度	５	Ｂ	ｂ	・各種訓練実施 ・防火普及啓発活動派遣 ・防火パレード ・消防学校教育課程修了 ※新型コロナウイルス感染症の影響により，消防署で行う救命講習会や各種イベントが中止延期となった。	市内の企業や消防団協力事業所を直接訪問し，引き続き女性団員の確保に努め，女性団員が活躍できる機会を提供する。	評価妥当	Ｂ	ｂ	コロナ禍により，消防団の活動が制限される中での取り組みであったことは理解できるが，女性団員の割合は依然として0.6%と低い状況である。 消防団の意義を効果的に周知しながら団員確保に努めるとともに，地域防災リーダーとして，女性団員の存在がもたらす効果をさらに生かした取り組みを進めていただきたい。
令和３年度	５	Ａ	ａ	・各種訓練実施 ・出初式出席 ・防火パレード ・火災予防運動 ・機能別消防団員「学生消防団員」の制度化（令和4年4月条例施行） ※新型コロナウイルス感染症の影響により各種事業中止。	市内の企業や学校を訪問し，令和4年4月に女性団員2名，学生消防団員（女性）4名が入団。継続した企業訪問等により，更なる加入促進と育成に努める。	評価妥当	Ａ	ａ	PR活動方法の工夫や実施回数が増えたことにより，宮城誠真短期大学の4名と一般の女性団員2名が入団したことに繋がったと思われるため，大きな前進で評価したい。継続して短大や各企業への訪問によるPR活動を進めてほしい。
令和４年度	５	Ａ	ａ	・各種訓練及び研修実施 ・防火普及啓発活動派遣 ・消防団員普及啓発活動 ・火災予防運動 ・消防学校教育課程修了 ・出初式出席	市内の企業や学校を訪問し，令和4年度に女性団員17名（内学生消防団員13名）が入団。継続した加入促進と団員育成に努める。	評価妥当	Ａ	ａ	宮城誠真短期大学へのPRは大きな効果をもたらしたと思われる。卒業後の進路先でも，この経験を大きく生かせると思う。加えて，ジュニアリーダーや高校生への呼びかけも拡大していただければ，災害時の対応等の先導者となるのではないか。
令和５年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　ｂ現状維持　ｃ全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（１）市民及び事業者の理解を深めるための施策
施策の方向：　③政策・方針決定過程への女性の参画・登用を促進する

事　業　名	審議会等委員の女性登用促進

事業推進課	男女共同参画推進室

総合計画	第1章　市民が主役 協働のまちづくり 第2節　男女が共に担うまちづくり
各種計画	

関連するSDGsの目標

事業の目的	市が設置する審議会等の委員の男女比率が均等となるよう配慮し，政策・方針決定過程へ，社会の構成員の半数を占める女性の多様な視点を反映する
事業概要	市の審議会等委員の選任について，男女比率に配慮した構成となるよう公募委員の追加や資格要件の緩和を検討するなど，積極的改善措置を講じるよう改選時期前に各課に働きかける。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
審議会等委員への女性の登用率（地方自治法第203条の3によるもの）	28%	30%	28%（93%）	33%	28%（84%）	35%	28%（80%）	38%	27%（71%）	40%	
行政委員会等への女性の登用率（地方自治法第180条の5によるもの）（参考数値）	32%		29%		31%		31%		29%		
市議会委員に占める女性の割合（参考指標）	10%		10%		10%		10%		14%		

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	2・3・4	B	b	「審議会等委員の男女比率の均等な選任について」の文書を各課へ通知し，男女比率の均等な構成について，これまで以上に配慮し，積極的改善措置を講じるようお願いをした。また，審議会委員への女性登用等を目的とした「大崎市女性人材リスト」を公開している。	引き続き各課に働きかける。	評価妥当	B	b	審議員の改選時期にあわせて，個別のアプローチが有効だと考える。 充て職などについては，各種団体のトップだけでなく，団体の中の女性リーダーの登用について提案するなど，引き続き工夫しながら取り組んでいただきたい。
令和2年度	2・3・4	B	b	「審議会等委員の男女比率の均等な選任について」積極的改善措置として，国・県・市が設定している目標値を示し，重要な取組事項であることを対外的にも周知を促した。委嘱替の機会を捉え，担当部署に口頭で取組を依頼した。女性人材リスト登録者から1名が審議委員へ登用された。	各種団体への推薦依頼時に積極的改善措置について説明を行い，女性登用への理解と協力を求める。	評価妥当	B	b	委嘱替えの機会を捉えた積極的な取り組みを評価したい。しかし，厳密には，女性割合は減少しており，令和5年度に目標を達成するには，視点を変えた取り組みも必要ではないか。充て職の委員の候補者として，各種団体の代表に加えて副代表等も視野に入れ，女性リーダー層の登用を検討してみてはどうか。
令和3年度	2・3・4	B	b	審議会等委員の男女比率の全体値は，令和3年度達成に及んでいない。各審議会毎では，42審議会中35%超は15審議会，40%超は11審議会，50%超は8審議会ある。男性委員のみは5審議会ある。「審議会等委員の男女比率の均等な選任について」取り組みを各課へ依頼した。	目標達成への具体的な取組を促すため，達成までの人数を提示し，委員数が多く女性比率10%未満の審議会への女性登用を重点的に進めていく。	評価妥当	B	b	まちづくり協議会推薦だと委員が重複する傾向があり，女性の参画を積極的に推進するには，自営業者へのPRも重要ではないか。特に男性委員のみが5審議会あるため，解消のための努力や大崎市の広報・ウェブサイト・広告誌面等で公募枠を広げるなど女性参画を増やす努力がもう一つ必要である。公募する際に，ウェブサイト公募等により参加された経験者の「声」を掲載するなど，工夫をしていただきたい。
令和4年度	2・3・4	B	b	審議会等への女性委員の登用率は，積極的な登用に努めた結果，前年度に比べて4審議会で10%以上増加した。各審議会では，47審議会中38%超は1審議会，40%超は3審議会，50%超は8審議会ある。男性委員のみは7審議会である。「審議会党委員の男女比率の均等な選任について」取り組みを各課へ依頼した。	引き続き目標達成への具体的な取組を促すため，審議会毎の達成までの人数を提示するとともに，女性登用のための人材リスト活用を拡大する。	評価妥当	B	b	各審議会によって運営方法が異なっているが，まずは，大崎塾生やジュニアリーダー，大学生等に傍聴してもらう機会を作り，関心を持ってもらうことから女性や若者の登用率を上げていただきたい。また，年齢枠として，高校生や大学生の枠があっても良いと思われる。
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　b現状維持　c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（1）市民及び事業者の理解を深めるための施策／（5）就業分野における男女共同参画の推進に関する施策
施策の方向：　③政策・方針決定過程への女性の参画・登用を促進する／④市職員のワーク・ライフ・バランスを推進する

事　業　名	女性職員のキャリア形成の促進

事業推進課	人財育成課

総合計画	第１章　市民が主役 協働のまちづくり 第３節　市民の生活を支える行財政改革の推進
各種計画	大崎市特定事業主行動計画

関連する
SDGsの目標

事業の目的	女性職員のキャリア形成を促進することにより，管理職への登用拡大を図る。
事業概要	①キャリア形成支援 女性職員が仕事に取り組むプロセスの中で，身につけていく技術・知識・経験を蓄積させるため，階層別研修をはじめとした各種研修への女性参加を促す。 ②能力適性を重視した女性職員の管理職への登用 キャリア形成等により，政策，財務，危機管理等のマネジメント能力を有した女性職員を管理職に積極的に登用する。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)
①女性職員の各種研修参加率 （市役所一般行政職）	18%	25%	28% (112%)	29%	30% (103%)	33%	34% (103%)	37%	85% (230%)	40%	
（参考：男性職員の各種研修参加率）	25%		30%		36%		46%		86%		
②管理職に占める女性の割合 上段：市長部局等	10%	15%	15% (100%)	15%	15% (100%)	16%	17% (106%)	17%	18% (106%)	18%	
下段：市民病院	32%	15%	32% (213%)	15%	30% (200%)	30%	27% (90%)	30%	28% (93%)	31%	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			
②管理職に占める女性の割合（市長部局等）	②管理職に占める女性の割合を見直しする。	「特定事業主行動計画」に合わせた見直し	変更前:　15% 変更後:　16%	変更前:　15% 変更後:　17%	変更前:　15% 変更後:　18%
②管理職に占める女性の割合（市民病院）	②管理職に占める女性の割合を見直しする。	「特定事業主行動計画」に合わせた見直し	変更前:　15% 変更後:　30%	変更前:　15% 変更後:　30%	変更前:　15% 変更後:　31%

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	3	A	a	①女性職員の各種研修参加率 所属長への声掛けなど研修に参加しやすい環境への配慮を行った。	女性職員の研修への参加について，継続して推進していきたい。	評価妥当	A	a	キャリア形成支援について，技術・知識等の蓄積を目指すもののほかに，ロールモデルを提示することで管理職としての働きがいについて考える場について検討してはどうか。市民病院の管理職に占める女性の割合は，計画期間最終年度の目標をすでに達成しており，目標値の再設定が妥当であると考える。
令和2年度	3	A	a	①女性職員の各種研修参加率について，所属長から職員に研修参加の声掛けをしたことで，女性職員のキャリア形成の機会の拡大が図られた。また，令和2年9月に改訂した「大崎市人財育成基本方針」に女性職員のキャリア形成支援を明記，取組むこととした。	①所属長からの研修参加への声掛けは引き続き実施しながら，宿泊ではなく通所による研修参加など，生活スタイルにあった受講形式を取り入れていく。また，他自治体のキャリア形成ロールモデルの事例を紹介することで，個々のキャリア形成を支援する。	評価妥当	A	a	「大崎市人財育成基本方針」に女性職員のキャリア形成支援について明記されたことは評価したい。また，研修実施に際し，生活スタイルにあった受講形式を取り入れることは，効果が期待できると考える。女性の管理職への登用拡大に向けて，特定事業主行動計画に則った取り組みを着実に進めていただきたい。
令和3年度	3	A	a	①「大崎市人財育成基本方針」に基づき，職員のキャリア形成を支援する取り組みを推進している。とくに所属長からの声がけなど研修に参加しやすい環境づくりの推進した結果，女性職員のキャリア形成機会の拡大が図られた。	①男性職員と比較した際の研修参加率は依然低いため，リモート研修など様々な生活スタイルや職種に応じた受講形式を検討し，女性職員の研修参加を促進する。 ②女性管理職の登用拡大については，特定事業主行動計画に則り取組みを進めるほか，広くマネジメント能力を向上させるための研修メニューを検討し，キャリア形成への支援機会を拡充する。	評価妥当	A	a	着実に登用率が上がっていることは喜ばしいことである。特に数値目標を上げていることは，達成のためへの意欲が感じられる。研修に参加しやすい，女性が働きやすい職場環境の構築を推し進め，一般企業の規範となるよう，行動・研修の指針を示し，キャリア形成の取組を進めていただきたい。

令和 4 年度	3	A	a	①リモートやeラーニングによるweb研修が普及し，受講機会が増加したことにより，女性職員の各種研修への参加率が前年度実績から51ポイント増加した。	①人財育成アクションプランのもと，多様な研修参加方法を取り入れ，職員が計画的に必要な研修を受講できる環境整備に努める。 ②女性管理職の登用については，特定事業主行動計画に基づき，個々のキャリア形成への支援拡充を図る。	評価妥当	A	a	コロナ禍にリモート開催によって参加者が増加したことは，思わぬメリットだと思う。より多くの方々が受講できたことは大きな成果であり，今後も職員が参加しやすい形の研修を目指していただきたい。
令和 5 年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００%以上）　Bある程度実施できた（７０%以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　ｂ現状維持　ｃ全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（２）学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策
施策の方向：　①児童生徒への男女共同参画や人権尊重の理解を促進する

事　業　名	人権尊重や男女平等の意識を育てる教育の充実

事業推進課	学校教育課

総合計画	第３章 地域の個性を生かし 豊かな心をはぐくむまちづくり 第１節　未来を担う子供たちの教育環境の充実
各種計画	

関連するSDGsの目標

事業の目的	人格形成期の義務教育段階において，道徳教育の充実を図る。
事業概要	①道徳科において小学校では「相互理解」「公正・公平」，中学校では「相互理解」「社会参画」「集団生活の充実」などの価値項目を重視し，人と人との関わり方や，個人の悩みに関する意識調査を各学校で実施する。 ②男女共同参画に関し，学外関係者と連携した授業やPTA研修会を各学校で実施する。（人権，生命と性，DV予防，キャリア教育，道徳教育に関することなど）

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
①意識調査を実施した割合（4回以上）	83%	80%	100%（125%）	85%	100%（117%）	100%	100%（100%）	100%	100%（100%）	100%	
②外部関係者との連携事業の実施割合	31%	40%	100%（250%）	50%	100%（200%）	100%	100%（100%）	100%	100%（100%）	100%	
PTA会長に占める女性の割合（参考指標）	6%		11%		11%		12%		7%		
生徒会長に占める女子の割合（参考指標）	9%		36%		36%		36%		63%		

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			
①意識調査を実施した割合（4回以上）	意識調査を実施した割合の見直し	令和元・2年度ともに100%の実績であることから変更するもの。	変更前:　90% 変更後: 100%	変更前:　95% 変更後: 100%	
②外部関係者との連携事業の実施割合	外部関係者との連携の実施割合の見直し	令和元・2年度ともに100%の実績であることから変更するもの。	変更前:　60% 変更後: 100%	変更前:　70% 変更後: 100%	

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	5	A	a	全ての学校において児童生徒の意識調査を実施（年4回以上）し，現状を把握したうえで，より良い人間関係を築くための道徳教育を行った。また，外部講師や外部関係者と連携し，福祉体験授業や職場体験を通して，他者を尊重し思いやる豊かな人間性の醸成に努めた。	引き続き児童生徒の心理的な側面について調査を実施し，現状を把握するとともに道徳教育の充実を図り，人権尊重や男女平等の意識を育てる。	評価妥当	A	a	意識調査の中に生命と性・ＤＶ等について問う部分がないので，是非2～3項目取り入れていただきたい。道徳教育の充実を図る為には学校でのカリキュラムの他，外部講師や外部関係者を起用した学習会の開催を望む。また，オンラインを活用した学習も検討していただきたい。
令和2年度	5	A	a	男女問わず，社会との参画を含め幅広く道徳教育を推進することができた。新型コロナウイルス感染症の影響もあり，外部機関との連携や体験学習など活動の機会は一部制限されたが，一方で，医療従事者や感染者等に対する差別や偏見が生まれないよう人権教育の充実が図られたこともあり，いじめ発生率の減少や他者を思いやる意識の向上につながった。	コロナ禍にあるが，外部講師や外部関係者を起用した学習会の開催を推進していく。令和2年度にＩＣＴ機器が各校に整備されたこともあり，オンラインを活用した研修会も可能となっている。	評価妥当	A	a	コロナ禍での事業は，かなり制約を伴うことが予想されるが，その中でできうる限りのことがなされていると思われる。ＰＴＡと一緒の行事やタブレットでの学習の事例を参考とし，他の学校においても広めて行ってもらいたい。また，道徳教育は幼児期から段階的に一貫した学習の機会を作るよう検討していただきたい。
令和3年度	5	A	a	学校教育全体を通じて，人権の尊重や男女平等，共同して社会参加すること等，道徳教育を充実することができた。新型コロナウイルス感染症の影響もあり，昨年度に引き続き部外機関との連携や体験活動の機会に制限があったが，感染者等に対する誹謗中傷，偏見や差別等を生まない人間感覚が図られたことで，他者尊重に関するモラル向上に結び付いた。	ＩＣＴを活用しながらコロナ禍においても，性別に基づく固定的な思い込みや価値観があることへの気づかせと，男女問わず互いの人権を尊重しあう道徳教育の充実を図る。幼児期の一貫した学習機会の保障については今後の検討課題としたい。	評価妥当	A	a	大崎市男女共同参画推進基本条例の基本理念は，「一人ひとりが一人の人間として大切にされる社会の実現」である。幼児期の経験が人間関係の土台となり，小中学校教育へと繋がっていく。そして，目の前にいる子どもたちがその担い手になっていく。その事を考える時，「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」の小学校での継続と道徳教育が人格形成の土台をなるものと考える。社会情勢や核家族化，一人親世帯の増加により家庭教育力が低下している。保護者の善悪判断や常識，規範意識などが先生と違う場合もある。幼児期の早い時期から園児・児童の学習機会を作ることはもちろんの事，保護者に対する働き掛けや学習機会も検討して頂きたい。また，人権，生命と性の観点において，早い段階での教育の必要性が高まっているLGBTQをはじめとする多様な性，SOGI（性的指向，性自認）と人権についての学習会を行ってほしい。

令和4年度	5	A	a	学校教育全体を通じて，人権の尊重や男女平等，共同して社会参加すること等，道徳教育を充実することができた。新型コロナウイルス感染症の影響もあり，昨年度に引き続き外部機関との連携や体験活動の機会に制限があったが，感染者等に対する誹謗中傷，偏見や差別等を生まない人権感覚が図られたことで，他者尊重に関するモラル向上に結び付いた。	性別に基づく固定的な思い込みや価値観があることへの気づきと男女問わず互いの人権を尊重しあう道徳教育の充実を図る。また，ジェンダー平等の視点のみならず，外国籍の児童生徒等との関わりの中で多様な価値観を尊重し更なる道徳教育の充実を図る。	評価妥当	A	a	大崎市男女共同参画基本条例の基本理念実現を考えるとき，基本的理念実現の担い手となる子どもたちをどう教育していくかがポイントになると考えている。それは幼児期に始まり，小中学校教育に繋がっていく。幼児期に「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を目標とする教育を行うことで，日常生活や他者との関わりの中での体験・経験を通して学ぶことができ，小学校の道徳教育や人権教育がその児童の個の確立及び人格形成に重要な影響を与える。核家族化や一人親世帯の増加により，家庭教育力が低下している現在，幼児期の早い時期からの学習機会に必要性を感じる。また，外国籍・障がいがある児童生徒や，LGBTQなど多様な価値観に対応できるよう「心」を育む指導の充実を望む。
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　b現状維持　c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（2）学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策／（3）性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策
施策の方向：　②学外関係者と連携した学習機会を提供する／④DVやさまざまな人権侵害の未然防止を図る

事　業　名	中高生を対象としたデートDV予防学習会の実施
事業推進課	男女共同参画推進室

総合計画	第1章　市民が主役 協働のまちづくり 第2節　男女が共に担うまちづくり
各種計画	

関連するSDGsの目標

事業の目的	男女お互いの人権を尊重する意識を醸成し，良好なコミュニケーションを身につけ，暴力や危険を回避する知識を提供する。
事業概要	中高生を対象とするデートDV予防学習会に講師を派遣し，各学校に開催を働きかける。 ①市内中学校：各中学校が実施する学習会への講師派遣と情報提供 ②市内高等学校：県主催のデートDV防止講座への応募促進と情報提供 ③中高生を取り巻く関係者への理解促進 ④生徒アンケートの実施・集計・分析

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
デートDV予防学習会（市内中学校） 上段：開催校数 下段：参加者数	11校	11校	11校（100%）	11校	9校（81%）	11校	11校（100%）	11校	11校（100%）	11校	
	1,127人		1,134人		939人		1,038人		1,016人		
デートDV防止講座（市内高等学校） 上段：開催校数 下段：参加者数	3校	4校	4校（100%）	4校	3校（75%）	4校	3校（75%）	4校	2校（50%）	4校	
	558人		901人		366人		452人		146人		

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	1・2・3・4・5	A	a	デートDV予防学習会を市立中学校全11校で実施。希望する中学校では，保護者，地域住民の参加も可能とし，学習会への参加を周知した。講話終了後に相談室の紹介を行い，カード型の相談室のリーフレットを全対象生徒へ配布した。また県主催で，大崎市内4校の高校でもデートDV予防学習会を実施した。	講話内容を改良し，またリプロダクティブヘルス／ライツの内容も取り入れ，継続して実施していく。また男女共同参画プロジェクトの中心事業と位置づけ，プロジェクト全体として事業実施していく。	評価妥当	A	a	人権を尊重する意識を醸成させるには，小学生・中学生・高校生に提供できる一連のツールが必要だと考えている。「一人ひとりが人間として大切にされる社会」の構築には，幼い時から段階的な教育が必要である。なお，「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」に関する学習の機会は極めて少ない。そのような機会を作りあげていただきたい。また，コロナ禍の社会もまだまだ続くと思われるので，実施方法についても考慮いただきたい。
令和2年度	1・2・3・4・5	B	b	デートDV予防学習会を市立中学校11校中9校で実施。コロナ禍による臨時休校により日程再調整，感染予防対策を講じて生徒のみ対象とし，体育館での集会形式の講義を実施した。講話と併せて相談室の紹介カードとティッシュを配布し，相談することの大切さを伝えた。アンケート結果から講話内容への生徒の関心の高さ，意識の高まりが伺えた。	国が令和3年度から進める「生命の安全教育」の方針を踏まえ，年齢に応じた適切な啓発事業を学校や関係機関との連携のもと推進する。特に性や身体に関する正しい知識の指導が定着するよう取り組む。	評価妥当	B	b	中学校を対象としたデートDV予防学習会は定着してきたと思われる。さらにもう一歩踏み込んで「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の内容が盛り込まれることを望みたい。道徳教育の転換期でもあることから「生命（いのち）の安全教育」の推進校をつくるなど今後も市として推進していただきたい。
令和3年度	1・2・3・4・5	A	a	デートDV予防学習会を市立中学校全11校で実施。内5校へは性に関する知識とルールを内容に組み込んだ。夏休み前に学習会を実施し，県発行の中学生向けデートDV予防教材（小冊子）を併用し，生徒への知識・理解の定着に努めた。生徒の事前・事後アンケートをグーグルフォームで実施したことにより，集計作業の負担軽減と，率直な意見や疑問・感想を収集でき，講師との共有により学習会構成の参考にできた。	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点を持った「生命の安全教育」を中学校学習会で実施し，各学校の実態等に配慮しながら，生徒への人権・道徳教育と併せた性教育機会の提供に取り組む。	評価妥当	A	a	中学校を対象としたデートDV予防学習会の実施は，十分定着して来ているので，今後は「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の視点を強化した「生命の安全教育」を多くの中学校で実施していただきたい。幼児・児童・生徒が成長する中で，幾度となく耳にし定着するよう日常的な指導が必要だと感じている。 また，保護者向けに理解を促すツールとしてチラシまたはSNSによる広報も必要と考える。「一人ひとりが人として大切にされる社会」の構築に向けて，幼い時から段階的な教育の必要性を強く感じているので，考慮いただきたい。

令和4年度	1・2・3・4・5	A	a	デートDV予防学習会を市立中学校全11校で実施。内5校は各学校の希望に応じて性教育を組み込んだ。夏休み前に学習会を実施し，県発行の中学生向けデートDV予防教材（小冊子）や講師提供の啓発リーフレットを活用し，生徒への知識・理解の定着に努めた。生徒の事前・事後アンケートをグーグルフォームで実施し，結果は学校と共有を図った。	引き続き「生命の安全教育」として学習会を位置づけ，各学校の実態等に配慮しながら，生徒への人権・道徳教育と併せた性教育機会の提供に取り組む。	評価妥当	A	a	中学校を対象としたデートDV予防講座を，市内市立中学校全校で平成30年度から実施していることは評価したい。「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」が盛り込まれたものと従来型の2種類が実施されているが，内容等の精査も必要なのかもしれない。「生命（いのち）の安全教育」も実施から3年目を迎えるので，幼児期からの性や身体に関する知識の指導の定着を望む。
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　b現状維持　c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（2）学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策／（4）生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策
施策の方向：　②学外関係者と連携した学習機会を提供する／①「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念の普及を図る

事　業　名	小中学生への生命と性に関する学習機会の提供

事業推進課	男女共同参画推進室

総合計画	第1章　市民が主役 協働のまちづくり 第2節　男女が共に担うまちづくり
各種計画	

関連するSDGsの目標

事業の目的	人権としての「生涯に及ぶ健康と権利」という考え方の普及のため，次世代を担う子どもたちへ年齢に応じた学習の機会を提供する。
事業概要	関係機関と連携し，小学生・中学生を対象に「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関する学習の機会を提供する。 中学生については，デートDV予防学習会（事業番号14）の中で，性・生命の大切さを中心とした内容も取り入れ実施し，小学生については，学習内容，学習機会の提供方法も含め検討していく。 【令和3年度追記】「生命(いのち)の安全教育」の強化 文部科学省・内閣府作成「生命の安全教育」教材等を活用した児童への指導・取り組みへの支援・調査を行う。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
①デートDV（リプロ）予防学習会開催校	０校	２校	３校（150%）	２校	１校（50%）	５校	５校（100%）	５校	５校（100%）	５校	
②「生命の安全教育」実施校（小学校）（参考値）							22校		22校		

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			
①デートDV（リプロ）予防学習会開催校	令和3年度以降の目標値を５校にする。	令和3年度から「生命の安全教育」を進めることを国が決定しているため，3年間強化を図る。	変更前:　3校 変更後:　5校	変更前:　3校 変更後:　5校	変更前:　3校 変更後:　5校
②「生命の安全教育」実施校（小学校）（参考値）	文部科学省・内閣府作成「生命の安全教育」教材等を活用した児童への指導を各小学校で実施する。	令和3年度から「生命の安全教育」を進めることを国が決定しているため，これまで課題だった小学生への指導への取り組みを進める。	※小学校数 22校	※小学校数 22校	

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	1・2・3・4・5	A	a	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関する学習の機会を提供するため，中学校に講師を派遣しデートDV予防学習会の中で，性・生命の大切さを中心とした内容で開催した。	希望する中学校へ講師を派遣し，継続して実施していく。小学生については，学習機会の提供方法など，男女共同参画プロジェクトにて検討していく。	評価妥当	A	a	着実に学習機会は提供され，定着に至っていることは評価される。今後は，小学校でも実施されるべく検討していただきたい。
令和2年度	1・2・3・4・5	B	b	デートDV予防学習会市立中学校11校中9校のうち，性・生命の大切さを中心としたテーマは1校実施。新型コロナウイルス感染予防対策を講じて生徒のみ対象とし，体育館での集会形式の講義を実施した。講話と併せて相談室の紹介カード・ティッシュを配布し，相談することの大切さを伝えた。アンケート結果から性教育をテーマとした講話は生徒からの関心が高く，正しい情報を伝えるための機会提供の必要性が実感できた。各小学校での性教育の指導状況を把握するためアンケートを実施した。	国が令和3年度から進める「生命の安全教育」の方針を踏まえ，年齢に応じた適切な啓発事業を学校や関係機関との連携のもと推進する。特に性や身体に関する正しい知識の指導が定着するよう強化して取り組む。	評価妥当	B	b	講話の中に「人権と生命を守る」話を必ず盛り込んでいただきたい。また，リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する学習の機会を小学校へ広めるよう努力していただきたい。
令和3年度	1・2・3・4・5	A	a	校長会において「生命の安全教育」推進と「性・生命の大切さ・性教育」の学習機会活用を強化することへの理解を求め，中学校デートDV予防学習会は目標とした5校で対面型で実施できた。性教育を受ける機会がない生徒にとって，互いの人権と性・心身を守り，正しい知識と相談することの大切さを学ぶ学習会となった。幼稚園養護教諭研修会において，「生命の安全教育」推進のための教材の紹介を行い，取り組みについて活用や情報提供を行った。	幼児・小学生への「生命の安全教育」推進のための絵本教材の活用や指導方法の研修，講師の人材確保について，各団体・関係機関の協力を得ながら取り組んでいく。	評価妥当	A	a	「生命(いのち)の安全教育」が市内市立小・中学校全てで文科省の意図した子どもたちが性暴力の当事者や傍観者にしないという内容で実施されていることを評価したい。また，デートDV(リプロ)予防学習会も市内中学校5校で実施されているが，今後実施校数が増加することを望む。その上で，小学校での実施も視野に入れていただきたい。

令和4年度	1・2・3・4・5	A	a	「生命の安全教育」の位置づけとしての中学生対象デートDV予防学習会は学校行事として定着しており，「性教育講話」を積極的に選択する学校もみられる。市立幼・保・小学校へ絵本「おしえてくもくん」を配付し，未就学児・小学校低学年の子どもたちへのプライベートゾーン教育用教材として活用を図った。	包括的性教育への取り組みに対する意識の高まりが社会で見られており，ニーズに応えるため，学習機会の提供や人材確保に取り組んでいく。	評価妥当	A	a	「生命（いのち）の安全教育」の対象は幼児期から中高生であるので，実施報告は小学校の他も提出していただきたい。加えて，「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の内容を含んだデートDV講座の実施は5校で目標値達成となっているが，更なる取り組みに期待したい。
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　b現状維持　c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（2）学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策
施策の方向：　③社会教育・生涯学習の分野での学習機会を提供する

事　業　名	通学合宿など青少年の生活体験事業の実施

事業推進課	地域交流センター・松山公民館・鹿島台公民館・沼部公民館（中央公民館）

総合計画	第３章　地域の個性を生かし 豊かな心をはぐくむまちづくり 第2節　豊かな心をはぐくむ生涯学習の充実
各種計画	大崎市生涯学習推進計画

関連するSDGsの目標

事業の目的	小学生を対象とした異年齢での生活体験事業を通じ，身の回りのことを自分たちで協力して行うことで，家事への理解を深め，自主性や協調性を育む。
事業概要	家事への理解を深める事業の推進 地域内に宿泊可能な公共施設のある3地域において，地域の各種団体の協力を得て実施する。 松山地域・・・・「合宿通学」3泊4日／松山体育研修センター 小学4～6年生対象 鹿島台地域・・・「チャレンジスクール」3泊4日／鹿島台学童農園 小学4～6年生対象 【令和5年度追記】 事業廃止：田尻地域・・・・「ロマンスクール」3泊4日／ロマン館 小学4～6年生対象

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
実施地域	3地域	3地域	2地域（66%）	3地域	0地域（0%）	3地域	0地域（0%）	3地域	0地域（0%）	2地域	
参加人数	91人	108人	61人（56%）	108人	0人（0%）	108人	0人（0%）	108人	0人（0%）	60人	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	3	B	b	松山体育研修センター（3泊4日） ロマン館（3泊4日） 長期間の共同生活において，自分の身のまわりのことを進んで行おうとする自主性や自立性，また子ども同士が協力して助け合っていこうとする協調性や社会性が育まれている。また，地域の各種団体の協力を得ながら事業を展開しており，地域で子どもを育てるという地域の教育力向上の一助となっている。 ※チャレンジスクールについては，令和元年東日本台風により中止。	公民館では少年教育領域において多様な事業を展開しており，今後も事業のねらいや特徴を活かした事業を継続していきたい。	評価妥当	B	b	学年の垣根を越えての合宿はかなり成果が期待できる。だが，3地域のみの開催となっているので，全地域対象となれる企画もあって良いと考える。せっかくの良い企画なので，合宿という形にとらわれず参加できる地域・人の拡大を図っていただきたい。
令和2年度	3	C	c	例年実施している3事業について，実施の計画をしていたが，宿泊を伴い，多人数で共同生活を送ることが新型コロナウイルス感染症対策の観点から望ましくないと判断し，生活体験型の事業については実施を見送った。	令和2年度事業計画作成段階では感染症の拡大が予想できなかったが，今年度の状況を考慮したうえで，実施できる形態を探りながら子どもの体験機会を確保したい。	評価妥当	C	c	コロナ禍での実施は見送られ，残念に思う。先が見えない中での模索は困難が予想されるが，今まで行ってきていない地域でも何らかの形で実施されるように検討していただきたい。
令和3年度	3	C	c	前年に引き続き計画していた3事業については事業の形態上，通学合宿での感染が学校での蔓延に直結するため慎重に判断せざるを得ない状況であり，リスクを考慮して実施を見送った。 各地域少年教育は感染症対策を万全にできるよう実施しており，子どもたちの生涯学習の場としての役割は男女共同の観点のみに固執せず行っている。	共同生活の中で得られる効果は大きいと考えているため，実施するための準備を整えつつも，実施できないことを想定した代替事業も模索していく。	評価訂正	B	b	通学合宿の異年齢での生活体験の重要性を認識しているが，1市6町が合併した大崎市の中で3地域だけで実施されている事業であり，コロナ禍の中で通学合宿の実施が難しく代替がないことが残念であったが，「おおさきサマーキャンプ」が昨年から大崎市全域の小学4～6年生を対象に実施されており，調理体験が含まれている。地域によっては日帰りの家事体験が実施されているとも聞いている。事業推進課として十分な調査報告を望みたい。コロナ禍でも子どもたちは日々成長していることを考えると今，出来得る事業計画の検討・実施を切にお願いしたい。

令和4年度	3	B	b	新型コロナウイルス感染拡大防止のため，学校期間中に長期の宿泊を伴う合宿通学事業については，学校生活への影響が大きくなることから中止とした。 一方で，感染状況を見極め，夏季休業中に市全域の小学4～6年生を対象とした「おおさきサマーキャンプ」や各公民館での宿泊を伴わない各種少年教育事業等を実施し，家事への理解を含めた生活体験の機会を提供した。	合宿通学は貴重な体験の場であるが，公民館ではそれ以外の少年教育事業でも生活体験等の体験活動の充実を図る事業を展開しているため，合宿通学にとらわれない，家事への理解を深める事業のあり方を検討していきたい。	評価妥当	B	b	コロナ禍で「おおさきサマーキャンプ」を実施出来たことは評価したい。ただ，通学合宿は，宿泊施設がある地域だけの事業となってしまうので，宿泊施設がない地域の宿泊を伴わない類似事業企画の検討もお願いしたい。
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　b現状維持　c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（2）学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策
施策の方向：　③社会教育・生涯学習の分野での学習機会を提供する

事　業　名	地域づくりリーダー養成講座の実施

事業推進課	地域交流センター（中央公民館）

総合計画	第3章　地域の個性を生かし 豊かな心をはぐくむまちづくり 第2節　豊かな心をはぐくむ生涯学習の充実
各種計画	大崎市生涯学習推進計画

関連する
SDGsの目標

事業の目的	話し合いの場づくり，行動のための学習といった事業を行い，地域づくりのリーダーの育成を図る。
事業概要	地域運営に関する手法の研修会の充実 公民館職員や地域づくり委員会役員等の研修会や講習会を通じて話し合いの場づくりの工夫，公民館の地域運営に関するノウハウやコミュニケーション及びプレゼンテーション能力を高め，持続可能な地域運営に関する手法を学習する。 研修内容については各地域の実情を考慮し，研修対象者のレベルに対応した研修会を毎年内容を検討し開催する。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)
実施回数	3回	2回	4回 (200%)	2回	6回 (300%)	4回	4回 (100%)	4回	4回 (100%)	4回	
参加人数	81人	60人	131人 (218%)	60人	160人 (266%)	100人	104人 (104%)	100人	96人 (96%)	100人	
女性割合	50%	30%	52% (173人)	30%	31% (103人)	30%	56% (59人)	30%	35% (34人)	30%	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			
実施回数	地域づくりリーダー養成講座の実施回数を見直す。	研修のニーズが高まったことによる見直し	変更前:　2回 変更後:　4回	変更前:　2回 変更後:　4回	変更前:　2回 変更後:　4回
参加人数	地域づくりリーダー養成講座の参加人数を見直す。	研修のニーズが高まったことによる見直し	変更前:　60人 変更後: 100人	変更前:　60人 変更後: 100人	変更前:　60人 変更後: 100人

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	1・2・3	A	a	地区公民館職員が，公民館事業や地域づくりのための企画等を実績できるよう，各種研修・講話・ワークショップを実施した。	地区公民館が地域の核となるよう，職員に対して学習の場を，継続して設けていく。	評価妥当	A	a	指定管理の公民館職員を対象とした事業である事は理解できるが，せっかくの機会なので，まちづくり協議会会員や一般の方にも参加できる機会を与えてほしい。人材不足解消のためにも，1人でも多くの方に知っていただける工夫も必要と考える。
令和2年度	1・2・3	A	a	地区公民館職員が，公民館事業や地域づくりのための企画等ができるよう，また，指定管理者が地域づくりや公民館への理解を深められるよう，各種研修・講話を実施した。	地区公民館が地域の核となるよう，職員に対してはもちろん，使用者である指定管理者に対しても学習の場を継続して設けていく。	評価妥当	A	a	内容を見ると昨年と同様の研修のあり方に見受けられる。各地域の地域づくり委員会等にも呼び掛けをしているとのことだが，継続受講者のスキルアップとモチベーション向上が図られる研修メニューの企画を工夫していただきたい。若手リーダーの育成にもさらなる努力をお願いしたい。
令和3年度	1・2・3	A	a	地区公民館職員が，公民館事業や地域づくりのための企画等ができるよう，また，指定管理者が地域づくりや公民館への理解を深められるよう，各種研修・講話を実施した。	指定管理第4期目に向けて，地区公民館が地域の核となるよう，職員に対してはもちろん，使用者である指定管理者に対しても学習の場を継続して設けていく。	評価妥当	A	a	地域づくりリーダー養成講座の実施状況から，地区公民館職員研修会は定着してきているので，次のステップを考えてもらいたい。例えば地域学校協働本部に関わっている方やまちづくりに関わっている方など対象範囲を拡大し，公民館における地域運営の担い手となる若手の育成をお願いしたい。
令和4年度	1・2・3	B	b	地区公民館職員が，公民館事業や地域づくりのための企画等ができるよう，また，指定管理者が地域づくりや公民館への理解を深められるよう，各種研修・講話を実施した。	地区公民館の指定管理4期目のスタートにあたり，職員のスキルアップはもとより，指定管理者の公民館や地域づくりに対する理解を深め，地域の核となる公民館の土台作りをしていきたい。	評価妥当	B	b	大崎市には地区公民館が無い地域も存在するので，地域づくりリーダー養成講座イコール地区公民館職員研修では広がりが感じられない。将来，基幹公民館も地域運営を考えているのであれば，基幹公民館でも，その担い手となる若手の育成が必要だと考える。研修の内容について，男女共同参画の視点を反映させてほしい。加えて，女性割合の目標が30%となっているが，このような低い認識で良いのか。
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　ｂ現状維持　ｃ全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（３）性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策
施策の方向：　①人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る

事　業　名	男女共同参画相談体制の充実

事業推進課	男女共同参画推進室

総合計画	第1章　市民が主役 協働のまちづくり 第2節　男女が共に担うまちづくり
各種計画	

関連する
SDGsの目標

事業の目的	男女共同参画相談室の充実を図り，人権侵害相談体制を充実させる
事業概要	①男女共同参画相談室「Withおおさき」の設置 常設相談室による，電話，面接相談を実施する。 （月～金　９：00～16：00） ②相談員のスキルアップ 県・関係団体等主催の研修会への参加で知識や技術，情報を取得し，相談対応力を向上させる。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項目	実績	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)
①男女共同参画相談員数	2人	2人	2人 (100%)	2人	2人 (100%)	2人	2人 (100%)	2人	2人 (100%)	2人	
①相談件数 上段：総件数 下段：うちDVに関わる件数（参考指標）	228件 83件		151件 22件		175件 38件		178件 33件		192件 64件		
②研修会への参加回数	5回	10回	8回 (80%)	10回	5回 (50%)	10回	10回 (100%)	10回	5回 (50%)	10回	

※相談件数にはフェミニストカウンセリング（事業番号23）の件数を含む

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	1・2・3・4	B	b	5月より相談室が移転したため，新たにリーフレットを作成し関係機関へ送付，市ウェブサイト，広報等にて市民等への周知啓発に努めた。当初は相談員の欠員があったが，5月より2名体制に戻り相談者への利便性を確保した。参加可能な研修会へは積極的に出席し，相談員としてのスキルアップを図った。	各種講座や研修会への参加を引き続き行い，相談員のスキルアップを図る。	評価妥当	B	b	リーフレットの作成や市ウェブサイトへの掲載だけでは意味がなく，実際に市民に情報が届かなければ利用や認知につながらない。ウェブサイトにある相談窓口として，行政用語をそのまま使った「男女共同参画相談」の表現では，どのような相談ができるのかがわからないし，出前講座についても依頼がない理由を考えるべきだ。QRコードの作成など新しい取り組みをし，確実に市民への情報発信をお願いしたい。
令和2年度	1・2・3・4	B	b	市・相談室ウェブサイトや広報に掲載している情報について，相談内容がわかりやすく伝わりやすいかを検証しながら更新をしている。24時間相談できる窓口などの一覧を相談室ウェヴサイトに掲載し，他の相談機関へ繋がるよう情報発信を工夫した。国等主催の研修・講演会がオンラインで配信されるようになり，相談業務を行いながら研修機会を得ることができた。	電話・面談のほか，Eメールなどをよる相談方法の導入について研究し，若年層や相談・支援を必要とする人が利用しやすい相談体制を検討する。出前講座内容について市民が男女共同参画に関心を持ってもらえるようなメニューとオーダーメイドで提供できるように工夫する。	評価妥当	B	b	依然として市ウェブサイトを見てもどこに相談してよいのかが分かりにくい。各課のページをたどっていくと確かに「相談」が出てくるが，人権や人の命に関わるような実際の相談は妊娠・子育て，DV，性別，虐待，生活問題といったカテゴリーの複数にまたがっており，当事者はどの窓口に相談すべきか迷ってしまう。相談自体を諦めてしまうことも考えられるのではないか。市の相談体制の全体を改めて見直すとともに，ウェブサイトについては早急に改善を求めたい。
令和3年度	1・2・3・4・5	A	a	市・相談室ウェブサイトや広報への情報掲載に加え，相談室ツイッターとメール相談フォームを開設した。24時間相談の申し込みができる環境をつくり，相談内容や状況に応じ，メールから電話・面談へ促すなど，相談支援や情報発信方法の改善を随時行っている。国等主催の研修・講演会はオンライン配信が定着し，相談業務を行いながら研修機会を得ることができた。	市ウェブサイトの相談窓口情報の検索がしやすくなるよう改善を図る。 Eメール相談への対応スキル向上のための研修機会を設ける。	評価訂正	B	a	SNS等の活用により24時間体制での相談申し込み受付が可能になったのは大きな進展であり，高く評価したい。新しいサービスについて市民に周知してほしい。ウェブサイトの更新については引き続き改善を強く求める。

令和4年度	1・2・3・4・5	B	b	市・相談室ウェブサイトや広報への情報掲載，相談室ツイッター，メール相談フォームを運用している。フェミニストカウンセリングはツイッターのDMで予約できる。メールでは相談を完結せずに電話・面談へ促すなど，適切な支援に繋げるよう努めている。国等主催の研修はオンデマンド配信受講を活用した。	市ウェブサイト情報検索がしやすくなるよう，担当課と連携しながら改善を図る。 相談傾向に沿った研修・スーパーバイズの機会を設ける。	評価妥当	B	b	相談件数が増加した理由は再相談が増えたためとのことであった。同じ人が相談員をしてくれている安心感があり、適切な対応がおこなわれていると評価できる。相談員の研修の機会は目標値にできる限り近い回数を確保し、スキルアップを図っていただきたい。24時間相談の受付については、SNSの柔軟な活用を引き続き検討してほしい。
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　b現状維持　c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（3）性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策
施策の方向：　①人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る

事　業　名	婦人保護相談体制の充実

事業推進課	子育て支援課

総合計画	第５章　地域で支え合い 健康で元気なまちづくり
	第５節　環境の変化に対応した子育て支援の充実
各種計画	

関連する
SDGsの目標

事業の目的	さまざまな婦人保護の相談を受け，関係機関と連携しながら相談体制の充実を図る。
事業概要	相談体制の充実 ①さまざまな困難事例に対応できるよう，研修に多く参加し，相談員のスキルアップを図る。 ②婦人保護に関する関係機関と情報共有しながら，支援体制を構築する。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
母子・父子自立支援員数（兼婦人相談員）	3人	2人	2人（100%）	2人	2人（100%）	2人	2人（100%）	2人	2人（100%）	2人	
研修会参加回数	10回	5回	12回（240%）	5回	6回（120%）	5回	17回（340%）	5回	16回（320%）	5回	
DVに関わる相談件数（参考指標）	91件		128件		62件		48件		42件		

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	3.4	A	b	専門的な知識習得に努めるため，多くの研修会に参加した。また，相談支援にあたっては，関係機関との連携協議が必須であるため，今後も連携して支援していけるよう各機関の活動内容の情報交換を実施した。	継続して積極的に研修に参加し，職員の知識や対応力の向上に努める。DVに対する相談場所の周知活動に努める。	評価訂正	B	b	相談員を2名に減員したことへの対応として，相談窓口の開いている時間を長くしたとのことであったが，その対応が適切かどうか疑問である。また，窓口は平日の昼間に限られ，土日と夜間は警察で対応するとのことだが，相談者の立場からすると警察への電話は抵抗を感じやすく，よほどのことがなければ電話できない。現在の相談体制は，市民が安心できるものになっているとは言えないのではないか。
令和2年度	3.4	A	b	専門的な知識習得に努めるため，研修会に参加しながら活動した。また，関係機関とは役割分担のもと連携しながら対応できた。定額給付金に係わるDV証明書発行は7件あり給付金の支給を受けることができた。	継続して積極的に研修に参加し，職員の知識や対応力の向上に努める。DVに対する相談場所の周知活動に努める。	評価妥当	A	b	相談内容の多様化に伴い，相談員の専門的知識の向上と個別対応における専門性の強化が求められる。関係機関との情報交換だけでなく，個別事例への対応が適切であったかどうかの検証をおこなうことにより，専門性の向上につながるのではないか。
令和3年度	3・4	A	b	相談内容の複雑化や虐待件数の増加等に伴い，DV支援者と児童虐待支援者の連携の重要性が高まっている。そのため児童の相談員との協議もしながら，よりよい連携・支援の在り方について協議を進めた。DVに関する相談は48件あり，一時保護件数は警察署経由のものも含め9件あった。障害や特性を持っている相談者等対応の難しい相談者が増えてきていると感じている。対応については，過去の事案を検証しながら，課内で支援の方針を協議し統一した見解で対応することに努めている。	研修に参加し，職員の知識や対応力の向上に努める。DVに対する相談場所の周知活動に努める。	評価妥当	A	b	支援員の研修への参加機会が増えているところは評価したい。問題が複雑化し，当事者の被害と加害が混在するようなケースにおいても，問題を一面的に捉えることなく，そのつど現場をみて適切な判断と対応ができるよう，引き続き丁寧な対応をお願いしたい。

令和4年度	3・4	A	b	相談内容の複雑化や虐待件数の増加等に伴い，ＤＶ支援者と児童虐待支援者の連携の重要性が高まっている。そのため児童の相談員との協議もしながら，よりよい連携・支援の在り方について協議を進めた。ＤＶに関する相談は42件あり，障害や特性を持っている相談者等対応の難しい相談者が増えてきていると感じている。また，離婚の方法やひとり親の支援について求めて来所される方も増えており，DVについての周知が図られてきている印象を受ける。対応については，過去の事案を検証しながら，課内で支援の方針を協議し統一した見解で対応することに努めている。	研修に参加し，職員の知識や対応力の向上に努める。DVに対する相談場所の周知活動に努める。	評価妥当	A	b	昨年度同様、支援員の研修回数が確保できていることは評価できる。市民へのDVについての周知が図られているようだとのことだが、次年度に向けてDVに対する相談場所の周知についてより具体的な対策を図っていくことを強くお願いしたい。
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　b現状維持　c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（3）性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策／（6）家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策
施策の方向：　①人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る／④高齢者及び障がい者の介護支援・生活支援の充実を図る

事　業　名	地域包括支援センターと連携した相談体制の充実

事業推進課	高齢介護課

総合計画	第5章　地域で支え合い 健康で元気なまちづくり 第3節　安心と生きがいのある高齢福祉の充実
各種計画	大崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

関連するSDGsの目標

事業の目的	高齢者虐待の予防や対応，成年後見の相談等を行い，高齢者の権利擁護を図る。
事業概要	①相談体制の充実 地域の高齢者の介護のみならず，安心して暮らすための総合相談及び高齢者虐待の予防や対応，成年後見の相談等を行い，高齢者の権利擁護を図る。 ②地域包括支援センターとの連携強化 多職種連携のネットワークづくりを行うため，地域包括支援センターの相談体制をPRするなどの支援を行う。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
①総合相談受付件数（地域包括延べ）（参考指標）	10,298件		10,376件		12,137件		11,612件		11,909件		
①高齢者虐待の受理会議数（参考指標）	55回		64回		60回		80回		65回		
②個別地域ケア会議件数（地域包括延べ）（参考数値）	29回		16回		38回		36回		27回		

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	1・2・3・4	A	a	地域包括支援センターの相談体制の充実に向けて，職種ごとの（社会福祉士，主任介護支援専門員）情報交換の場を設け，問題点の共有，解決方法を話し合った。また，市と地域包括支援センターの担当者が高齢者の支援者等（介護サービス事業者や民生委員等）向けに権利擁護の研修会を企画し開催した。	地域包括支援センターの啓発を継続し，さらなる連携強化のため情報共有に努めたい。	評価訂正	B	b	地域包括支援センターが扱うのは相談業務にとどまらず，他にも多くの業務を抱えている。民間が引き受けたがらないケアプラン作成の業務などを請け負う必要もあることから，両立は容易ではないかもしれないが，高齢者やその家族の支援をこれまで以上に充実させてほしい。虐待はその背景に家庭内の問題や職場の労働環境などが複雑に絡んでいる。ギャンブル依存症やアルコール依存症，夫婦間や親子間の共依存などもあり，問題を解決していくためには，高度な専門的知識が必要となる。他の関係諸機関と連携をとるのは当然のことながら，問われるのはその質ではないか。
令和2年度	1・2・3・4	A	a	令和2年度においても，職種ごとの（社会福祉士，主任介護支援専門員）情報交換の場を設け，問題点の共有，解決方法を話し合った。また，市及び地域包括支援センターの社会福祉士とで地域課題（猫多頭飼い家庭への支援）について研修会を開催し，宮城県ケアマネジャー協会大崎支部からも参加者があった。新型コロナウィルス感染症拡大防止のため，介護サービス事業所及び民生委員向けの権利擁護の研修会は開催できず，大崎市高齢者虐待防止等ネットワーク推進会議は書面で行った。	困難事例の増加に伴い，専門的な支援が必要となるため，保健・医療・福祉関係者などの協力機関との連携を強化し，住民ニーズに応えられるように地域包括支援センターの機能の充実に努めたい。	評価訂正	A	b	ヒアリングでは，関係機関と役割分担を図りながら個別ケースに対応していることは理解できたが，昨年度に比べて「a進んだ」と言える点は確認できなかった。「担当課評価」に記載されている地域包括支援センターとの「さらなる連携強化」に具体的に取り組んでいただき，その内容を示してほしい。
令和3年度	1・2・3・4	A	a	地域包括支援センターの相談体制の充実に向けて，令和3年度は社会福祉士との事例検討会を重点的に行い，個別困難事例について，関係機関との情報共有や課題解決に向けて話し合った。また，事業所でのサービス提供時における虐待発見・初期対応研修を実施し，早期発見・包括支援センターへの連携・対応がスムーズになり，ケア担当者の心理的負担軽減も図られた。（研修会参加者各事業所を含め113人）	多岐にわたる相談業務に伴い，専門的知識や支援が必要となることから，関係機関と情報共有の場や更なる連携に努めたい。	評価妥当	A	a	令和3年度に実施された研修により，虐待に対する初期対応が市全体で統一されるようになったことは，一定の効果が期待できる。問題の複雑化や，本人の意志の尊重という理念から，思うような介入ができず多職種連携が図られていない実状があるのではないか。実質的な連携が図られているのかどうかいま一度検証をお願いしたい。

令和4年度	1・2・3・4・5	A	a	相談体制・対応の充実に向けて，地域包括支援センターと事例検討会を行い，困難事例について情報共有や課題解決に向けて話し合った。困難事例にみられる「家族関係からみる虐待対応」についてテーマとした研修を実施し，関係機関や多職種連携・対応に生かしていく内容とした。困難事例は関係者で情報・方針共有の場を重ね、チームで支援することでケア担当者の心理的負担軽減もはかっている。（研修会参加者72人）	多岐にわたる相談業務、長期にわたり支援を要する事例への対応等，専門的知識や支援が必要となることから，関係機関と情報共有の場や更なる連携に努めていく。	評価妥当	A	a	ヒアリングの結果、加害者・被害者双方に話を聞き、ひとつひとつのケースに丁寧に対応している印象を受けた。必要に応じて男性職員に協力を仰ぐ体制も構築されていることや、チームでケース対応している点も高く評価できる。過度な負担がひとりの職員に集中しないようにするためにも、チーム対応の体制づくりを今後も継続していただきたい。
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　b現状維持　c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（3）性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策
施策の方向：　②DV被害者等の自立に向けた支援を行う

事　業　名	DV被害者の安全確保に関する支援

事業推進課	子育て支援課

総合計画	第５章　地域で支え合い 健康で元気なまちづくり 第５節　環境の変化に対応した子育て支援の充実
各種計画	

関連する
SDGsの目標

事業の目的	DV被害者の相談を受け，必要時に一時保護施設への入所措置をし安全確保を図る。保護施設と情報連携し自立に向けた支援を行う。
事業概要	相談内容により一時保護が必要な場合には宮城県女性センター等へ入所措置をする。関係機関（保護施設，警察等）と連携し，加害者から遠ざけ危害が及ばないように安全を確保するとともに，被害者の自立に向けたサポートを行う。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
関係機関連携回数（参考数値）	816回		461回		598回		827回		471回		
一時保護件数（参考数値）	7件		3件		3件		9件		4件		

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	4	A	b	一時保護件数3件（警察署の件数も含む）について，一時保護からその後の支援について関係機関と連携を図りながらすすめた。	相談者の状況により，必要な機関へつなぎ支援を行うため，継続して関係機関との連携を密にする。女性相談（DV等）の周知にも努める。	評価訂正	B	b	被害者の自立に向けたサポートにもっと力を入れてほしい。相談窓口の数や相談件数の問題ではない。必要に応じて医療機関につなげるなど，具体的な問題解決のための多面的な対応を求めたい。加えて，これまでの一時保護等の事案について事例研究が必要ではないか。その支援内容が本当に適切であったかの事後的な検証も，関係諸機関が集まっておこなう必要があるのではないか。
令和2年度	4	B	b	一時保護件数3件について，一時保護期間が終了した後も，すぐに自立することが難しいケースが多く，生活支援施設に移行し心理士による心のケアや，施設職員によるアパート探し，通院の同行，また，居住地の保健師と連携し自立後のサポートを依頼する等しながら支援した。支援を進める際には関係機関が集まり本人の気持ちを聞きサポートしながら行っている。	相談者の状況により，必要な機関へつなぎ支援を行うため，継続して関係機関との連携を密にする。女性相談（DV等）の周知にも努める。	評価妥当	B	b	一時保護が必要なケースについて，支援のあり方を現状維持でよいとするのではなく，対応に問題がなかったかや，よりよい支援のためにどうすればよかったのかなどを検証するための事例研究を，関係諸機関でおこなっていくことを強く求めたい。
令和3年度	4	A	b	一時保護件数9件（警察署経由3件含む）でありDVに関する相談は多かった。DVの陰に児童虐待が起きている可能性もあるため児童の相談員とも連携し，虐待防止も意識して対応した。また障害や特性を持った相談者もおり対応困難な事例が増えてきていると感じる。相談者の対応については過去の事案を検証しながら，関係機関とも情報共有し，市としての方針を明確にして支援することに努めた。また一時保護後の自立に向けた支援も重要で関係機関と連携・協議をしながら進めた。	相談件数は増加傾向にあり，個々の相談者の状況に応じ，必要な機関と連携しながら支援を行うため，引き続き関係機関との連携を密にする。女性相談（DV等）の周知にも努める。	評価訂正	A	a	相談を受けてからスピード感をもって対応しようと取り組まれている点は評価できる。問題の根本的解決に向けてひとつひとつ課題をクリアしていく必要があり，その入口として一時保護の窓口が一本化していることは重要である。このまま継続していただきたい。

令和 4 年度	4	A	b	一時保護件数4件について，DVの陰に児童虐待が起きている可能性もあるため児童の相談員とも連携し，虐待防止も意識して対応した。また障害や特性を持った相談者もおり対応困難な事例が増えてきていると感じる。相談者の対応については過去の事案を検証しながら，関係機関とも情報共有し，市としての方針を明確にして支援することに努めた。また一時保護後の自立に向けた支援も重要で関係機関と連携・協議をしながら進めた。	相談件数は増加傾向にあり，個々の相談者の状況に応じ，必要な機関と連携しながら支援を行うため，引き続き関係機関との連携を密にする。女性相談（DV等）の周知にも努める。	評価訂正	A	a	前年度に比べて一時保護件数が減っている点や、DVの陰で起きている児童虐待も視野に入れ相談員と連携して対応を行った点は評価できる。障がいや配慮が必要な相談者も増えている中、次年度に向けてより具体的な対策内容を図っていくことをお願いしたい。
令和 5 年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　b現状維持　c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（３）性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策
施策の方向：　③関係機関の支援ネットワーク体制の充実を図る

事　業　名	庁内の各種相談窓口の連携の強化

事業推進課	男女共同参画推進室

総合計画	第1章　市民が主役 協働のまちづくり 第2節　男女が共に担うまちづくり
各種計画	

関連する
SDGsの目標

事業の目的	関係機関と連携し啓発に努め，相談体制を確立し，DVによる被害者への迅速かつ適切な支援を行う。
事業概要	DV対策庁内ネットワーク会議を開催し，市役所内の関係課が共通認識を持って情報を共有し，常に連携できる体制を備える。（研修会，定例会議）

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
ネットワーク会議開催数	2回	3回	3回（100%）	3回	2回（66%）	3回	2回（66%）	3回	1回（33%）	3回	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	3・4	A	b	第1回DV対策庁内ネットワーク会議では，各課の相談体制・業務内容等を共有し情報交換を行った。第2回は県と共催し相談員を対象としたDV予防啓発講座「DV事例検討会」を開催した。第3回は各課の相談状況・実績について情報共有し，実情や課題などを協議し互いの連携を図った。	関係課同士の連携をさらに深めるため，引き続きネットワーク会議を開催し，事案発生時の個別支援会議など，迅速かつスムーズな連携体制づくりを図る。	評価妥当	A	b	庁内ネットワーク会議が真に機能し各課の連携がはかられているならば，現在縦割りで各分野に存在している相談窓口もひとつで済むという考えかたも成り立ちうる。連携体制づくりが形式的になものので終わることのないよう，実質化を強く求めたい。
令和2年度	3・4	C	b	第1回会議：各課の相談体制・相談実績事案の傾向などについて情報交換実施。令和元年度事業評価結果を踏まえ，市の広報・ウェブサイトの情報提供方法の改善について各担当で取組を促した。 第2回会議：相談員対象として外部講師による研修会「DV被害者の現状と相談時の注意点」を実施（9課15名）	相談業務の初期対応方法等，担当職員育成のための研修会を企画・実施する。	評価妥当	C	b	依然として庁内ネットワークのシステムを年度ごとに維持するのに精一杯で，各種相談窓口の連携の強化が図られているとは言えない。男女共同参画推進室こそが主導権を握って各課をつなぎ，全体を見渡す役割を担うべきである。本事業で求められるのは相談員の研修会の企画ではない。事業内容をもう一度確認されたい。
令和3年度	3・4・5	C	b	第1回：各課の相談体制・相談実績事案の傾向，コロナ禍の影響など，支援のあり方について意見交換を行った。ウェブサイトへの情報掲載方法の改善取組を促したが，一体的に取り組めなかった。 第2回：相談員対象としてフェミニストカウンセラーによる研修会「DV被害者への相談・支援」を実施（6課1団体12名） 随時：相談対応についてのケース会議を行い支援方針や役割分担について連携を図った。	推進室が主体となり市ウェブサイトにおける相談窓口情報掲載の整備に取り組む。令和5年4月の組織機構変更による相談窓口体制に応じたネットワーク会議の運用を検討する。	評価訂正	B	b	新庁舎への移転に伴い，ネットワーク会議の組織編成や運用もよい方向に進むことを期待する。市役所内での男女共同参画についての共通認識を高める重要な場である。回数は問題ではない。開催内容は，必要に応じてどんどん変更してよい。推進室が積極的に前に出て舵取りをしてほしい。
令和4年度	3・4・5	C	b	第1回：各課の相談体制・相談実績事案の傾向，ウェブサイトへの情報掲載方法について情報交換を行った。 随時：相談対応についての情報交換を行い支援方針や役割分担について確認を行い連携を図った。 研修会：ネットワーク会議構成課（高齢介護課・社会福祉課）が企画した研修会へ参加した。	令和5年4月以降の組織機構変更に伴う相談窓口体制に応じたネットワーク会議の運用を図る。	評価妥当	C	b	ネットワーク会議開催数の目標数値には達しなかったものの、相談対応についての情報交換を随時行ったことは評価できる。数値目標に「ネットワーク研修会」という項目を追加し数値で示していただきたい。新庁舎移転に伴い、相談窓口の変更があったため、市民が利用しやすいような対策について、ネットワーク会議等でぜひ検討していただきたい。

令和 5 年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　b現状維持　c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（４）生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策
施策の方向：　①「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念の普及を図る

事　業　名	「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の普及啓発活動の実施
事業推進課	男女共同参画推進室

総合計画	第1章　市民が主役 協働のまちづくり 第2節　男女が共に担うまちづくり
各種計画	

関連する
SDGsの目標

事業の目的	人権としての「女性の生涯に及ぶ健康と権利」という考え方の普及のために年齢に応じた学習の機会を提供する
事業概要	①庁内推進委員会等で「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康・権利）について学習会を開催する。 ②関係機関と連携し，「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」について情報を収集し，啓発を行う。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する学習会等の開催数	1回	2回	1回（50%）	2回	1回（50%）	2回	1回（50%）	2回	2回（100%）	2回	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	1・2・3・4	B	b	市内企業の管理職・人事担当，市役所管理職等を対象に，リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて，産婦人科医による研修会を実施した。また，「リプロ」のチラシを庁内推進委員会にて作成し，成人式にて配布した。また，「リプロ」の小型ポスターも作成し市内ドラッグストア・市役所庁舎へ掲示依頼した。	リプロの研修会実施や，チラシ等の配布による啓発を継続して行う。	評価妥当	B	b	良い学習会を提供されていると考えるので，男性職員の参加をこれからもっと増やす努力をお願いしたい。学生へのチラシの配布を長期休日前等にするなど，より多くの方の目に止まる工夫をしていただきたい。総合健診時にも展示されることが望まれる。
令和2年度	1・2・3・4	B	b	産婦人科医師を講師として10代～20代対象とした「リプロダクティブヘルス／ライツ」セミナーを実施した。募集にあたり市内の短大・看護学校学生へ受講案内をした。会場において出張図書館・リプロ情報コーナーを設置し，女性の健康問題に着目した本の展示，各種リーフレット・サンプル配付も併せて行った。（参加数46人）	リプロ研修会は10代・20代対象には継続して実施する。 市民健診や各種イベントの際に，リプロ啓発リーフレット等を配付し啓発機会を増やしていく。	評価妥当	B	b	パンフレット等の配置場所（各公共施設のトイレやエレベーター，地域のスーパーマーケット等）の工夫が必要と思われる。配布のタイミングにも留意されていることと見受けられるが，総合健診時や病院等にも協力を求めていただきたい。
令和3年度	1・2・3・4	B	b	大崎市医師会連携事業として高等看護学校特別講義「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」セミナーを一般聴講も含めて実施した。(参加人数73人)啓発用リーフレットを図書館等の施設に相談カードと併せて設置したほか，6月・11月啓発運動週間や青年文化祭等のイベント，成人式において各種啓発リーフレット（QRコード情報へ誘導）の配付を行った。啓発ポスターは市内公衆トイレや道の駅等商業施設のトイレ，検診会場に常時掲示している。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツを学ぶことにより，生涯にわたるライフプランやキャリア継続について自己実現やサポートをする意識づけとなる学習会を行う。	評価妥当	B	b	高等看護学校での講座，啓発運動週間・青年文化祭・成人式でのチラシやリーフレットの配布など努力の跡は見受けられるが，そろそろ一般市民に対する働きかけも必要な時期に来ていると感じている。庁内推進委員会で学習会を開催する際に一般聴講も出来るようにするなど工夫が必要と考える。
令和4年度	1・2・3・4・5	A	a	大崎市医師会連携事業として高等看護学校特別講義「大人のための性教育講座」を一般聴講も含めて実施したほか，小学生の親子を対象としたオンラインセミナー「家庭でできる性教育」を託児ありで実施した。6月・11月啓発運動週間や青年文化祭等のイベント，二十歳のつどいにおいて各種リーフレットを配布し啓発を図った。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の下，幼少期からの人権尊重意識の醸成，若年層の生涯にわたるライフプランやキャリア継続について意識づけとなる学習会を行う。	評価妥当	A	a	高等看護学校での「大人のための性教育講座」が，一般聴講も含めて実施されたこと並びに，小学生の親子対象としたオンラインセミナー「家庭でできる性教育」を託児有りで実施したことを評価したい。今後の新しい取り組みにも期待したい。

令和 5 年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　b現状維持　c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（4）生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策
施策の方向：　②女性のライフステージに応じた健康を支援する

事　業　名	妊産婦への訪問や育児相談など母子保健事業の実施

事業推進課	健康推進課

総合計画	第５章　地域で支え合い 健康で元気なまちづくり 第１節　生涯を通じた健康づくりの推進
各種計画	大崎市母子保健計画

関連する
SDGsの目標

事業の目的	妊娠・出産・育児に関する知識の普及と相談を実施し，必要に応じて関係機関と連携し個別の支援を行い，母子の健康の保持増進・健全育成の推進を図る。
事業概要	①母子健康手帳交付と交付時の健康相談 ②パパママ講座（妊婦やその夫を対象に教室を開催し，沐浴実習，妊婦体験等を実施） ③妊産婦・新生児訪問指導（乳幼児家庭全戸訪問） ④離乳食教室・育児相談事業（健康相談・健康教育・離乳食の試食） ⑤母親の心の健康支援事業（個別面談・グループカウンセリング・精神科医によるスーパーバイズ） ⑥産前・産後サポート事業（助産師・保健師による育児相談）R2から ⑦産前・産後サポート事業（妊婦への助産師による電話相談）R2からR4 ⑧出産子育て応援給付金事業（伴走型相談支援）R5から

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)
①妊娠11週以下での妊娠届出率	94.0%	94.2%	93.8% (99.6%)	94.5%	94.8% (100.3%)	94.5%	97.1% (102.8%)	95.0%	96.6% (101.7%)	95.0%	
③乳幼児家庭全戸訪問実施率	96.8%	99.0%	99.4% (100.4%)	99.0%	97.7% (98.6%)	99.5%	101.3% (100.4%)	99.5%	99.5% (100.0%)	100.0%	
一般母子相談件数（参考指標）	8,124件		7,723件		8,500件		8,849件		8,773件		

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	2．3	B	b	保健師や助産師が家庭を訪問し，妊娠，出産，育児に関する相談や保健指導を行い，妊産婦が健全な出産・育児を迎えられるよう訪問指導を実施した。子どもの発育・発達に与える影響を家族で理解し，子供の健康に関する意識を高められるように啓発・個別指導を実施した。	支援が必要な方は複雑な課題を一人で抱えている場合が多く，相談体制や関係機関との連携体制の強化が求められている。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指して相談窓口を設置し，関係機関と連携し支援していく。	評価妥当	B	b	②④⑤の事業内容が見えてこないので評価に苦しむ。参加率向上のための創意工夫がさらに必要と考える。一般母子相談件数の内容も不明なので，評価できるよう実績値を報告願いたい。努力はされていることと思われるが，もう一工夫必要と考える。
令和2年度	2・3	B	b	①母子手帳交付：子育て世代包括支援センターを設置し，妊娠期から切れ目のない相談支援を実施した。 ②パパママ講座：月1回の定例の講座だが，開催回数を増やし希望した妊婦家族が参加できるようにした。 ③全戸訪問：全家庭に連絡を取り保健師や助産師が訪問した。 ④離乳食相談・育児相談：郵送で資料送付，個別に電話相談を実施した。緊急事態宣言解除後は各会場で個別相談を充実させて実施できた。 ⑤はーとほっと事業：グループミーティングを通して心の健康につながる気づきができるように支援している。	妊娠届出時は保健師が全数面接を行い，支援が必要な方に関係機関と連携しながら支援をする。引き続き妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援をしていく。またコロナ禍であり感染状況により内容の随時検討をしながら相談事業等は開催できるようにしたい。随時個別相談や情報提供等で不安を軽減・解消して育児ができるように支援する。	評価訂正	B	a	コロナ禍の今だからこそ，きめ細やかな支援が必要である。相談件数も増えており，相談しやすい体制が整っていると思われる。引き続き気軽に相談できる体制を維持していただきたい。

令和3年度	2.3	A	a	①母子手帳交付：保健師が全員と面接。子育て世代包括支援センターで把握し必要な方に妊娠期から切れ目のない相談支援を実施した。 ②パパママ講座：月1回の定例の講座だが，開催回数を増やし希望した妊婦家族が参加できるようにした。 ③全戸訪問：全家庭に連絡を取り保健師や助産師が訪問した。 ④離乳食相談・育児相談：各会場で個別相談を充実させて実施。感染状況を見ながら集団教育できる場面を作った。父の来所時は同席できるように配慮した。 ⑤はーとほっと事業：グループミーティングを通して心の健康につながる気づきができるように支援している。 ⑥なんでも相談：月1回子育て支援センターで保健師・助産師が個別相談を実施し，保護者が安心して相談していた。 ⑦妊婦への助産師による電話相談：出産を控える妊婦を対象に，不安を軽減し安心して出産を迎えることができるように助産師の電話相談を実施した。	妊娠届出時は保健師が全員と面接を行い，支援が必要な方に関係機関と連携しながら支援をする。引き続き妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援をしていく。またコロナ禍であり感染対策を取りながら相談事業等を開催していきたい。随時個別相談や情報提供等で不安を軽減・解消して育児ができるように支援する。 参加希望者が少ない事業は，全戸訪問，各健診・育児相談時にも声がけをして必要な人に繋げていく。 ⑦妊婦健診だけでは解消しきれない部分を傾聴，必要な行動がとれるようにアドバイスをしていく。	評価妥当	A	a	妊娠期から出産・育児期間中の切れ目ない相談支援の実施やパパママ講座の参加希望者への対応など，きめ細かい事業実施をされている点を評価したい。その上で若年妊婦に対する支援，予期せぬ妊娠，コロナ等による貧困，シングルマザーで届け出をしないで臨月を迎えている妊婦への支援・相談等のサポートもお願いしたい。

令和4年度	2.3	A	a	①母子手帳交付：保健師が全員と面接。子育て世代包括支援センターで把握し必要な方に妊娠期から切れ目のない相談支援を実施した。 ②パパママ講座：月1回の定例の講座だが，参加人数を少人数として開催回数を増やし前年同様，24回開催。希望した妊婦家族が参加できるようにした。夫婦での参加が多く家族との気持ちの共有・協力について考える機会になっている。 ③全戸訪問：全家庭に連絡を取り保健師や助産師が訪問した。 ④離乳食相談・育児相談：個別相談を充実させて実施。集団教育ができる場面を作り，図書館と連携し子育て支援に繋がる情報提供をしている。父の来所時は同席できるように配慮した。 ⑤はーとホッと事業：参加者が少なかった。 ⑥なんでも相談：月1回子育て支援センターで実施することで，遊びに来ながら気軽に相談できる場面になっている。 ⑦妊婦への助産師による電話相談：出産を控える妊婦を対象に，不安を軽減し安心して出産を迎えることができるように助産師の電話相談を実施した。	妊娠届出時は保健師が全員と面接し，必要な方には関係機関と連携しながら，妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援をしていく。また子育てアプリ等を活用した情報提供や個別相談で不安を軽減・解消できるように支援する。 母親の心の健康支援事業（はーとホッと教室）の参加者が少ないため，グループカウンセリング効果のために回数を見直し，必要な方が受けられるようにする。 ⑦は内容を組み換えし，妊娠7か月頃の妊婦全員にアンケートをとり，出産に向けての協力体制や気になること等を伺い，妊娠8か月頃希望者には助産師の面接し伴走型支援を行う（子育て世代包括支援センター事業）。	評価妥当	A	a	妊娠期から出産・育児期間中の切れ目ない相談支援の実施や，24回のパパママ講座の開催，出産を控えた妊婦希望者に対する伴走型支援など，個別対応のきめ細かい事業実施をしている点を評価したい。その上で，若年妊婦に対する支援，予期せぬ妊娠，コロナ等に伴う貧困，シングルマザーで届け出なしの臨月を迎えている妊婦への支援・相談等のサポートもよろしくお願いしたい。
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった
事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった
進捗状況　a進んだ　　b現状維持　c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（４）生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策
施策の方向：　②女性のライフステージに応じた健康を支援する

事　業　名	女性のがん検診受診の啓発

事業推進課	健康推進課

総合計画	第５章　地域で支え合い 健康で元気なまちづくり 第１節　生涯を通じた健康づくりの推進
各種計画	大崎市健康増進計画

関連する
SDGsの目標

事業の目的	疾病予防対策を推進し，検診で早期発見治療につなげる。
事業概要	女性特有の疾病の早期発見・早期治療につなげる（乳がん検診・子宮頸がん検診） ・がん検診推進事業において，特定の年齢の人に検診のお知らせと受診票のほかに，無料クーポン券，検診手帳を配布する。 ・受診者を増やすために，申し込みの呼びかけのチラシを作成し，保健推進員等の協力をもらい全世帯への配布や声がけを行う。 ・精密検査に該当した人については，精密検査受診を促し，疾病の早期発見・早期治療につなげる。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)
乳がん検診受診率	23.4%	24.5%	22.0% (89.8%)	25.5%	21.2% (83.1%)	27.5%	13.1% (47.6%)	29.5%	16.6% (56.3%)	30.0%	
子宮頸がん検診受診率	19.6%	20.0%	19.0% (95.0%)	21.0%	18.8% (89.5%)	23.0%	19.6% (85.2%)	24.0%	19.8% (86.1%)	25.0%	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	3・4	B	b	<R2.3.31現在> 1.受診者数 ①乳がん検診 5,399人 ②子宮頸がん検診 9,022人 2.無料クーポン券利用者数 ①乳がん検診 262人 ②子宮頸がん検診 52人 3.精検受診率 ①乳がん検診 93.4% ②子宮頸がん検診 86.7% 若い世代の対象者が受けやすいように検診会場での託児を実施した。また,1月下旬～2月上旬にかけて,未検者検診を実施し受診機会の増加につなげた。	乳幼児健診や相談，地区健康教室などで検診の重要性について啓発を行う。また，受けやすい体制づくりとして，保健推進員との連携による託児を継続し，若い世代の受診につなげていく。	評価妥当	B	b	無料クーポン券の利用率（受診率）が低迷しているが，とても良い事業なので継続できるよう，工夫していただきたい。受診率の割り出し方法も職場受診は含まないとのことであるので，この算出方法で良いのか疑問である。一考されることを望みたい。
令和2年度	3.4	B	b	<R3.3.31現在> 1.受診者数 ①乳がん検診 4,931人 ②子宮頸がん検診 8,526人 2.無料クーポン券利用者数 ①乳がん検診 220人 ②子宮頸がん検診 49人 3.精検受診率（受診者数） ①乳がん検診 99.5%（208人） ②子宮頸がん検診 98.7%（77人） 新型コロナウィルス感染症の影響により，託児や未検者検診を実施することができなかったが，感染症対策を講じて，集団・個別ともに計画していた日数は実施することができた。	乳がん検診（マンモグラフィ）は偶数年齢のみ対象としていたが，令和3年度は奇数年齢で前年度受診していない人も対象とし，今年度受診を控えた人の受診機会を設けるとともに，受診者本人にとって2年に1度の受診機会となるように見直しを行う。	評価妥当	B	b	子宮頸がん検診の20歳の無料クーポン券は国の制度であり受診の意識づけを目的としているとはいえ実状としては早すぎる気がする。無料クーポン券と一緒にどのような状況下で発がんするのかを知らせるパンフレットが同封されれば関心を引くのではないかと思われる。確かな情報を一緒に届けることで20歳以降の若い年齢の方々にも興味を持って受診してもらえる工夫をしていただきたい。

令和3年度	3.4	B	b	<R4.3.31現在> 1.受診者数 ①乳がん検診 5,840人 ②子宮頸がん検診 9,237人 2.無料クーポン券利用者数 ①乳がん検診 243人 ②子宮頸がん検診 82人 3.精検受診率（受診者数） ①乳がん検診 94.0%（235人） ②子宮頸がん検診 86.2%（88人） 乳がん検診(マンモグラフィ)は偶数年齢のみ対象としていたが，奇数年齢で前年度受診していない人も対象とし受診機会を設けることができ受診者数は増加した。しかし，そのことから対象者が増加したため受診率は減少となった。 受診票等を送付する際に，受診の重要性について啓発するチラシを同封している。	今年度から乳がんは前年度未受診者が対象となる。 夜間の未検者検診を実施し受けやすい体制づくりを行っていく。 乳幼児健診や相談，地区健康教室などで検診の重要性について啓発を継続して行っていく。	評価妥当	B	b	子宮頸がん検診20歳の無料クーポンの使用件数が伸び悩んでいる。啓発チラシを同封しても効果がないのであれば，SNSを活用するか高校での「デートDV予防講座」の際の告知など若年層にアピールできる方法を考えていただきたい。
令和4年度	3.4	B	b	<R5.3.31現在> 1.受診者数 ①乳がん検診 5,957人 ②子宮頸がん検診 9,257人 2.無料クーポン券利用者数 ①乳がん検診 247人 ②子宮頸がん検診 82人 3.精検受診率（受診者数） ①乳がん検診 94.3%（247人） ②子宮頸がん検診 81.3%（74人） 受診票等を送付する際に，受診の重要性について啓発するチラシを同封している。 今年度から古川地域で乳がん検診の集団検診を追加実施し，子宮頸がん検診の未検者検診とともに午後から夜間に実施した。子宮がん検診のみ託児を実施。就労している方から夜間検診について受けやすいという感想があった。	令和5年度から子宮がん検診の対象が20～69歳は毎年，70歳以上は偶数年齢の方と前年度未受診者が対象となる。 乳幼児健診や相談，地区健康教室などで検診の重要性について啓発を継続して行っていくとともに，夜間の検診を継続し受けやすい体制づくりを行っていく。 今年度は，子宮頸がん検診の対象年齢になった時に受診することの重要性を早期に意識づけするため，HPVワクチンの対象者（小学校6年生から高校1年生）に，啓発を行う。	評価妥当	B	b	子宮頸がん検診において，就労者向けに夜間健診を実施したことと，受診者数が維持されていることは評価したい。子宮頸がん検診20歳の無料クーポン券の使用件数も相変わらず伸び悩んでいるようだ。HPVワクチン対象者や，高校での「デートDV予防講座」の際に啓発をしていただきたい。

令和 5 年度								

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００%以上）　Bある程度実施できた（７０%以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　b現状維持　c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（４）生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策
施策の方向：　③男女の生涯にわたる健康保持や健康増進を支援する

事　業　名	各種健康教育・健康増進教室の実施

事業推進課	健康推進課

総合計画	第５章　地域で支え合い 健康で元気なまちづくり 第１節　生涯を通じた健康づくりの推進
各種計画	大崎市健康増進計画

関連する
SDGsの目標

事業の目的	健康増進，生活習慣病の予防等に関する正しい知識を普及し「自分の健康は自分で守る」という意識を啓発する。
事業概要	①健康増進教室 ・一次予防を重視した健康教育を地域毎にシリーズで開催し，7地域で実施。 ・「運動」「食事」「心の健康」「歯の健康」等をテーマとして講話，運動実技，調理実習を実施。 ②地区健康教室 ・大崎市や地域の課題を保健推進員と共有し，協働で地域や行政区ごとに，地域の状況に応じた健康教室の実施 ・地区組織や企業等からの依頼に応じた出前講座の実施 ③健康手帳作成事業 自らの健康管理，健診結果の記録や健康保持と適切な医療の確保に役立てるために健康手帳の配布。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)
①②地区健康教室・健康増進教室 上段：開催数	522回	560回	407回 (73%)	570回	282回 (49%)	580回	318回 (55%)	590回	402回 (68%)	600回	
下段：参加人数	11,644人	13,200人	8,485人 (64%)	13,500人	4,698人 (34%)	14,000人	5,079人 (36%)	14,500人	6496人 (45%)	15,000人	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	2・3	B	b	保健推進員や食生活改善推進員等の地区組織団体，公民館との連携により健康教室を実施した。内容としては，地域の実情に合わせて内容を企画し，市民への啓発を行った。また，第2次大崎市健康増進計画に掲げている地域ごとの課題に沿った内容で実施したり，企業や小学校へ出向くことによって，幅広い年齢層に啓発することができた。	重点課題である糖尿病について，関係機関や団体との連携を図り啓発を行う。また，地域の課題に沿った内容での教室も継続し，地域ぐるみでの健康づくりにつながるように取り組んでいく。	評価妥当	B	b	健康手帳も活用されている方はいるものの，その後のフォローは無いということなので，40歳以上に配布されるのならスマホでダウンロードする方法も一考していただきたい。健康教室はとても良い事業であるが，参加者の減少は否めない。呼び掛けの工夫や内容の工夫を再考していただきたい。
令和2年度	2．3	B	b	新型コロナウィルス感染症の影響により，保健推進員などと連携した健康教室がほとんど実施できなかった。その一方で，地区の団体から感染症予防に関する健康教室の依頼があり，基本的な感染症対策と合わせ3密の回避などについて啓発を行った。また，公民館や学童との連携による体験型の健康教育（出張！健康チェッカーズ）を実施し，子どもや働きざかりに対する健康の意識づけを行った。	生活習慣病の重症化を予防するために，糖尿病・高血圧対策を重点に掲げ，関係機関と連携した健康教室を継続する。	評価訂正	B	a	コロナ禍の中において，できうる活動を行っていただいたように思われる。コロナの収束が見えない中での活動は評価したい。引き続き活動の継続を願いたい。
令和3年度	2．3	B	b	新型コロナウイルス感染症の影響で保健推進員などと連携した健康教室は少なかったが，地域での健康教室のニーズはあり，従来の方法を変更しながら感染症対策を講じ，健康づくりや予防の重要性を伝えることができた。 地区公民館等での「出張！健康チェッカーズ」や「フレイルチェック」を通じて，様々な年代に対して健康に関する普及啓発を行うことができた。	生活習慣病の重症化を予防するために，糖尿病・高血圧対策を重点に掲げ，地域ごとの生活実態や課題に沿った内容で関係機関と連携した健康教室を継続する。	評価妥当	B	b	目標値が高いため実績が上がっても達成度が低いのは，残念である。コロナ禍で，病院受診や健康管理が大変な時期でもあるので，地区健康教室の実施は健康づくりや予防を考えると重要と思われるので様々な手法を用いながら引き続き普及啓発をお願いしたい。

令和4年度	2.3	B	b	新型コロナウイルス感染症の影響で保健推進員などと連携した健康教室はコロナ前にはまだ及ばないが，地域での健康教室のニーズはあり，従来の方法を変更し感染症対策を講じながら，医師会や薬剤師会等の関係機関と連携し，市民が自らの健康管理ができるよう市の健康課題に沿った健康づくりを予防の重要性を伝えることができた。 地区公民館等での「出張！健康チェッカーズ」や「フレイルチェック」を通じて，様々な年代に対して健康に関する普及啓発を行うことができた。	生活習慣病の重症化を予防するために，糖尿病・高血圧対策を重点に掲げ，地域ごとの生活実態や課題に沿った内容で関係機関と連携した健康教室を継続する。	評価妥当	B	b	コロナ禍であっても，開催数・参加人数が増加している点は評価したい。ただ，目標値が高いため達成度が低いのは残念である。健康推進課だけでなく，市民福祉課，社協包括支援センター等の連携があると良いのではないか。
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　b現状維持　c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（５）就業分野における男女共同参画の推進に関する施策
施策の方向：　①均等な雇用機会と労働環境・条件整備の支援を行う

事　業　名	ワーク・ライフ・バランス推進のための各種支援制度の普及

事業推進課	産業商工課

総合計画	第４章　活力あふれる 産業のまちづくり 第５節　安定した就労・雇用の支援
各種計画	大崎市産業振興計画

関連する
SDGsの目標

事業の目的	男女が共に仕事と家庭・地域における活動をバランスよく担えるよう啓発活動を実施する。
事業概要	①企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組の啓発・促進 　未来産業創造おおさきや大崎市工業会等の地域の企業の代表が一堂に会する総会等の機会に，チラシの配布等による情報提供を実施する。 ②広報，ウェブサイトによる周知 　宮城県「女性のチカラを活かす企業」の認証制度など，ワーク・ライフ・バランスの各種支援制度について，広報紙，ウェブサイト及び市内商工団体の会報等へ掲載し，普及を促進する。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)
①チラシ配布等の回数	2回	2回	4回 (200%)	2回	2回 (100%)	2回	2回 (100%)	2回	3回 (150%)	2回	
②宮城県「女性のチカラを活かす企業」の認証を受けた市内事業者数	15社	15社	12社 (80%)	15社	9社 (60%)	15社	19社 (127%)	15社	27社 (180%)	15社	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	4・5	B	b	働き方改革に関するセミナー（5月・3月）に加え，地場企業支援事業（ものづくり企業出張説明会にて2回）においても，参加企業等に対してリーフレットを配布するなど，事業者への周知回数を増やすことはできた。一方，宮城県「女性のチカラを活かす企業 」の認証を受けた市内事業者数は目標値に届かなかった。	②宮城県「女性のチカラを活かす企業 」の認証制度についても，①に合わせて周知回数を増やすこととしたい。	評価妥当	B	b	企業の採用活動との関連付けなど，企業にとってのメリットを提示しながらの啓発は効果的であると考える。具体的な取り組みをイメージしやすいよう地元企業の事例を紹介するなど，効果的な手法を検討してはどうか。 また，「女性のチカラを活かす企業」認証制度については，男女共同参画推進室との連携等により，効果的なPRに努めていただきたい。
令和2年度	4	B	c	新型コロナウイルス感染症拡大により実施予定でセミナー開催は2回のみであった。中小企業人材確保事業（ものづくり企業出張説明会）においても周知活動は困難であった。また，宮城県「女性のチカラを活かす企業」の認証を受けた市内事業者数は大きく落ち込んだ。	企業では，新型コロナ感染症対応が優先であり，状況に応じた周知方法の検討しながら実施することとしたい。	評価妥当	B	c	コロナ禍の影響により，取り組みを進めることが難しいことは理解できるが，コロナ対策を機に働き方改革を進めた企業の例もあり，企業にとって有益な情報の提供等を模索していただきたい。
令和3年度	4	B	b	新型コロナウイルス感染症拡大によりセミナー開催は1回のみであった。地場企業人材確保事業（ものづくり企業出張説明会）においても周知活動は困難であった。一方，宮城県「女性のチカラを活かす企業」の認証を受けた市内事業者数は増加した。入札制度における評価項目となることで，認証取得推進の効果が期待できる。	企業では，新型コロナ感染症対応が優先であることに変わりはなく，コロナ禍の状況に応じた周知方法を検討したい。	評価妥当	B	b	テレワーク・ITによるビジネスモデルを作るためのセミナー開催であるため，今後とも引き続き商工会議所含め，企業への告知活動を進め，複数回の開催に努めていただきたい。 宮城県の事業であるが，「女性のチカラを活かす企業」で認証された事業者が増えているので，大崎市の広報・他団体の会報誌に掲載するなどし，PRに努めていただきたい。
令和4年度	4	B	b	人材確保につながるセミナー，大崎市工業会定例会にて参加企業等に対してチラシを配布の上で口頭で説明し周知に努めた。一方，宮城県「女性のチカラを活かす企業」の認証を受けた市内事業者数は目標数を上回った。入札制度における評価項目となることから，建設業等を中心に認証取得に繋がったものと考えられる。	チラシの配布のみならず，宮城県「女性のチカラを活かす企業」の認証制度の周知方法を検討し実施したい。	評価妥当	B	b	「女性のチカラを活かす企業」の認定啓発により，より多くの企業が認定されたことは喜ばしいことである。企業への啓発チラシの個別配布は難しいことだが，1つでも多くの企業が啓発チラシを目にする配布方法を工夫願いたい。

令和 5 年度								

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　b現状維持　c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（５）就業分野における男女共同参画の推進に関する施策
施策の方向：　②農業・自営業へ従事する女性への支援を行う

事　業　名	農産加工クラブ開放講座への支援

事業推進課	農林振興課

総合計画	第４章　活力あふれる 産業のまちづくり 第６節　魅力ある地域資源の活用と産業の連携
各種計画	大崎市産業振興計画

関連する
SDGsの目標

事業の目的	農産加工技術の普及や農産物を加工することの喜び等を見いだす場を提供する。
事業概要	大崎市内の一般市民を対象に農産加工技術の普及や，農産物を加工することの喜びを感じ，伝統的な食品加工技術である「もち料理」や「味噌」などの発酵食などの食文化を指導・伝承するため開放講座の運営や場所の提供等を支援する。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)
農産加工クラブ開放講座 上段：開催数	3回	3回	3回 (100%)	3回	3回 (100%)	3回	3回 (100%)	3回	3回 (100%)	3回	
下段：参加人数	96人	90人	97人 (108%)	90人	84人 (93%)	90人	97人 (108%)	90人	87人 (97%)	90人	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	2.3.4	A	b	開放講座は定員を超える応募があり，特に女性に限らず男性も参加するなど，男女共に農産加工を通し活動できる場を提供できた。 開放講座を運営している大崎市古川農産加工クラブ連絡協議会が，今年度の宮城県農業・農村活性化女性グループ等表彰にて長年の功績が認められ，地域社会参画部門で最優秀賞を受賞した。	今後も開放講座等を通して男女共に参画できる場を提供していく。	評価妥当	A	b	数値目標を達成していることは評価できる。加えて，新たな担い手の育成に向けて，若い世代を巻き込んでいく必要があるのではないか。 異業種交流の機会を設けることで多様な視点の獲得と新たな事業展開の支援を図ってはどうか。
令和2年度	2.3.4	B	b	新型コロナ感染防止に配慮しながらの開催のため，試食等は行わず全て持ち帰るスタイルに変更したり，講座内容を変更し実施した。 広報を見て初めて参加した転勤ママや親子で参加した方も見受けられた。講座によってはカを必要とする作業もあり，男性参加者に積極的にお願いする場面もあった。 開放講座を運営している大崎市古川農産加工クラブ連絡協議会が，第13回「宝の都(くに)・活性化貢献賞」を受賞した。	今年度初めて実施した焼肉のタレ作りが好評だった。参加者の意見を聞いて，講座内容や開催日程について協議していきたい。 これからも開放講座等を通して男女共に参画できる場を提供していく。	評価妥当	B	b	当該事業は，農産加工クラブ，参加者ともに満足度が高く，コロナ禍の中でも工夫して実施したことは評価したい。 一般市民への農産加工技術普及等を目的とした事業であるが，農業加工クラブのメンバーに女性が多いことや食文化に興味を持つ男性の参加があることなどを鑑み，「施策の方向」についての成果・評価について意識しながら取り組んでいただきたい。
令和3年度	2.3.4	A	a	新型コロナウイルス感染防止対策として，第1回と第3回講座については，密状態回避のため，二部制で開催した。内容については，1回梅干し作り・2回雑煮つくり・3回味噌つくりと伝統的な食品加工技術である講座内容を実施し，応募者多数となった。食文化に興味を持った男性も参加者の見られた。（講座参加者94名うち10名）	今後も新型コロナ感染防止対策に配慮しながら開放講座を開催していき，男女共に参画できる場を提供していく。	評価妥当	A	a	講座の参加者数が増加してきているので何に魅力があるのかアンケートを取り，方向性を探る必要があると考える。参加者の年代層は高いと思われるため，若い世代に向けたPRの検討を望む。リピーターを講師として育成するなど，農産加工クラブの人材確保や，農家とコラボレーションして原料を調達するなどといった横に広がりのあるアプローチも考えてはどうか。

令和4年度	2.3.4	A	a	昨年に引き続き，新型コロナウイルス感染防止対策として，第1回と第3回講座については，密状態回避のため，二部制で開催した。内容については，1回梅干し作り・2回雑煮つくり・3回味噌つくりを実施した。開放講座は定員を超える応募があり，第1回から第3回講座まで抽選を実施した。当日のキャンセル等もあったが，応募者多数となった。食文化に興味を持った初参加の男性も見られた。（講座参加者87名うち7名）	今後は，参加者へのアンケート等を実施し，直接的な意見を取り入れ，開放講座を開催していき，男女共に参画できる場を提供していく。	評価妥当	A	a	毎年多くの参加者があり，人気の企画であることがわかる。毎年リピートして参加している方がどのくらいいるのか，新規参加者はどのくらいか，また今後のこの事業に望むこと等ぜひアンケートや聞き取りをしていただきたい。
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　b現状維持　c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（５）就業分野における男女共同参画の推進に関する施策
施策の方向：　③創業支援・新産業の創造支援を行う

事　業　名	創業支援機関等と連携した起業支援

事業推進課	産業商工課

総合計画	第４章　活力あふれる 産業のまちづくり 第５節　安定した就労・雇用の支援
各種計画	大崎市産業振興計画

関連する
SDGsの目標

事業の目的	創業を目指す女性への継続した支援を行う。
事業概要	創業支援施設「おおさきコワーキングスペース alata（アラタ）」の設置 おおさきコワーキングスペースの円滑な運営による交流の場・拠点づくりを推進しながら，創業支援機関である商工会議所・商工会及び金融機関等と連携し，起業支援体制を強化する。

【数値目標】

平成３０年度	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
創業支援機関等の支援を受けた創業者数	32件	25件	23件（92%）	25件	20件（80%）	25件	18件（72%）	25件	39件（156%）	25件	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	2	A	b	市の創業支援連携事業者である，古川商工会議所，大崎商工会，玉造商工会，古川信用組合と連携し，起業に必要な知識を習得できる特定創業支援事業（創業塾）を始め，創業セミナー，相談会などを開催し，延べ251人に支援を行った。うち23人が創業に至った。	「食」や「観光」など地域資源をテーマとした特徴ある起業塾を開催し，新たな事業と雇用の場を創出していく。	評価訂正	B	b	女性を対象とした創業支援については，きめ細かく取り組んでおり評価できる。引き続き，ネットワーク支援を含めて継続的に取り組んでいただきたい。事業の目的に鑑みて，数値目標については，女性の創業者についてモニタリングしていく必要があるのではないか。
令和2年度	2	B	b	市の創業支援連携事業者（古川商工会議所・大崎商工会・玉造商工会・古川信用組合）と連携し，起業に必要な知識を習得できる特定創業支援事業（創業塾）を開催したが，コロナ対策で人数を限定したり中止となった事業もあった。創業セミナーや相談会等で延べ288人に支援を行った。うち20人が創業に至った。	セミナーで創業者に実体験を講演いただいている。今後もセミナーを通して創業後の経過を見守っていく。「農業」の新たな市場拡大について関係機関と連携し，支援していく。	評価妥当	B	b	創業前から創業後までの継続した支援としての様々な取り組みを評価したい。また，大崎市の資源を生かした「農業の新たな市場拡大」に期待したい。 今後も，創業後5年間に実施している事業実施状況調査から課題やニーズを抽出して柔軟に取り組んでいただきたい。
令和3年度	2・4	A	a	市の創業支援連携事業者である，商工団体及び金融機関と連携し，起業に必要な知識を習得できる特定創業支援事業（創業塾）を2回開催。青年就農者向けのセミナーを市農林振興課と合同開催した。夫婦で参加した就農者も3組あり，今後の経営に繋がる内容となった。その他創業セミナー，相談会も開催し，延べ395人に支援を行った。うち18人（女性7人男性11人）が創業に至った。	農林振興課と合同開催したセミナーは大変好評だったため，次年度も取り組んでいきたい。また，大崎市を拠点としたECサイトが立ち上がるため，新たな販路開拓にも支援していきたい。	評価妥当	A	a	新規就農者が農業と関係のない夫婦というのは支援結果の表れと思う。産業商工と農業関係が連携したセミナーを増やし，起業のための分かりやすい説明をするには十分なスタッフの確保が望まれ，また起業後のサポート体制の充実が大切である。今後を期待したい。大崎地域全体にも影響力のあるコワーキングスペースalataの情報スペースコーナーの更なる有効活用を図るよう努めていただきたい。

令和4年度	2・4	A	a	市の創業支援連携事業者（3商工団体・金融機関）と連携し，起業に必要な知識を習得できる特定創業支援事業（創業塾）を3回開催（内，1回は参加しやすい日程として日曜日開催とした）。青年就農者向けのセミナー（参加者20人）及び農業者向けのインボイスセミナー（会場79人・オンライン27人）を市農林振興課と合同開催した。夫婦または親子で参加した農業者もあり，今後の経営に繋がる内容となった。その他創業セミナー，相談会も開催し，延べ703人に支援を行った。うち39人（女性17人男性22人）が創業に至った。	日曜日開催のセミナーは定員に達するほど好評だったため，継続する。 農林振興課と合同開催した青年就農者向けのセミナーは水稲農家夫婦で講演いただき，大変好評だった。次年度も合同開催としたい。 インボイス制度は令和5年10月から始まるため，7月に3地域でセミナーを行うこととした。	評価妥当	A	a	セミナー参加者が参加しやすい日時の設定で，参加者が増加したことを評価したい。創業後のサポートも確立されていることが安心感を生み，この事業が，起業を考えている方の大きな支えになっていると思われる。今後もニーズにこたえられるよう，企画・サポートをお願いしたい。
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　b現状維持　c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（５）就業分野における男女共同参画の推進に関する施策
施策の方向：　④市職員のワーク・ライフ・バランスを推進する

事　業　名	ワーク・ライフ・バランス推進に向けた職場環境づくり

事業推進課	人財育成課

総合計画	第１章　市民が主役協働のまちづくり 第３節　市民の生活を支える行財政改革の推進
各種計画	大崎市特定事業主行動計画

関連する
SDGsの目標

事業の目的	生き生きと活躍できる職場環境づくりにより，仕事と家庭生活の両立の実現を図る。
事業概要	①時間外勤務の縮減，年次有給休暇の取得推進 職員が健康で能力を発揮でき，家族・友人との充実した時間，自己啓発，地域活動への参加のための時間を確保するため，ノー残業デーの周知徹底と年次有給休暇の取得を促す。 ②男性職員の育児休業，特別休暇の取得促進 出産後の配偶者支援，男性の家事・育児参画を推進するため，休暇制度及び手続方法の周知により育児休業の取得を促す。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項　目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
①時間外勤務が1年間に240時間を超える職員 上段：市長部局等	8%	3%以内	10%（29%）	3%以内	7%（41%）	11%以内	9%（122%）	10%以内	12%（83%）	9%以内	
下段：市民病院						9%以内	11%（82%）	9%以内	14%（64%）	8%以内	
①年間の年次有給休暇取得日数 上段：市長部局等	10.4日	15日	10.5日（70%）	15日	10.5日（70%）	11日	11日（100%）	12日	12日（100%）	13日	
下段：市民病院						6日	8日（133%）	7日	10日（143%）	8日	
②男性の育児休業取得率（令和元・２年度は市民病院除く）	0%	5%	18%（360%）	5%	25%（500%）	7%	50%（714%）	7%	36%（514%）	8%	
							12%（171%）		17%（243%）		
②男性の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率 上段：市長部局等						66%	75%（114%）	70%	55%（79%）	73%	
下段：市民病院						73%	54%（74%）	74%	33%（45%）	76%	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			
①時間外勤務が1年間に240時間を超える職員	時間外勤務が1年間に240時間を超える職員の割合を見直す（管理職除く）	実績による見直し及び令和2年度までは分母に管理職員の人数を含めていたが，令和3年度より「特定事業主行動計画」に合わせ，管理職員数を除くこととした。	変更前：　3%以内 変更後： (市長部局等) 11%以内 (市民病院) 9%以内	変更前：　3%以内 変更後： (市長部局等) 10%以内 (市民病院) 9%以内	変更前：　3%以内 変更後： (市長部局等) 9%以内 (市民病院) 8%以内
①年間の年次有給休暇取得日数	年間の年次有給休暇取得日数の見直し	「特定事業主行動計画」に合わせた見直し	変更前：　15日 変更後： (市長部局等)　11日 (市民病院)　　6日	変更前：　15日 変更後： (市長部局等)　12日 (市民病院)　　7日	変更前：　15日 変更後： (市長部局等)　13日 (市民病院)　　8日
②男性の育児休業取得率	男性の育児休業取得率の見直し	「特定事業主行動計画」に合わせた見直し	変更前：　5% 変更後：　7%	変更前：　5% 変更後：　7%	変更前：　5% 変更後：　8%
②男性の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率	【追加】 男性の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率	男性職員の育児参加を促進するため	(市長部局等)　66% (市民病院)　　73%	(市長部局等)　70% (市民病院)　　74%	(市長部局等)　73% (市民病院)　　76%

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	5	B	b	時間外勤務については，令和元年東日本台風の影響により，平成30年度の実績から2%増加した。年次有給休暇の取得状況は，変化はなく横ばいの結果となった。育児休業の男性取得については，制度周知の資料を作成したこともあり，令和元年度中の男性の新規育児休業取得可能者11名のうち，2名が取得した。	管理職のマネジメントによる業務量平準化を進め，時間外勤務の縮減と年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを推進する。育児休業についても，男性職員取得に係る意識啓発を図る。	評価妥当	B	b	時間外勤務や年次有給休暇取得日数については，災害発生などの要因は理解できるが，引き続き目標達成に向けて取り組んでいただきたい。 取得期間，取得率の向上に向けては，取得者の感想などを職員内で共有するなど，取得の具体的なイメージを持ち，また，長期休業を取得したことで，不安にならない職場環境作りが重要である。
令和2年度	5	B	a	時間外勤務については，台風等の被害もなく前年度から減少したが，新型コロナウイルス感染症への対応等により目標値には達しなかった。また，年次有給休暇の取得状況は，変化はなく横ばいの結果となった。男性の育児休業取得については，昨年度作成した制度周知用のパンフレットに体験談を盛り込むなどして男性職員の育児参加を促した。令和2年度中の男性の新規育児休業取得可能者8人のうち，2名が取得した。	管理職マネジメント能力の強化，職員が情報を共有し相互に協力・尊重しあう職場を醸成することにより，時間外勤務の縮減と年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりを推進する。引き続き育児休業及び育児参加特別休暇の取得に係る制度・体験談を周知することで，職員の意識啓発を図る。	評価妥当	B	a	男性の育児休業取得について，制度周知に体験談を盛り込むなどの工夫は評価したい。しかしながら，取得者の休業期間が短く，ワーク・ライフ・バランスが実現されているとは言い難い状況である。今後は，育児休業期間や休業中の過ごし方などにも目を向けて取り組んでいただきたい。

令和3年度	5	B	a	①市長部局については，災害対応の影響などのため，時間外勤務が前年度実績より2.6ポイントの上昇となったものの，当初設定目標を達成している。年次有給休暇の取得平均日数は昨年度実績を0.5日上回った。 ②男性の育児休業取得については，新規育児休業取得可能者8人中4名（最長4カ月)取得しており，男性の育児休業取得への理解や体制整備が進んでいる。	①管理職が業務の進捗管理を適切に行うとともに，担当や課，部を越えた協力体制を確立することで，業務量の偏りを解消し，時間外勤務の縮減を図る。また，引き続き計画的に年次有給休暇が取得できる職場環境づくりに努めていく。 ②男性の育児休業期間が短いことについては，職場への負担などを念頭にした意識が根強いことが原因と考えられるため，職場環境及び職員の意識啓発を図る。	評価妥当	B	a	制度活用への理解が高まり，育児休業の取得率が上がっているため，令和7年度は20%位に設定する必要があると考える。職員の業務負担が多いため，育休代替の手配等環境を整える事が必須である。ワーク・ライフ・バランスの取組であるノー残業デーが業務の先延ばしにならないよう業務の進捗管理に注意を払う必要がある。特定事業主行動計画の目標値は5年間で設定されているが，途中で制度設計を見直すよう検討をお願いしたい。
令和4年度	5	B	a	①市長部局については，令和4年7月豪雨による災害対応，内部情報系システムの更新，庁舎の移転準備などにより時間外勤務が前年度実績から3%増加し，目標値を達成していない。一方で年次有給休暇の取得は増えており，目標値を達成することができた。 ②男性の育児休業取得については，市長部局の新規育児休業取得可能者11名のうち4名，市民病院の新規育児休業取得可能者18名のうち3名が取得しており，いずれも目標値を上回っている。	①管理職が適切な業務管理を行うとともに，一つの業務を多方面から協力・支援できる体制を構築することで，業務遂行環境の改善を図る。また，特定の担当に集中する業務量を平準化することで時間外勤務の削減や年次有給休暇の取得増加に努める。 ②男性の育児休業取得は周囲の理解や環境による部分が大きいため，制度理解への周知を図り，更なる取得推進に努める。	評価妥当	B	a	職員が安心して育休が取得できるような業務の体制作りが必要である。在宅ワークへの切換えや，休職中の人材の補充等も必要ではないか。 また，ノー残業デーの在り方も考え直すべきと思われ，サービス残業をしていない，本当に残業をしていない職員数の把握が必要である。職員は意識はしているだろうが，業務の繁忙期が各課で異なるので，各課のノー残業デーもあってよいのではないか。まずはできることから始めていくべきだと思う。
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。
達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった
事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった
進捗状況　a進んだ　　b現状維持　c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（6）家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策
施策の方向：　①保育サービスや子育て支援の充実を図る

事　業　名	多様な保育サービスの提供

事業推進課	子ども保育課

総合計画	第5章　地域で支え合い 健康で元気なまちづくり 第5節　環境の変化に対応した子育て支援の充実
各種計画	子ども・子育て支援事業計画

関連する
SDGsの目標

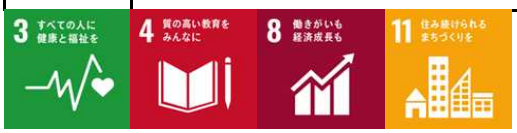

事業の目的	共働きや就労形態等により保育の必要な児童を保護者が安心して預けられる保育サービスを提供する。
事業概要	①公立保育所（9箇所）・私立保育所（23箇所）・認定こども園（5箇所）・地域型保育施設（16箇所）での保育 通常保育，障がい児保育，病児保育，病後児保育，アレルギー除去食の提供の実施 ②延長保育事業の実施 保育標準時間（7：00～18：00），保育短時間（8：00～16：00）の前後で，7：00～19：00まで保育時間を延長して児童を保育する事業

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
保育施設数と入所児童数（参考指標）	2,857人 36箇所		2,889人 35箇所		2,869人 35箇所		2,899人 37箇所		2,892人 36箇所		
入所待機児童数（4月1日現在）	64人	0人	39人（61%）	0人	47人（53%）	0人	21人（79%）	0人	5人（95%）	0人	
①障がい児保育実施保育所数	17箇所	16箇所	17箇所（106%）	16箇所	17箇所（106%）	18箇所	18箇所（100%）	18箇所	18箇所（100%）	18箇所	
②延長保育実施保育所数	36箇所	35箇所	35箇所（100%）	35箇所	35箇所（100%）	37箇所	37箇所（100%）	36箇所	36箇所（100%）	37箇所	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			
①障がい児保育実施保育所数	目標値を16箇所から18箇所に修正	保育施設の新規開設等により，受入可能施設が増となるため。	変更前: 16箇所 変更後: 18箇所	変更前: 16箇所 変更後: 18箇所	変更前: 16箇所 変更後: 18箇所
②延長保育実施保育所数	目標値を令和4年度は36箇所，令和5年度は37箇所に修正	保育施設の休園及び新規開設の遅れにより，延長保育実施施設が変更となるため。	変更前: 35箇所 変更後: 37箇所	変更前: 35箇所 変更後: 36箇所	変更前: 35箇所 変更後: 37箇所

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	2・3	B	b	通常保育，障がい児保育，病児保育，アレルギー除去食の提供等の支援を行った。 延長保育は，認定こども園への移行があり，より多くの利用希望者の受け入れができた。	多様な保育サービスの受け入れ体制を整え充足できるよう努める。	評価妥当	B	b	待機児童の解消に力を入れ，保育施設の増設や定員増のための取り組みをおこなっていることは評価できるが，病児・病後保育も障害児保育も，十分な数が供給できているとは言い難い。夜間保育も，市民の多様な働き方にもとづく生活時間を想定するならば早急に整備が求められる。保育は子育てのなかでも限られた期間ではあるが，そのサービスを充実させることは，大崎市への生産年齢人口の移住・定住を増大させるためへの鍵となる。
令和2年度	2・3	B	b	通常保育，障がい児保育，病後児保育，アレルギー除去食の提供等の支援を行った。 延長保育は，全ての保育施設で実施している。 障がい児保育は，児童の状態に応じた保育を実施した。	新規施設が開園となり，障がい児保育，延長保育，病児保育の実施事業者数が増となる。引き続き，多様な保育サービスの受け入れ体制を整え，充足できるよう努める。	評価妥当	B	b	提供している病後児保育施設サービスについて，利用者が増えない要因の分析や，同種の事業所との交流を進めて問題点を把握するなど，市としての役割を果たすことを期待する。保育士の男女比は，男性保育士2.7%とのことであった。全国（4.0%：厚生労働省（令和2年）「保育の現場・職業の魅力向上検討会 資料」）と似た傾向ではあるが，全国的にそうだからといってそれでよいということにはならない。保育士という職種にはジェンダー（社会的につくられた性別）の偏りがあることに目を向け，待遇など改善に向けた施策に着手するなどしてほしい。
令和3年度	2・3	B	b	通常保育，障がい児保育，病後児保育，アレルギー除去食の提供等の支援を行った。 延長保育は，全ての保育施設で実施している。 障がい児保育は，児童の状態に応じた保育を実施した。	多様な保育サービスの受け入れ体制を整え充足できるよう努める。	評価妥当	B	b	働く父母のために，病児・病後児保育が手厚くなったことは評価できる。以前から指摘しているとおり，夜間保育の潜在的ニーズは確実にあるのではないか。ニーズ調査の実施をあらためて強くお願いしたい。
令和4年度	2・3	B	b	通常保育，障がい児保育，病後児保育，アレルギー除去食の提供等の支援を行った。 延長保育は，全ての保育施設で実施している。 障がい児保育は，児童の状態に応じた保育を実施した。	多様な保育サービスの受け入れ体制を整え充足できるよう努める。	評価妥当	B	b	評価妥当ではあるが、現状維持でよいということではない。「多様な保育サービス」としていま何が求められているのか、実態を常に把握するよう努めていただきたい。実際、サービスが存在しないために、他の方法で（例えば祖父・祖母、親戚等に保育をお願いして）済ませているという人がいるのも事実である。国の指針に沿って計画をたてることは重要であるが、市民に目を向けてニーズを拾いあげることも考えてほしい。他課と協力し、妊婦検診や乳児検診時に妊婦や保護者にアンケートをとることなども容易に考えられる。柔軟な対応をお願いしたい。

令和 5 年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　b現状維持　c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（6）家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策
施策の方向：　①保育サービスや子育て支援の充実を図る

事　業　名	放課後児童クラブの実施

事業推進課	子育て支援課

総合計画	第５章　地域で支え合い 健康で元気なまちづくり 第５節　環境の変化に対応した子育て支援の充実
各種計画	子ども・子育て支援事業計画

関連する
SDGsの目標

事業の目的	児童に適切な遊びを与え，児童の健全な育成を行い，保護者の就労を拡大しつつ， 家庭内における性別役割分担や性別による偏りを解消する。
事業概要	放課後に留守家庭となる児童を対象に，適切な遊びと生活の場を提供し，家庭にかわる安全で安心な居場所として実施する。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項目	実績	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)	目標値	実績 (達成度)
放課後児童クラブ登録者数	1,472人	1,655人	1,556人 (94%)	1,655人	1,680人 (101%)	1,665人	1,536人 (92%)	1,665人	1,656人 (99%)	1,665人	
放課後児童クラブ施設数	29箇所	31箇所	33箇所 (106%)	31箇所	33箇所 (106%)	35箇所	35箇所 (100%)	35箇所	35箇所 (100%)	34箇所	
放課後児童クラブ年間利用児童数（延べ）	237,989人	240,000人	231,490人 (96%)	240,000人	217,788人 (90%)	240,000人	221,998人 (92%)	240,000人	234,016人 (97%)	240,000人	

※各数値には，学童保育（事業番号70）による施設数・児童数も含む

【変更事項（変更した場合に記載】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			
放課後児童クラブ登録者数	令和3年度以降の目標値（放課後児童クラブ登録者数）	子ども・子育て支援事業計画の確保量に修正を行うため。	変更前: 1,695人 変更後: 1,665人	変更前: 1,695人 変更後: 1,665人	変更前: 1,695人 変更後: 1,665人
放課後児童クラブ施設数	令和3年度以降の目標値（放課後児童クラブ施設数）	古川第五小敷地内の2放課後児童クラブを新設したため。	変更前: 31箇所 変更後: 35箇所	変更前: 31箇所 変更後: 35箇所	変更前: 31箇所 変更後: 35箇所
放課後児童クラブ年間利用児童数（延べ）	令和3年度以降の目標値（放課後児童クラブ年間利用児童数（延べ））	児童数の減少傾向から目標値を令和2年度据え置きとしたもの。	変更前: 245,000人 変更後: 240,000人	変更前: 245,000人 変更後: 240,000人	変更前: 245,000人 変更後: 240,000人
放課後児童クラブ施設数	令和5年度の目標値（放課後児童クラブ施設数）	令和5年3月31日限りで学童保育運営団体1団体が運営を中止したため。			変更前: 35箇所 変更後: 34箇所

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	2	B	a	令和元年11月に子育て拠点施設の整備が完了し，わかば放課後児童クラブの定員拡大を実施することで，待機児童を解消し，子どもを預ける家庭の性別役割分担の軽減を図った。	待機児童が発生している古川第五小学校敷地内に放課後児童クラブ（サテライト室）の整備を実施し，子どもを預ける家庭の性別宅割分担の軽減を図る。	評価妥当	B	a	児童クラブで子どもたちが時間を過ごすにあたって，例えば必要のない場面で男女別の集団統制をおこなったり，ステレオタイプのジェンダーを植え付けたりすることのないよう，まずは実態の把握に努めてほしい。定員超過のため利用を控えたり，自由来館せざるをえない子どもたちが出ないようにしてほしい。
令和2年度	2	B	a	古川第五小学校敷地内に放課後児童クラブ（サテライト室）新設により定員を拡大し，待機児童の解消及び子どもを預ける家庭の性別役割分担の軽減を図るとともに，放課後児童クラブ等の保育現場を訪問し，引き続き実態の把握に努めた。	整備計画に基づく施設整備が完了したことから，利用ニーズ動向を注視していくとともに，施設実地確認を引き続き実施し，実態把握を行う。	評価妥当	B	a	放課後児童クラブの場の提供により待機児童を解消することに加え，そこで子どもたちが何を学びどのような成長を遂げるか，またそこに子どもの安心・安全が確保されているかということに注視しながら，事業を推進してほしい。
令和3年度	2	B	a	先行委託施設である小学校の敷地内の放課後児童クラブ室の運営業務の契約更新を実施し，引き続き児童の安全・安心を確保し，質が高く，安定した保育のための運営体制構築に努めた。	格差のない保育サービス提供に向けて，直営の児童館・児童クラブの運営業務委託を実施し，児童の健やかな成長と安全・安心が図られるよう引き続き現地確認により担保していく。	評価妥当	B	a	新型コロナウィルスの感染防止策が安定的に実施されることに伴い，利用者が戻ってきているということなので，引き続き事業を継続し，共働きの保護者をサポートしてほしい。
令和4年度	2	B	a	市が運営するすべての児童館・放課後児童クラブの運営について業者選定を実施し，民間事業者のノウハウの活用を図り，質が高く，安定した保育のための運営体制構築に努めた。	全ての児童館・放課後児童クラブの民間委託が完了したことから，保育の質の向上と履行確認のため，現地確認を実施し保育の質を担保していく。	評価妥当	B	a	民間委託はサービスの向上にはなるが、監査という運営上の観点だけではなく、市として、職員の質やサービスの質についても把握するべきではないか。児童館職員の子供への接し方や、子ども同士のコミュニケーションなど、児童館サービスは子の成長に関わる部分が大きい。体験教室などのイベントの充実の度合いが各施設の運営に任されていると、地域間のサービス格差につながることも懸念される。地域性を大切にしながらも、市としてある程度標準的な実施内容になるよう全体に目を配ることも必要ではないか。
令和5年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　b現状維持　c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（６）家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策
施策の方向：　②子育てに関する相談体制の充実を図る

事　業　名	子育て支援センターでの育児相談や情報提供

事業推進課	子育て支援課

総合計画	第５章　地域で支え合い 健康で元気なまちづくり 第５節　環境の変化に対応した子育て支援の充実
各種計画	子ども・子育て支援事業計画

関連する
SDGsの目標

事業の目的	核家族化の進行等により，親の子育てに対する身体的・心理的負担が増大しており，育児不安が少しでも解消され安心して子育てが出来るよう，また，子育てを楽しいと感じてもらえるよう支援を行う。
事業概要	①各子育て支援センター（7地域）相談受付 ・電話，面接，訪問による随時対応（月～金，８：30～17：00） ・関係機関との連携と情報共有 ・すくすくの日，母子通園事業（子育てわくわくランド） ②子育て親子の交流の場の提供 ・各支援センターだより（地域ごとの活動・予定を掲載）の発行 ・子育て一口メモの提供・掲載（子育てわくわくランド，市ウェブサイト，タウン情報誌等） ・年齢別サークルの実施，サークル活動等への支援

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
①育児相談件数（参考指標）	1,797人		1,700人		1,270人		832人		877人		
②センターだより発行回数	89回	85回	89回（104%）	85回	89回（104%）	89回	89回（100%）	89回	88回（99%）	89回	
②サークル活動利用者数（延べ）	5,338人	6,500人	3,498人（54%）	6,500人	1,070人（16%）	6,500人	1,455人（22%）	6,500人	1,931人（30%）	6,500人	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			
②センターだより発行回数	目標値設定の見直し・検討	3年連続，目標値が上回っているため見直しを行った	変更前:　85回 変更後:　89回	変更前:　85回 変更後:　89回	変更前:　85回 変更後:　89回

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	2	B	b	②のサークル活動利用者数の減少の理由としては，地域的に子どもの出生数が減少傾向にあることと，0歳児から保育所へ入所する子どもが多くなってきていることが考えられる。年齢別や合同サークルでは，親子が楽しめる内容を工夫し，参加者にも好評を得ているが，地区サークルの参加者数は年々減少しており，各地区サークルの在り方の見直しが必要と考えている。	参加者数が見込めない地区サークルの回数を減らし，合同サークルの開催を増やし，今の親子のニーズに合った内容を工夫し，母親のリフレッシュできる内容等を取り入れ，参加者の満足度を上げていきたい。	評価妥当	B	b	行政として子育てサークルの活動を活発化させなければならないということが目的化しており，現状に合わない施策を展開しているように見える。市民の自発的な自主サークルの支援にもっと力を入れ，活動を支援するための費用を予算化したり，情報発信の具体的なサポートをおこなうなど，実効性のある施策の展開を望む。
令和2年度	2	B	b	令和2年度は，新型コロナウィルスの影響もあり,人数制限を設けての実施となった。支援センターでは，年齢別サークル，パパサークル，ママサークル，異年齢児サークルなど幅広い対象のサークル活動を展開できた。各サークルとも人気が高く,人数制限を上回るほどの申し込みがあった。市内の自主サークルにおいては,サークルの紹介チラシを作成し,館内や保健福祉センターへの掲示のほか,市ウェブサイトから自主サークルのウェブサイトにアクセスできるようリンクを貼って周知できるようにした。また,これまで同様,各自主サークルも活用できる，外部講師を招いての講座を開催したり,自主サークル同士の交流の場・会員同士の連携が図れる場を設けてきたが,コロナ禍により,自主的な制限の中での実施となった。	各地域の在宅対象となる親子が減少傾向にある中,支援センターとしての役割を再検討したり,昨年同様,親子のニーズに合った内容を工夫しながら計画を立てている。また，自主サークルの周知については,広報紙の掲載や市ウェブサイトを活用している。自主サークルの支援については,子育て講座などを利用して,自主サークルのPRの場を設け,サークル活動に還元できるようにしていきたい。	評価妥当	B	b	コロナ禍で出産・子育てに不安を感じる人，友人・知人と連絡がつかず孤独な子育てに直面している人は多数いるはずである。センター利用者数が減り，育児相談の数も減っている状況の中では，センターに足を運んでもらうだけでなくアウトリーチ型の子育て支援など新しい取り組みを検討してほしい。

令和3年度	2	B	a	令和3年度においても，コロナ禍での事業実施となった。子育て支援センターの役割として，育児を頑張っている保護者や悩みを抱えている保護者に対して，コロナ禍だからこそできる支援を目指し取り組んできた。 つどいの広場や年齢別サークルでは，在宅の育児から少し開放された気持ちになったり，同年齢のお子さんを持つ母親たちの交流の場となったり，リピーターの利用者も多々見られた。そして父親向けのサークルは人気が高い。 相談事業においては，来所される方ばかりではなく，電話での相談受付やセンターの利用が遠のいている相談者へ連絡を取るなど，きめ細やな対応を心掛けた。また，拠点施設の立ち上げと同時に健康推進課との連携も密になり，妊娠期から切れ目のない支援に向け，共通の事業を実施してきている。	コロナ禍ではあるが，育児をしている方々が，行ってみたい。参加してみたい。と思えるような支援センター事業計画を検討したり見直しをし，令和4年度は育児をしている保護者の方々が来館しやすいよう事業回数を増やす予定である。 コロナ対策の環境を整え，より多くの保護者の支援につないでいきたい。また，これまでの以上に健康推進課や関係機関との連携強化を図っていきたい。	評価妥当	B	a	父親サークルや子育てセミナーが年々充実している。また，子育て包括支援センター拠点施設（わいわいキッズおおさき）が整備されたことにより，関係課との連携が一層図られ，妊娠期から出産・育児期の支援体制が整ってきたこともまた，評価できる。引き続き子育てがしやすい環境づくりに取り組んでいただきたい。
令和4年度	2	B	a	支援センターでの役割をコロナ禍でも果たせるよう，支援センターの利用時間の拡大やわくわくランドの土日，祝日の利用など，コロナ禍前に近い状況での支援や子育てがしやすい環境づくりを目指し取り組んできた。 平日は母親の利用者がほとんどだが，土日祝日は父親の利用者が多く、父親の育児参加が伺え，母親の育児負担軽減にもつながっているようだ。また，サークルでは継続して参加したりつどいの広場が交流の場となる様子も伺え，孤育てにならないよう安心し子育てができるよう働きかけてきた。 相談事業においては，来館時や電話相談などできめ細かい対応ができるよう，関係機関と連携を取り利用者の方の相談や情報提供に進めてきた。また，健康推進課との連携事業が深まることで参加者の利用が増加し，特に父親の育児参加率が高まっている。	利用についての制限がなくなることで利用者の増加が考えられるので，より来館したいと思えるような環境づくりやサークル活動を計画している。 相談内容も複雑になってきているので，関係機関との連携を密にし，内容によっては具体的な情報の提供を心掛け安心して子育てができるようにしていきたい。 健康推進課との新しい事業が始まることで，これまで以上に妊娠期から関わりをもち進めていきたい。	評価訂正	A	a	健康推進課との連携協力による、妊婦を対象とした新事業の実施は高く評価できる。広報の仕方を工夫し、対象となる人に確実に情報が行き届くと良い。わくわくランドだけでなく、各地域の子育て支援センターの利用にもつながることを期待する。

令和 5 年度								

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　b現状維持　c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（7）男女共同参画の推進に関する調査及び研究
施策の方向：　②男女共同参画推進基本計画の推進を図る

事　業　名	男女共同参画プロジェクトの推進

事業推進課	男女共同参画推進室

総合計画	第1章　市民が主役 協働のまちづくり 第2節　男女が共に担うまちづくり
各種計画	

関連する
SDGsの目標

事業の目的	男女共同参画の視点から，社会情勢の変化に対応し，関係機関と連携しながら新たな行政需要の解決を図る。
事業概要	プロジェクト・チームを設置し，関係課の連携のもとで具体的な実践項目の調査・研究及び企画・立案を行い，事業を実践する。 【生命を守るプロジェクト（継続プロジェクト）】 事業番号14「中高生を対象としたデートDV予防学習会」を中心に，学校教育課，健康推進課，各小中学校と連携しながら展開をしていく。 【宝をつなぐプロジェクト（新規プロジェクト）】 男女共同参画推進に関する新規事業を，おおむね1～2年の期間で調査・研究から実践までを行い，その後内容を見直しながら取り組んでいく。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
項目	実績	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）	目標値	実績（達成度）
男女共同参画推進プロジェクトによる主な事業実施回数	4回	3回	5回（166%）	4回	6回（150%）	4回	4回（100%）	5回	5回（100%）	5回	
プロジェクト会議の開催回数（参考数値）	2回		6回		6回		4回		3回		

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和３年度	令和４年度	令和５年度
項　目	内　容	理　由			

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	1・2・3・4・5	A	a	【生命を守るプロジェクト】市内事業所管理職等を対象としたリプロ研修会，中高生を対象としたデートDV予防学習会を開催。リプロの普及啓発として，チラシを作成し成人式にて新成人に配布，ポスターを作成し市内ドラッグストア等へ掲示依頼した。 【宝をつなぐプロジェクト】庁内推進委員会委員によるワーク・ライフ・バランスに関するワークショップを開催した。	二つのそれぞれのプロジェクトについて，関係課連携のもとでプロジェクトチームにて企画・立案し実践につなげていく。市役所若手・中堅職員を対象にワーク・ライフ・バランスに関する意見交換会を開催する。	評価訂正	A	b	【生命を守るプロジェクト】はPTAや地域の人々を巻き込んだ啓発と理解の促進が必要である。人権啓発のビデオは法務省等で作成したものがインターネット上で無料配信されており気軽に視聴できるので，積極的に活用してはどうか。 【宝をつなぐプロジェクト】は庁内職員の意識啓発がこのプロジェクトの目的ではなかったはずである。プロジェクトの趣旨をもう一度確認し，事業内容を根本から見直してほしい。
令和2年度	1・2・3・4・5	A	b	【生命を守るプロジェクト】リプロ啓発のためのリーフレットを作成し，男女共同参画セミナーで配布した。また，ポスターを作成し市管理の公衆トイレ等に掲示した。 【宝をつなぐプロジェクト】ワーク・ライフ・バランスに関して，入庁から5年程度の職員を対象としたワークショップを開催し，提案された意見を今後の職場環境整備及び職員育成に反映させさた。	作成したリプロのリーフレット配布対象者とポスター設置箇所の拡大を図る。ワーク・ライフ・バランスに関する取組みを継続しつつ，市民を対象としたプロジェクトに取組むこととする。	評価訂正	B	b	【生命を守るプロジェクト】については，事業の継続をお願いしたい。 【宝をつなぐプロジェクト】は，令和5年度に向けて計画的に事業を実施してほしい。このプロジェクトの趣旨は地域の「宝」をつなげることにある。市民を巻き込んだプロジェクトの実現に期待する。
令和3年度	1・2・3・4・5	B	b	【生命を守るプロジェクト】既存事業は継続している。幼児・小学生への生命の安全教育のための保護者向け啓発チラシ内容・デザインを検討した。 【宝をつなぐプロジェクト】ワークライフバランスにおける取り組みの機運を高めるためのツールづくりに取り組んだ。命題である地域や人財を活かした取り組み・イベント等の企画や進め方について検討を行っている。	幼児・小学生と保護者を対象とした生命の安全教育のための教材や講師による啓発方法について検討する。男女共同参画を啓発するための地域との連携によるイベント実施に向けた企画を検討する。	評価妥当	B	b	【生命を守るプロジェクト】は事業の継続をお願いしたい。 【宝をつなぐプロジェクト】はいまだ庁内での検討にとどまっており，市民に知られていない現状がある。男女共同参画について考えてもらうためにも，もっと市民を巻き込んで，具体的な事業に着手してほしい。
令和4年度	1・2・3・4・5	B	b	【生命を守るプロジェクト】既存事業は継続している。リプロ啓発用リーフレット・ポスター改訂に取り組んだ。 【宝をつなぐプロジェクト】地域や人財を活かした取り組み・イベント等の企画や進め方について協議した。	生命を守るプロジェクトの継続，宝をつなぐプロジェクトは，新庁舎や地域交流センターを拠点としたイベントの実施を検討する。	評価妥当	B	b	【生命を守るプロジェクト】はリーフレット改訂や講座等の開催など活動できており評価できる。今後は中高生だけでなく、乳幼児や小学生対象の学習会や保護者に向けての啓発もぜひ検討していただきたい。 【宝をつなぐプロジェクト】については、第4次基本計画に向けてプロジェクトの根本的見直しを強く求める。

令和 5 年度									

配慮した項目　１企画や立案段階で，男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
２男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法，日時や場所等）
３事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別，年齢制，職種別等）
４男女共同参画推進のため，他の部署や国・県，他市との連携に努めたか。
５一層の充実を目指して，意欲的な取組みに努めたか。

達成度　A実施できた（１００％以上）　Bある程度実施できた（７０％以上）　Cほとんど実施できなかった

事業評価　A実施できた　Bある程度実施できた　Cほとんど実施できなかった

進捗状況　a進んだ　　b現状維持　c全く進んでいない（後退した）

4　大崎市男女共同参画推進審議会の意見

写

大崎共審第１０号
令和５年１０月２５日

大崎市長　伊　藤　康　志　様

大崎市男女共同参画推進審議会
会長　菅　原　真　枝

令和４年度大崎市男女共同参画の推進に関する施策の実施状況の
事業評価について（答申）

令和５年７月２４日付け大崎ま第４３６号で諮問されたこのことについては，
当審議会の意見を付し，別紙のとおり答申します。

第９期大崎市男女共同参画推進審議会委員名簿

	所　　属　　等	氏　　名	備　　考
１	公　　募	山谷　真子	市民代表 （第１号委員）
２	古川地域まちづくり協議会	會田　征子	市民代表 （第１号委員）
３	松山地域まちづくり協議会	小笠原　智世	市民代表 （第１号委員）
４	三本木地域まちづくり協議会	鈴木　晴美	市民代表 （第１号委員）
５	鹿島台地域まちづくり協議会	鈴木　美惠子	市民代表 （第１号委員）
６	岩出山地域まちづくり協議会	氏家　美津枝	市民代表 （第１号委員）
７	田尻地域まちづくり協議会	高橋　のぞみ	市民代表 （第１号委員）
８	大崎市立小・中学校校長会 （大崎市立松山小学校長）	佐々木　真理	各種団体代表 （第２号委員）
９	大崎市工業会 （東北電力ネットワーク株式会社 古川電力センター所長代理）	佐藤　芳宏	各種団体代表 （第２号委員）
１０	大崎市地域婦人団体連絡協議会 （三本木婦人会長）	加藤　牧子	各種団体代表 （第２号委員）
１１	大崎市ＰＴＡ連合会 （古川北中学校ＰＴＡ会長）	石崎　靖博	各種団体代表 （第２号委員）
１２	にじいろＣＡＮＶＡＳ	小浜　耕治	学識経験者 （第２号委員）
１３	東北学院大学地域総合学部 地域コミュニティ学科　教授	菅原　真枝	学識経験者 （第３号委員）
１４	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会 総務企画課長	今川　秀行	学識経験者 （第３号委員）

任期：令和４年４月１日から令和６年３月３１日まで

令和４年度大崎市男女共同参画の推進に関する施策の実施状況の事業評価について（答申）

１　第３次大崎市男女共同参画推進基本計画アクションプランの事業評価・進捗に係る所見

本審議会は，標記対象事業に対して大崎市男女共同参画庁内推進本部が承認した事業評価及び進捗状況について審議し，以下のような結論に達した。なお，アクションプランについては，必要に応じてコメントまたは意見を付すものとした。

（１）結論の概要

事業評価・進捗状況判断につき，それを妥当と判断するもの・・・・・２３事業
事業評価・進捗状況判断につき，それを変更すべきと考えるもの・・・　４事業

（２）今後の施策のあり方について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は，令和４年度においても色濃く残り，計画どおりの事業実施に至らないケースもあった。しかし前年度とは異なり，今後の展開に期待がもてる部分もあった。その一方で，地域活動はいったん縮小・廃止してしまうと元に戻すことが難しくなることも多く，地域での人々のつながりはこれまで以上に希薄化している。生きることへの悩み・苦しみをひとりで抱えている人も少なくないであろう。あらためて，大崎市男女共同参画推進基本条例が掲げる「一人ひとりが一人の人間として大切にされる社会」の重要性を指摘しておきたい。

われわれ審議会は，令和２年から２度にわたって同じ要望を市に対して提示してきた。それは①市民にとってわかりやすい男女共同参画の発信と質的保証，②自己目的化した各種事業への一歩踏み込んだ事業展開，③『宝をつなぐプロジェクト』の計画的な実行，の３つである。これらの点について，今年度の事業評価で，やっといくつかの改善や新しい取組みが見られたことは，審議会として評価したい。①についてはまだ工夫の余地はあるものの，パープルライトアップの規模拡大や，家庭でできる性教育講座の開催などの新規事業への取り組みが見られ，若い世代への意識啓発が行われている点は高く評価したい。②については，新型コロナウィルスの感染拡大の影響が，事業のありかたを見直すきっかけとなったケースが見られた。新しい実施方法へと切り替えたことによって利用者・参加者が増加したり，事業そのものが新しく生み出されたことにより今までにない効果が見込まれるようにもなってきている。このことが男女共同参画の推進によりよい効果をもたらすかどうかの検証はこれからにはなるが，少なくとも事業のマンネリ化が進むことへの懸念は相対的に解消されたと言える。③の『宝をつなぐプロジェクト』は，相変わらず進展が見られないことは大変残念である。計画期間内に有意義な事業へと結実させることは困難であるようにも思われる。第４次基本計画では新規プロジェクトが立ち上がることを期待し，現段階においてはその基盤づくりを着実に行なっていただきたい。

審議会がこの３つの課題を初めて示したのは令和２年度の事業評価を受けてのことであったが，その後の改善が見られず，令和３年度の事業評価において，あらためてこの３点について強く要望するに至った。これを受けて今回，令和４年度事業については，上に記したとおりその一部に改善が認められる。また，審議会としての評価訂正はいずれも上方修正となっている。引き続き，庁内において男女共同参画に対する理解を深め

ていただき，柔軟な対応をお願いしたい。

今年度の審議会が特に強く求めたいのは，若い世代（とりわけ子どもたち）に対して男女共同参画の理念を伝えることの重要性を市がしっかりと認識し，各事業に反映させていくことである。自らの個性や能力を発揮し，なりたい自分になれるということは，年齢や性別，障がいの有無，国籍等に関わらず，全ての人に保障されなければならない。それが，男女共同参画がめざす社会のあり方である。ここでは男女共同参画の理念にたいする認識を再確認するため，大崎市男女共同参画基本条例において謳われている基本理念を再掲する。

（基本理念）
第３条
（１）　何人も，性別や社会的立場等にかかわらず等しく人権が確保され，人間としての尊厳を傷つけられることがないこと。
（２）　何人も，社会のあらゆる分野において性別や社会的立場等を理由とするいかなる差別的扱いを受けないこと。
（３）　男女が，性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行による制約を受けることなく，人間としての尊厳が重んじられ，自らの意思で自由に社会活動を選択することができ，その持てる資質と能力を発揮する機会が等しく確保され，適切な評価及び処遇を受けること。
（４）　男女が，性別にかかわらず，社会の対等な構成員として，市の政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に参画する機会が等しく確保されること。
（５）　男女が，性別にかかわらず，家事，育児，家族介護その他の家庭生活における活動と職場及び地域における社会活動を両立することができること。

〈大崎市男女共同参画基本条例より抜粋〉

子どもたちにとっての生活環境は，少子化，核家族化，都市化，情報化，国際化といった波を受けて，大きく変化している。そのような中にあっても，上の基本理念が擁する普遍的な価値は変わらない。これらの理念が子どもたちに浸透していけば，大崎市は今後，さらに大きく発展していくであろう。すなわち年齢や性別，障がいの有無，国籍等に関わらず，全ての市民が，それぞれに与えられた場所で自分らしく生き，学び成長し，安心して老いていくことのできる社会が実現されていくであろう。そのためには，まず市が男女共同参画社会の実現に向けての明確なビジョンをもち，子どもたちの成長にあわせた男女共同参画の啓発の機会を体系的に作りあげ，その実践を積み重ねていくことが必要となってくる。審議会としては，こうした子どもたちへの長期的なアプローチに期待しつつ，第４次基本計画の策定過程を注視したい。男女共同参画推進室がその名のとおり大きな推進力となって，大崎市の明るい未来を実現してくれることを望んでいる。

２　基本的施策に係る総合所見

基本的施策①　市民及び事業者の理解を深めるための施策

特に若い世代からの理解を得ることが重要である。広報紙・ＳＮＳ・二次元コード等を活用し，広く市民への情報提供を行い，意識啓発に努めていただきたい。「男女共同参画」という堅い表現ではなく，市独自の魅力的なキャッチフレーズの作成，マスコット等の募集などがあっても良いのではないか。二十歳の集いにおいて啓発ビデオの視聴機会を設けるなどの工夫も考えられる。大崎塾は地域に根差して活躍する女性人材の確保に大きな役割を果たしている。市民に広く男女共同参画が行き渡るよう，事業の継続と充実をお願いしたい。

基本的施策②　学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策

学校教育においては３年前から「生命（いのち）の安全教育」が導入され，幼児期から小中高校生対象に，性暴力の加害者，被害者，傍観者にならないよう啓発事業が推進されている。加えて本市の場合は，市立中学校を対象として「デートＤＶ予防学習会」が早い時期から全校で開催されており，この点は高く評価できる。

その一方で懸念されるのは，近年，核家族化の進行や人間関係の希薄化により家庭教育力が低下していることである。乳幼児期から愛着形成が行われる子どもたちが安心して生活できる環境が与えられていればよいが，そうではない子どもたちも多くなってきている。子どもたちの自立心や道徳意識，社会性が育まれるためには，学びの土台となる幼児期の早い時期から，「自分のからだは自分のものである」という権利意識を学ぶ機会が保障されることが重要である。そのためには，まずは大人たちが「自分を大切にすることが相手を大切にすることにもつながる，そこにはどんな暴力もあってはならない」ということを十分に理解し，それを子どもたちに伝えていくことが必要である。

つまり子どもたちが将来にわたって健やかに成長していくには，学校・家庭・地域において，人権についての理解を共有できていることが必要不可欠である。子どもたちと学校教員，保護者，地域の人々が一体になって男女共同参画について学ぶ機会の提供が強く求められる。そのことが，本市の男女共同参画基本条例の基本理念である「一人ひとりが一人の人間として大切にされる社会の実現」に向けての鍵となる。

基本的施策③　性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策

ＤＶや高齢者虐待などの相談件数が増加し，かつ相談内容が年々複雑化していく中で，相談員が受ける研修の質や回数の担保，関連機関との連携が図られ，相談体制が強化されている点は評価できる。また，相談員の方々のスキルアップが図られていることも評価したい。しかしながら，ただの情報交換となるだけでなくより実態に即した対応となるよう，今後も研修内容の検討や連携方法の練り上げをお願いしたい。また，担当者の心理的負担の軽減のため，各課の垣根を超えてチームで支援していくことについても継続していくことを期待したい。

基本的施策④　生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策

「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（以下リプロ）は，性の問題，思春期の問題，妊娠，出産，中絶，避妊，不妊，性感染症，更年期障害，また性暴力や売買春など様々な問題に対応するために必要不可欠なものである。そしてリプロは，女性だけでなく男性にも必要な知識であり，お互いが対等なパートナーシップを育むために必要である。この権利は，年齢や性別，障がいの有無，国籍等に関係なく，すべての人に保障されなければならない。

本市においては，既に「生命（いのち）の安全教育」や「デートＤＶ予防学習会」においてリプロについての理解促進が図られているほか，近年では高等看護学校で「大人のための性教育講座」が一般聴講も含め開催されている。今後はさらに，外国籍の人や障がいがある人，ＬＧＢＴＱをはじめとする多様な人々と共に暮らしているという実感を持つことが大切になってくるであろう。例えば小中学生対象に，性的マイノリティ当事者・支援者による講座を実施し，多様な人々が地域で共に暮らしていくための「心」を育むような取り組みも必要ではないか。

基本的施策⑤　就業分野における男女共同参画の推進に関する施策

まずは市が，民間企業が追従できるようなワーク・ライフ・バランスのとれた働き方を示してほしい。その上で，ワーク・ライフ・バランスを推進する優良企業を市独自に表彰する制度があっても良いのではないか。

起業したい市民への手厚い創業支援は継続していただきたい。法改正に伴う変化が生じた場合にも，サポート体制を維持していただくようお願いしたい。

基本的施策⑥　家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策

コロナ禍で様々な工夫をされながらも子どもたちの安心安全の場を作ろうと対応をされてきた点は高く評価したい。子どもたちやその保護者の置かれている環境は，時代の変化にともない，刻一刻と変化していくものである。計画策定のタイミングに合わせた実態調査だけでなく，その都度，保護者や子どもたちの状況を把握し，より多くの人々が家庭生活と社会活動を両立できるようなサービスの拡充や対応を強く求める。放課後児童クラブが民間委託されたことにより，メリットだけでなくデメリットがこれから出てくるであろう。市として検証していただきたい。

基本的施策⑦　男女共同参画の推進に関する調査及び研究

継続的に事業を展開できている「生命を守るプロジェクト」は高く評価できる。中学生だけでなく未就学児や小学生にも対象を拡げて継続して行って欲しい。「宝をつなぐプロジェクト」は事業として進んでいる様子が見られないため，市民の目線で改めて事業の方向性を考える必要があるのではないか。根本的な見直しを図っていただきたい。第４次基本計画の作成に向けては，男女共同参画推進室の積極的な指揮に期待したい。

謝辞

答申をまとめるにあたり，審議会としてできる限り現場の事情を知ったうえで事業の評価・検証をおこなうため，今年度も３つの作業部会において一部の事業推進課に対するヒアリングを実施し，担当者にお話をうかがった。多忙な中にもかかわらずご協力いただいた事業推進課職員の方々に，この場を借りて感謝申し上げる。